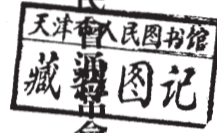
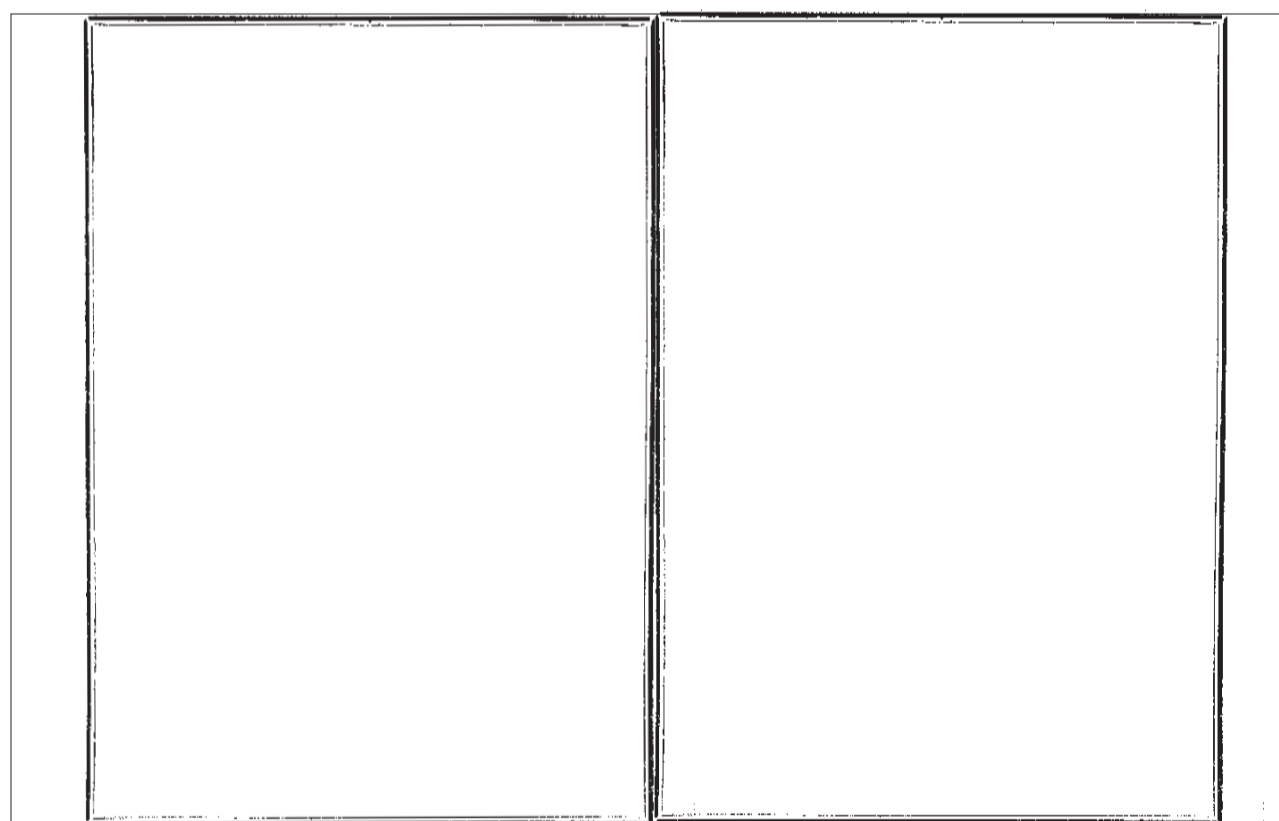
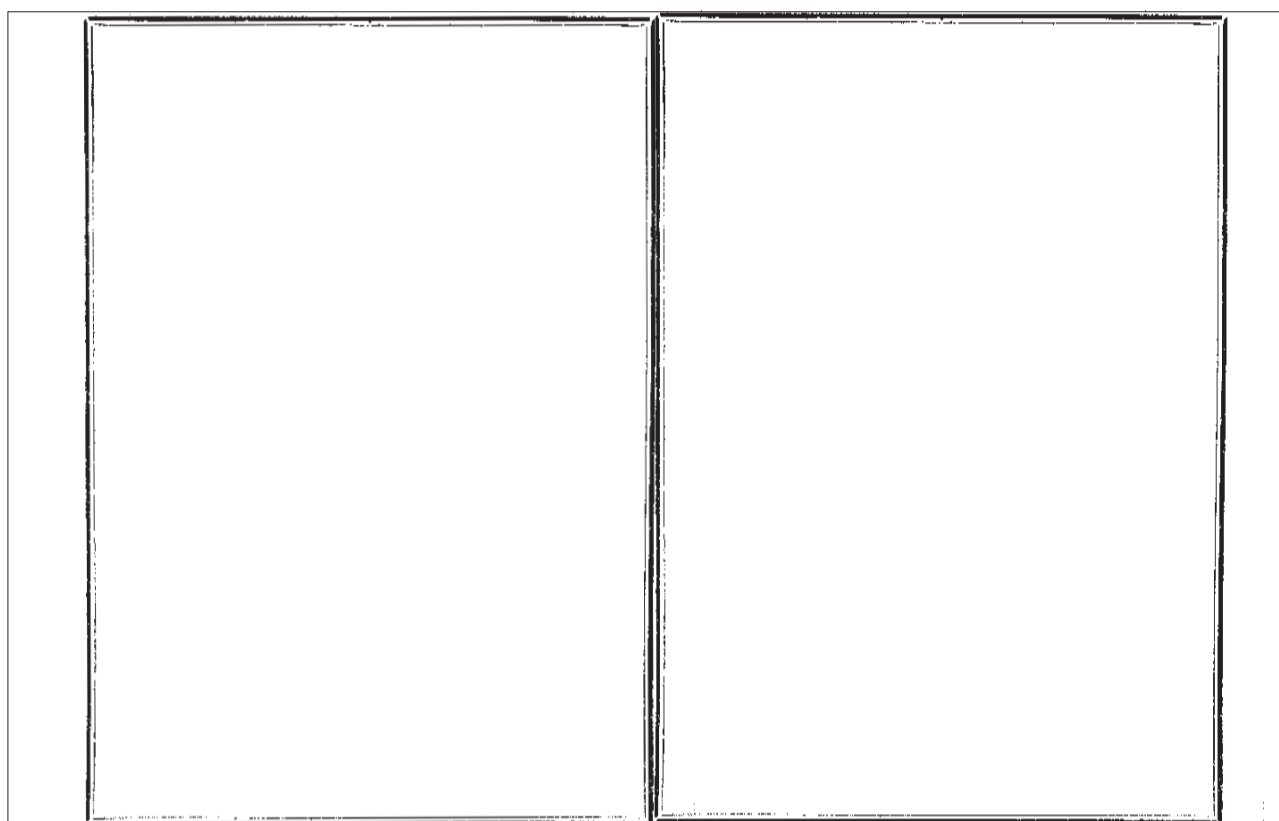


議事錄第二十四號

大正十四年度天津居留民會會議事錄



天津居留民團



大正十四年度天津居留民會通常會議事錄

大正十四年三月二十四日於公會堂

第一日

- 一、民會議長選舉
- 二、民會副議長選舉
- 三、報告

- 一、大正十三年居留民團事務報告
- 二、大正十三年居留民團歲入出追加豫算の件報告(二件)

議事日程

- 第一、居留民會々議規則中改正ノ件
- 第二、大正十二年度居留民團歲入出決算
- 第三、大正十二年度特別會計電氣歲入出決算
- 第四、大正十二年度特別會計官有地地下準備金歲入出決算
- 第五、特別會計電氣變壓所及地下高壓線並低壓架空配電線建設費決算
- 第六、特別會計道路及下水暗渠築造工費歲入出決算
- 第七、諸軍艦燃料條例中改正ノ件

(1)

(2)

- 第八、花園街舊消防器具置場取毀ノ件
- 第九、公設市場家屋取毀ノ件
- 第十、日本租界公設市場規則廢止ノ件
- 第十一、天津共立學校補助金ノ件
- 第十二、天津少年義勇隊補助金ノ件
- 第十三、天津日本青年會補助金ノ件
- 第十四、私立天津高等女學校補助金ノ件
- 第十五、天津在籍軍人分會非常用銃器手入費補助ノ件
- 第十六、大正十三年度居留民團歲入出追加豫算案
- 第十七、大正十四年度居留民團歲入出總豫算案
- 第十八、大正十四年度特別會計電氣歲入出豫算案
- 第十九、大正十四年度特別會計官有地地下準備金歲入出豫算案
- 第二十、居留民團法施行規則第十八條ニ依リ行政委員會委任事項中改正ノ件
- 第二十一、居留民團法施行規則第十八條ニ依リ行政委員會委任ノ件廢止ノ件
- 第二十二、臨時財源調查會章程中改正ノ件
- 第二十三、課金法調查會條例中改正ノ件
- 第二十四、課金調查委員會條例中改正ノ件
- 第二十五、事業資金調達ノ爲メ國庫補助申請委員會設置ノ件中改正ノ件

- 第廿六、事業調查委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第廿七、壽街、扶桑街開修工費徵收規則廢止ノ件
- 第廿八、壽街開修工費特別會計條例廢止ノ件
- 第廿九、扶桑街開修工費特別會計條例廢止ノ件
- 第三十、民團理事規程ノ件
- 第三十一、民團會計檢査委員人員ノ件
- 第三十二、行政委員選舉
- 第三十三、豫備行政委員選舉
- 第三十四、民團會計檢査委員選舉

- 出席議員
- 牧 尚一
- 橋本國三郎
- 永安平吉
- 藤田壽郎
- 小倉知正
- 大澤大之助
- 檜垣恭興
- 金山善八郎

- 上野 壽
- 川島範夏
- 小谷萬治郎
- 黑澤兼次郎
- 阿部政吉
- 小林陽之助
- 白井忠三
- 田村俊次
- 川本吾一
- 森川照太
- 中島盛彦
- 眞藤榮生
- 田中鑄太郎
- 岡本久雄
- 中村常三郎
- 佐々木敏九
- 川村龍雄
- 千葉初藏
- 赤山今朝治
- 郡 茂行
- 遠山 誠雄
- 野崎誠近
- 古田治四郎
- 砂田 實

(3)

(4)

- 池田三男也
- 内山春吉
- 吉田房次郎
- 好富道明
- 濱田邦太郎
- 川村龍雄
- 黒澤兼次郎
- 吉田房次郎
- 山西健吉
- 相原俊夫
- 根本儀太郎
- 平井久一
- 藤田重直
- 川本吾一
- 遠山 猛雄
- 石川 通
- 遠藤盛彌
- 安部長太郎
- 長野 勳
- 太田利三郎
- 連水篤治郎
- 日高松四郎
- 白井忠三
- 藤田龍雄
- 大澤大之助
- 松原秀三
- 松村利男
- 西村 博
- 吉野久七
- 利根川 久

○總領事(吉田茂君)

諸君、只今から第十八次民會を開會致します、開會前に當り私より一言申上げたい、御承知の通り此の度民團の施行規則が改正になりました、其結果新しい施行規則に依りまして民會議員の選舉を終つて、茲に民會が成立した譯であります、此施行規則の改正は舊施行規則が種々不備の点があつて時勢に件はない、乃で諸君から種々の御注文があり、又私の方よりも注文があつて外務省も改正の必要を認め只今の規則に改正した譯であります、昨年の領事會議に於て外務省と種々意見を随はし、各地の領事間に於ける議論もありましたが、各種の意見を參酌致しまして、昨年の秋でありましたが、決定になりました、而して其細目に至つては其土地の事情に依つて參酌

(5)

して決めることと云ふことでありました。乃て私は天津の土地柄に就て其事情に通じて居られる人々と段々御相談を願つて細目なるものを御相談したのであります。第一に御話しなければならぬことは等級選挙に據るか或は單級選挙に依るが宜いかと云ふこと、是には諸君の間にも種々議論があつたやうに承知して居りますが、何れか善いか悪いかと云ふことが解らぬので、實地に施した上に其結果を見た上にしたなればと云ふことと斯う云ふことにしたのであります。別に理窟は無いのであります。是は當時の諸君に於かれても御了解のことと存じます。

第二の議論は支那人との關係でありまして、既に雜居を許し、税を納めて居る以上は之が参加を至當とするが、風俗人情を異にして居り、又日本居留地としての特別の事情もあれば、支那人の参加は希望するが、議員の數に於て制限すれば、從つて選挙資格に於ても多少懸念しなければならぬ、支那人の選挙資格に就ては日本人の居留民の如く顔突き合はして居れば別であるか、中には知らぬ人もあつて、識別に難しい、乃て識別の便宜上寫眞と云ふことを極めて無資格者の混入を防ぎ、斯の如くして新施行規則が出来たのであります。尚ほ研究の餘地が多々あると思ひます。研究の必要は何事にも常に在るのであります。此規則が果して善いか否かと云ふことは研究の餘地あると思ひます。諸君に於ても絶えず御研究を願ひたいと思ふのであります。要するに新施行規則の制定の原則とする所は民團の行政に参加する範圍を擴めるか、否や是等の希望を如何にして達するか、又果して新規則が理想を現はし得たかと云ふことが問題であります。又果して目的を達し得て、是が適當であるとしても、時々刻々變化を及ぼすことに依つて社會は如何なる事情を生ずるかも知れぬ、社會は日々進歩し發展しつゝあるのであります。此新施行規則を適用

(6)

して居つても之を變更する場合も亦日々生ずるのであるから、諸君に於ても之が改正を必要とする場合に於ては充分意見を述べて研究致して貰ひたいと思ひます。

それから議事に就て一言申し上げますが、昨午迄は演壇に登つて芝居掛りてやりましたが、是は利益もあり又弊害もあり、此度は可成疎突合して相談をするやうな積りて、餘り芝居掛らず、眞面目に盡すべき所は盡し、托すべき所は托して和衷協同可成短かく審議を遂げたいと思ひます。他の英佛租界は二日に終るに我租界は一週間懸つても足らぬと云ふやうなことは是迄の時日の必要を感じないと思ひます。是は諸君に於かれても御同感であらうと思ひます。此点を罷く了解の上、直様民團の假議長を指名致します。阿部政吉君に御願致します。(拍手起る)

(阿部政吉君議長席着)

○書記長(吉川慎一郎君)
本日出席議員五十一名、定數六十名の半數以上になつて居ります。是で本會は合法に開會出来ることになつて居ります。(拍手起る)

○假議長(阿部政吉君)
私は御承知の通り既に新聞紙上に於て御紹介に預つたことと思つて居りますが、不肖なる私が此議長席に登壇することは甚だ恐多い次第であります。殊に年長とは言ひながら此席に立つことは何とも申様の無い光榮のことであり、是より議長の選挙に掛ります。

○總領事(吉田茂君)

(7)

議長副議長選挙の立會人として砂田實君、郡茂行君、此御兩君に御願致します

○書記長(吉川慎一郎君)
皆君に就て御注意申しますが、只今投票用紙を差上げました、それに御名刺を添へて御投票を願ひます。

(是より投票を行ふ)

○書記長(吉川慎一郎君)
投票はありませぬか。

(發言者なし)(此間開函投票數を檢す)

○書記長(吉川慎一郎君)
投票の數五十一、名刺の數五十二、相合致して居ります。是から開票致します。

(是より開票を行ふ)

○假議長(阿部政吉君)
開票の結果を御報告致します。中島盛彦君四十九票、それから岡崎省藏君一點、川本吾一君一點であります。誠に不肖の私が斯う云ふ所に立ちましたことは死んでも忘れませぬ、是より副議長の選挙を致します。……一寸間違ひました、更めまして中島議長が此席に着かれますから私は是で御免を蒙ります。(拍手起る)

(中島盛彦君議長席着)

○議長(中島盛彦君)

(8)

一言御挨拶致します。茲に第十八次通常民團を開かれるに當り、私は再び議長と云ふことになりましたことは誠に光榮と存する所であり、何となく毎年引續いて居ることは恐縮に存じます。實は最近健康を害して居ります。殊に昨今御醫者さんに診て貰つて注進までして居るやうなことであります。押し出さるべきものでなく、遠慮することが本當であります。乍併有志の方々が新聞などの報道に依る、今回民團法規が改正されて、初めての民團であるから、少しも手慣れて居る中島を議長に充てた方が宜からうと云ふ話であります。此の健康でない身體を推して出て見て、又工合の悪い時には先年のやうに止めたならば宜からうと云ふやうな考から出席した次第であります。然るに意外と申すよりも、寧ろ豫期して居つたやうに、私か議長長の重職に當ることになつたことは皆様の御厚意に感謝しなければならぬ、民團法規の改正は吉田總領事から種々と御説明なり御話あり、皆様に御承知でありまして、今回改正された内容を考へますと、母國に於ける町村制に準じて此地に適應したものに改正されたのであります。而して自治行政を行ふ法規と致しまして、母國に例の無い法律規則に依つて行はれて居るのであります。法規の上には現はして居りますが、我租界内に行はれることになつたことは皆さんと御同様に感ずる、只此間に吉田總領事も御話のやうに、實際に當りて見ると、時勢の推移に考へて多少改正すべきものがあるかと考へますが、それは徐々に適切な方法を考へて、之に相當の改正を加へましたならば、益々民團法規が善良になることと信するものであります。斯様になりました結果として、我居留民團としても従來の如く、吾々が毎年民團に於て絶叫し且つ渴望して居りました法規の改正が完全に出来ずれば、徒らに議論する必要は無いやうに考へます。而し

て御承知のやうに行政委員会と申す執行機関と、居留民會と申す議決機関が對立を保つことになつて、如何に完全なる組織制度の下に成立つて来るか此點は從來に比して如何にも愉快に感ずる結果たるや必ずしも豫期以上の効果あること、確信して已まない次第であります。従つて民會事業に對する意見に於ても此點に於て充分慎重なる態度に於て之を取計はなければならぬと同時に、私か議長として諸君に望むには、此改正規則を施行することを從來よりも一層厳しくされんことを望むのであります。段々會議が進むに就ては傍聴人取締規則をも施行しなければならぬが、議事規則と云ふものの取締は單に議長のみにては足りない、各自に御含みを願つて議事の進行を速かにしたいと考へます。兎に角先程御断して置きましたやうな通り健康ではないが、造つて見る積りでありますから、宜しく御指導と御援助を賜はらんことを希望致します。一寸御挨拶致します。

○議長(中島盛彦君)
御語り致します。議長副議長の選挙は假議長に依つて行ふことになつて居ります。如何でせうか、一寸御挨拶致します。

○行政委員長(川村龍雄君)
矢張省令三十一條にありますが假議長に選挙して貰つた方が宜からうと思ひます。

○議長(中島盛彦君)
それは阿部假議長に御願致します。

○假議長(阿部政吉君)
復た不肖ながら此席を汚します。是より副議長の選挙を行います。

○書記長(吉川慎一郎君)
投票の數と名刺の數と合致して居ります。是より採點致します。

○假議長(阿部政吉君)
それは只今の副議長の開票の結果を申し上げます。

黒澤兼次郎君	二十一票	田村俊次君	二十一票
岡崎省藏君	五票	西村博君	二票
藤田謙郎君	二票	大澤大之助君	一票

何れも半数に達しませんでした。是から決選投票を行います。

○書記長(吉川慎一郎君)
それでは只今より黒澤兼次郎、田村俊次兩君の決選投票を願ひます。

○書記長(吉川慎一郎君)
投票用紙を配布し投票を行います。(次いで開票)

投票數と名刺の數と合致して居ります。是から採點致します。

○假議長(阿部政吉君)
それは副議長選挙の結果を申し上げます。

總數	五十二票
黒澤兼次郎君	三十二票
田村俊次君	二十票

であります。

○黒澤兼次郎君副議長に當選致しました。(拍手起る)

○黒澤兼次郎君 改正されたる民法に依つて開かれし初期の會合に於て副議長に選挙されしことは誠に光榮とする所であります。私は淺學短才であります。固より議長を補佐する技倆はありませぬが、折角諸君より御推薦されたる副議長を辭任致すことは將來惡例を遺すと云ふことになりませぬが、然し他に適任者が居られませぬから、其人を御選挙願ひます。

○假議長(阿部政吉君)
只今は假議長として申し上げますが、何處迄も黒澤さんに御就任を願ひたいと思ひますが、御辭退に於ては第二の候補者は田村さんでありますから其田村さんに御願ひ致しますか。

○田村俊次君 只今黒澤君の御辭退がありました。新規則に依つて選挙された以上は是非黒澤君に御就任あらんことを希望致します。(贊成の聲起る)

○假議長(阿部政吉君)

田村さんの御意見を伺ひましたが、黒澤さんは如何に會社の御用かあり、御都合があつても御常選した以上黒澤さんに御願したいと云ふことあります。

○黒澤兼次郎君 それは此上申下けては御配慮を煩はすことになりませぬから、

今回は御請けして重職を汚すことに致しますが何卒諸君の御援助に頼ること、存じますから宜敷御願致します。

○假議長(阿部政吉君)
黒澤君の御就任を得ました。一寸御紹介致します。

○議長(中島盛彦君)
只今の選挙に依りまして黒澤君が副議長に御當選になりました。私は茲に御喜びを申し上げます。乍伊私か本議長として黒澤氏が副議長たることは誠に心苦しいやうな感しを持つてあります。寧ろ黒澤氏に本議長になつて貰つて、私か健康でない身体であるから副議長となれば結構であります。是も選挙の結果として斯う云ふ風になりましたので黒澤氏に御願したいのは私の至らざる点を充分御援助下さることに御願したいのであります。若し中途休れるやうなことがありましたなれば多年民會の事に就て御經驗のある黒澤氏が御控へになつて居られると云ふ安心がありますので是程喜ばしいことではありません。是より十五分間休息を致します。(午後五時二十分)

午後五時三十分再開

○議長(中島盛彦君)

(13)

是より開會致し議事日程は皆さんにお回はし致しましたが、可成朗讀を省くことに致します。それから議事に先たつて行合をして置きたいことがあります。此會議の議事規則に依る質問と討論の區別であり、數年來質問を先きにし、討論を後にする順序になつて居りましたが、此間を確然と別けて議事を進めたいのでありますが、此議を私から一々御注意申されませぬから豫め御注意申上げて置きます。尚ほ開會の初に當つて出席議員の數を報告することになつて居りますが、書記長から御報告になつて居りますから省略致します。

議員安部長太郎君から建議案が出て居ります。それは今吉川書記長をして朗讀させます。

居留民會々議規則追加改正ノ件 (書記長朗讀)

居留民會々議規則中左ノ通り改正ス

第十條中「十名以上ノ賛成者」トアルヲ「五名以上ノ賛成者」と改む

第十一條中「十名以上ノ賛成者」トアルヲ「五名以上ノ賛成者」と改む

理由

改正以前ノモノハ舊規則ニ據ル議員數大凡八百名ヲ標準トシテ制定シタルモノナレハ現任之方改正ヲ爲サシテ其儘適用スルコトハ到底不便タルヲ免レス居留民團法施行細則ニ依ル居留民會議員ノ定數ハ僅ニ六十名ナリ然ルニ右ノ内ニハ旅行其他ノ都合ニテ不在者モ相當アルモノト豫想セラル、ヲ以テ議案提出又ハ勸議成立ノ條件トシテ十名以上ノ賛成者ヲ要スルコトハ餘リニ過大ナリ故ニ五名ヲ適當ト認メ改正ヲ行ハントス茲ニ本案ヲ提出スルモノナリ

大正十四年三月廿四日

(14)

議案提出者

贊成者	議員	安部長太郎
		内山春吉
		小林陽之助
		野崎誠近
		金山善八郎
		森川照太郎
		山西健吉
		松原秀三
		田中鏞太郎
		平井久一
		中村常三郎

○議長(中島盛彦君)

只今朗讀致しました建議案には提出者以外に正規の賛成者も署名致されて居ります。議事日程の第一號會議規則改正の件と云ふ議案が提出されて居ります。此建議案は第二に入れて共に議事に附したいと思ひますが、御異議ありませんか。(異議なしの聲起る)

それでは御異議なしと認めます。

(15)

○平井久一君 議事に入ります前に御語り願ひたいと思ひます。毎日開會の時間が四時では業務中の人が多いと思ひますから改正を願ひたいと思ひます。(「ノー」の賛成)と呼ぶ者あり)

○行政委員長(川村龍雄君)

私は矢張り午後四時から開會したいと思ひます。

○太田利三郎君 私は時間を繰合せて来ることは不都合でありますから七時から開會願ひたいと思ひます。

○森川照太郎君 四時に御定めになつた理由を伺ひたい。

○行政委員長(川村龍雄君)

毎年の民會は晩くなつて一時二時になつても納まらぬ、時計を止めて潰つて居る、私共何うしても出席しなければならぬ者は、民會を潰ると翌日の仕事に追はれ、餘り晩になると頭腦が茫然して来る、今迄は八時からでありましたが八時といひましても三十分か一時間遅れるのが例であるが随分晩酌を遣られるお方ありまして議場が蒸れる感があります、出来るなれば早く潰つて早く終つて、而して清々した頭腦で議案を進行して行くことが宜いと思ふのであります。

○行政委員(遠山猛雄君)

川村君が四時を主張する一として説明を添へたいと思ひます、吾々が曾て忘れることの出来ない重大問題に衝突すると時間が段々延び、いつになつて議員諸君が歸つて了ふ、是は甚御忙かしくことあるから御歸りになるのであらうか。

(16)

斯の如き重大なる事件を少數なる議員に於て決議することは出来ないと云ふ議論が起つて、翌日夜から始めて餘り晩くなると云ふ缺點があつた、成程四時と云ふ時間は總て御困りてありませうが、一年一回のことであり、殊に重大なる總會のことであるから、食事前に會議を遣つたならば弊害が無いとはいふことが四時開會にした理由の一になつて居る、併せて御参考迄に申上げます。

○森川照太郎君 行政委員側の御考は夜重大な議案を少數の出席議員によつて議する事は面白くないといふ事に出發されて開會時間を早くする爲に四時にされた様に思ひます、四時は多くの人の營業時間内であること云ふことから出發されて居ると思ふが、行政委員の考は晩くなるから困ると云ふ考であります、四時に始めて出て来て潰る時間は食事の時間に掛つて来る、晩くなる爲め、空腹を抱へて何時迄もやる事は面白くないと思ひます、それから四時が營業時間内であると云ふお考になるなれば晩食の時間にしないでも一時間延ばして五時にすれば、餘り多くの時間を刺く譯でも無い、平井君の考の如く五時に修正して貰ひたい、行政委員も同意を願つて五時に始めて八時に終る見當てやれば宜からうと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(中島盛彦君)

御語り致します、會議の時間のことには暫く懸念を願つて御協議したいと思ひますが、速記を止めます。(午後六時五十二分)

(異議なしの聲起る)

午後七時

(是より懇談會に入る)

(議長(中島盛彦君))

是より懇談會に移ります、此間會時に就ては既に通函書に因りて書いてございませうから、殊に今日は初めてでございます、後刻能く打合せしたならば宜からうと思ひます、是より議事に這入つて第三の報告を議題に附さうと思ひます。

○行政委員長(川村龍雄君)

新居留民團規定に據りまして開かれました第十八次居留民團の勢頭に於て大正十三年度居留民團事務の報告を致しますことは私の最も光榮とする所であり、而して昨年一月から十二月迄即ち十三年の事務報告は印刷して御手許に配布してあります、諸君は御覽のこと、存じます其内最も重要な件及び本年一月からの出来事御報告したい事、四ツ五ツございませうからそれから御報告致したいと思ひます、先づ第一か埠頭築造資金調達の問題であります、本件は昨年度の居留民團に於きまして當時の白井議長から御報告がございませう、それは昨年度の居留民團資金から金五十萬圓を借受けやうと云ふのでありまして御承知の通り昨年七月以來天津の大洪水に於て白河沿岸五六百圓の所は非常に崩壊を來たして、若し假りに現状の程度に回復するにしても尚且つ十萬圓の金を要する、それだけの金を懸けても埠頭は崩壊するに不充分であります、日本租界に着けることになると此十萬圓は役に立たないのであります、それで昨年の十月七日に事務報告の中に出て居りますが、總領事に書面を具して埠頭築造の資金貸下を請願したのであります

す、所か外務省から總領事に其資金五十萬圓は出来さうである、之を議會上に提議する爲めに、其前に民團の責任者に東京迄來て貰ひたいと云ふ電報が來たので行政委員會では幸ひ當時自分の用で上京して居られた白井委員にお願して民團を代表して外務省大藏省に此金の必要なる理由其他に就て説明して貰ひたいと御願した所が、幸ひ白井君が引受けられましたので更に進んで請願するやうになりました、それは外務省の請願は銀で五十萬圓貸すことになるとは知らぬ、銀に改めて請願して宜からうと云ふ注意がありましたので、改めて十二月三十一日に請願書を提出した所が、實際に於てそれは不可能のことであつたのであります、矢張り金五十萬圓でなければ可かぬ、銀では可かぬと云ふことで金五十萬圓を請願することにした白井君は其請願書に基いて外務省から大藏省に回つて、是で大丈夫である云ふこと、先月の末に當地に歸られたのであります、皆さん御承知の通り金五十萬圓は追加後算として提出して居ります、多分貸下を願ふことになつて居ると信じます、此上に民團に四十萬圓と云ふ金を借りなければ埠頭の築造は出来なない、此貸下が出来ると極つた時臨時民團を開いて皆様に御諮りすることになると思ひます、此五十萬圓借入の條件は御承知か知れぬが、五年無利息、三年無利息、アト十年を賦償還と云ふことになつて居ります、利率年三分であります、それから次の第二に於て、低資買収土地の件でございます、是は矢張り居留民團で白井委員から報告がございませう、東照興業から銀百萬圓を借入れて土地建物會社其他から四方餘坪を買入れて居りますか其後土地の上に經營する人を總領事を煩はして物色して居りますが、今以て適當の人か無い、今も外務省を煩はして經營者を探して居りますが、今日未だ見當りませぬ、將來見付かるか何うかは斷言出来ませぬ、此土地に對する百

弗は民團から申す大なるものであります、それで此土地を何うかしたならば宜からうと考へて居りますが、昨年は二年位ア、して材料置場に貸下けやうと云ふことで貸下けた所がございませうが二十年と長い間貸下けることは又出来なない状態にあり、又それを分割して賣却することも考へられぬことも無いが、何れも無制資金を借入れた理由は何分か抵觸するものであります、即ち百萬圓の低資を借入れた理由は民團が土地を持たなければならぬ、之を賣るにして日本人なれば宜いと云ふ議論は立ちますが、日本人に賣つても何時迄も日本人の手にあると保証は出来兼ねるのであります、或は外國人に賣つて了つて事實土地の権利が外國人に移つて了ふと云ふことが假想されるのであります、名義が日本人であつても實際は他に移つて建物は支那人が建てるやうなことになる、日本人の土地家屋と云ふものは無くなるかと考へますので、之を賣つて可いか貸して可いかと云ふことは行政委員會では案が立たぬのであります、此百萬圓は埠頭築造と深い關係がある、此百萬圓を他に轉讓しなければ此金を埠頭に使用することか出来るか否か考物であります、是からの問題は埠頭築造費の五十萬圓が總額決定した時のことで、同時に臨時民團で充て案を御繰り下つたならば宜からうと思ひます、第三課金法の改正であります、是も未だ間の問題であります、昨年一月でありましたが、小川博士が見えまして種々調査の結果昨年十二月案が民團に回つて來まして、其後課金調査會に回してございませう、また成案が出来て居りませぬ、其は何れ課金調査會で充分練られて完全なるものを提案されることと確信して居ります、第四土地家屋の台帳の件であります、是も長い間苦心をして種々潰つて居りますが、何れも失敗に終つたは昨年春朝鮮の熊田信太郎と云ふ人から來て土地台帳其他の佐製を請負したのであります、本年二月完成して今民團に備付けてあります、何れ其内に不動産登記と云ふ様なものを發布されて、其土地家屋は利用されること存じます、最後に低利資金百萬圓を以て買入れた土地建物會社所有土地の内六十餘坪即ち孫仲山と云ふ者と張文和といふ者の係争問題が今尚決定を見てございませぬ、此土地に對する十三萬圓は民團から銀行に預けてあるものであります、昨年十二月暮に此留保金に對しては、土地建物會社に担保に出すから此金額を支拂つて貰ひたいと云ふ請願がございませぬ、法律上支拂無いと認め、結局建物會社から提出したものは六萬圓以上のものである、此金は留保金から支拂つて差支ないとも認め、昨年の極く押請つて銀六萬圓を土地建物會社に支拂ひましたそれから係争事件、是は第一審の判決がありまして、去月一日に判決が送達になつたと云ふ譯であります、廿一日頃判決が確定するのであります、當成君が問合せた所、また能く判らぬが、其中に解決すると云ふこととあります、是を以て事務報告は終りました。

○議長(中島盛彦君)
事務報告に就て質問ありませぬか。
○事務利男君 埠頭の件に就て説明がございましたが、下流の方を整理しなければならぬと云ふこととありましたがさう云ふことありますか。
○行政委員長(川村龍雄君)
河は上流に行く程船を運行に困難であります、英國租界より佛國租界、佛國租界より日本租界と云ふことになる、殊に萬國橋がある爲め、其下を通つて上下することは困難であります、水先案内人全体の意見は絶体には困難ではない危険の程度は日本租界よりも増すといふ事でありませぬが船

長に聞いて見ますとさう云ふことは無いと云ふことであります。
 ○議長(中島盛彦君) 他に御質問ありませんか。
 ○永安平吉君 自動車鑑札料金の分配率は本年度は何程ですか。
 ○行政委員長(川村龍雄君) 去年の一月の儘になつて居ります。
 ○永安平吉君 去年の民會に御尋ね致しました時に交渉すると云ふことでありましたが御方針は如何ですか。
 ○行政委員長(川村龍雄君) それは英國租界に交渉致しましたが、英國租界の當事者が不在であるから今年是非共儘で遣つて貰ひたいと云ふことであります。
 ○永安平吉君 今年の分配の基準は何によつてなされますか。
 ○行政委員長(川村龍雄君) それは昨年の民會に申上げた筈であります、結局其時分に各租界の取つて居つた自動車鑑札料に按分して日本租界は一例と云ふことになつて居ります。
 ○永安平吉君 日本租界の御提出なされたものでありますか、外國租界で極めたもの共儘でありますか。
 ○行政委員長(川村龍雄君) 各租界協定でありまして何方がしても同じであります、収入を按分してやるのであるから結局變りないと思ひます。
 ○永安平吉君 此一刻と云ふことは私は何うも要領を得ません、今少し日本租界は積極的の方針を採る様にして戴きたい。
 ○行政委員長(川村龍雄君) 是は何う云ふ方法にして遣るが一番好いかと云ふことは、日本租界と英國租界と話を違ふ、路の長さ幅と車の數に依つてやるか宜いと云ふ案を出して居るが、前申上げた英國租界の自動車は數が多いから日本租界の提案が採用されるやうになつて居らぬ。
 ○永安平吉君 是は早く解決されんことを希望致します。
 ○川島龍夏君 本年度に於て我が租界の道路が非常に改善されて一體居留民は行政委員諸君に感謝致しますが福島街の繁華な所が道路改正の爲め兩側に居住して居る人か、従来家よりも低かつたものが、高くなつて不便である、將來出水の際なと困難な人かあるやうに見受け、是は一般的の道路政策と云ふやうな立場から此附近の人のかを考慮することが出来なかつたかと考へます、將來相當此便宜も計り考慮して貰ひたいと考へますが、さう云ふお考ありや否や又福島街下水も一直線にせず、横に引いて宜からと思ふか、此邊御考慮あるか承りたい。
 ○行政委員長(川村龍雄君) 道路のことあります、是はお説の如く道路より低くなつて居る所もあるが、道路の高さか極つて居るので、それに準じて居るので、其處だけ低くする譯に行かぬから平らな道を作つた譯で

あります、將來さう云ふことかあつた場合には附近居住者の迷惑にならぬやう、次の行政委員に申送ります、それから下水は眞直にせんでも宜いぢやないかと云ふことであります、彼れは曲つて居ります、何か間違はせぬか。
 ○行政委員(白井忠吉君) 只今川村委員長から御説明がありました川島君の質問の件は主として實際上の問題であります、要するに去年の行政委員がどうすることの出来なないこととあります、數年來の改正の工事の方針が今年に行政委員に依つて行はれたこととあります、私は説明上居留民諸君の充分御諒解あるやうに之に附加したいと思ひます、要するに是は民間に權威ある土木の技師長を早く持たなかつた事は今日の此の結果を來たしたのであります、下水は橋立街と福島街の二ヶ所に下水溜を設けて其橋立街のポンプ場に福島街のポンプ場を持つて行つたならば費用は相當掛つたであらうけれども福島街の下水が低く出來た、是は現在の行政委員は何共出來なかつたのであります、私共古いものであります、技術者の提案其ものを容れたのであります、福島街には非常に苦んで、高くしないで済むやうに考へたのであります、之を直して深くすることは出來ない、新にポンプ場を一ヶ所設けて福島街の水を排水する外ない、結局現在の高さに極めたのであります、充分考察致しましたが、道路の表面との間が薄くなり、已むを得ずア、云ふ結果になつたのであります。
 ○川島龍夏君 能く伺りました、從來權威ある技術者が租界に無いと云ふことは甚だ遺憾であります、私の申すことは再び斯う云ふ機會のある場合には直線に敷かないで、春日街に下水かあれは其下水管に繼ぐやうにすれば少しの勾配で行きはせぬかと思ふ、是迄のこととは仕方無いから、將來のことを御願致します、又さう云ふ場合に附近の人に了解をさしてあつたか何うかと云ふことを御尋ね致します。
 ○行政委員(黒澤兼次郎君) 川島議員の質問は御尤であります、此問題に就ては其當時の家屋所有者と懇談をした積であります、租界の道路に就ては數年前一定の基に極つて居ります、此附近は一帶に福島街の新道に面して居る所は高い所もあり、低い所もあります、要するに懇談は致しました又下水は福島街から直接に引かずに、他の小街に引込んだら宜からうと云ふ御話もありましたが民間の方針としては租界に三ヶ所の幹線を設けることに成つて居りました、松島、宮島の二街は既に完成し福島街のみは未完に成て居るので此度は之を決定したのであります。
 ○永安平吉君 近頃旭街の電車が三輛連結して運轉して居りますが、あれは契約に觸れる事はありませんか。
 ○行政委員長(川村龍雄君) 電車公司との契約は法規に載つて居ります、それに依ると二台以上連結することは出來ないことになつて居ります、それで行政委員會は抗議を申込んだ、所か先方からの返事に依ると一台の發動車に二台の客車を連結することは契約上差支ないと申して居ります、少し迂闊なこととありますが、原文を調べて見ましたが、二台以上は可けないことになつて居つて譯文と違つて居ることが發見されました。

ありまして、是はお説の如く道路より低くなつて居る所もあるが、道路の高さか極つて居るので、それに準じて居るので、其處だけ低くする譯に行かぬから平らな道を作つた譯で

ありますが、私の中すことは再び斯う云ふ機會のある場合には直線に敷かないで、春日街に下水かあれは其下水管に繼ぐやうにすれば少しの勾配で行きはせぬかと思ふ、是迄のこととは仕方無いから、將來のことを御願致します、又さう云ふ場合に附近の人に了解をさしてあつたか何うかと云ふことを御尋ね致します。
 ○行政委員(黒澤兼次郎君) 川島議員の質問は御尤であります、此問題に就ては其當時の家屋所有者と懇談をした積であります、租界の道路に就ては數年前一定の基に極つて居ります、此附近は一帶に福島街の新道に面して居る所は高い所もあり、低い所もあります、要するに懇談は致しました又下水は福島街から直接に引かずに、他の小街に引込んだら宜からうと云ふ御話もありましたが民間の方針としては租界に三ヶ所の幹線を設けることに成つて居りました、松島、宮島の二街は既に完成し福島街のみは未完に成て居るので此度は之を決定したのであります。
 ○永安平吉君 近頃旭街の電車が三輛連結して運轉して居りますが、あれは契約に觸れる事はありませんか。
 ○行政委員長(川村龍雄君) 電車公司との契約は法規に載つて居ります、それに依ると二台以上連結することは出來ないことになつて居ります、それで行政委員會は抗議を申込んだ、所か先方からの返事に依ると一台の發動車に二台の客車を連結することは契約上差支ないと申して居ります、少し迂闊なこととありますが、原文を調べて見ましたが、二台以上は可けないことになつて居つて譯文と違つて居ることが發見されました。

○永安平吉君 發動車と云ふのは客を載せないものでありますか、旭街に住んで居る者は發動か甚
た激しく困ると云ふことありますが、客を載せて居る以上は發動車とは謂えないと思ひますが。
○行政委員長(川村雄雄君)
お答致します、若し永安議員の言はれるやうに客を乗せるものは發動車でないと思ふことに解
すれば可いのであるが、電線の附いて居るものが發動車と思ひます、併し三輪も走ること
は困ると思ひますから契約に基いて交渉することに致します。

○議長(中島盛彦君)
此第一に就ては大なる質問も無いやうでありますから第二の件に移ります。

○行政委員長(川村雄雄君)
大正十三年度居留民團歳入出追加豫算の件報告二件ございますが、是は孰れも同じ性質のもので
ありますから、一纏めに御報告致します、是は御承知の通り昨年の七月十三日海河工程局技
師長から五十分間に洪水が来る、而かも大正六年より三、四高いと云ふ警報がありました、それ
で各租界の當局者が集まりまして如何にして之を防ぐかと相談の結果、日本租界は海光寺の裏の
切目を防ぎ、ウエイズ運河の基礎を大活デイクムの水準点以上十九尺迄高めやうと云ふことを聯
合會から委託されたのであります、それで行政委員等はそれを實行する爲めに、居留民團法施行
規則第十八條に依つて民會の承認を経る暇なく、總領事の許可を受けて銀一萬弗、それから其後
に矢張り水害豫防の爲めに廣安廠總等を購入する費用及び白河沿岸の陥没の修繕費用を合計二萬弗
追加豫算を提出豫算として追加して工事を履行したのであります御承知を願ひます。

○議長(中島盛彦君)
本案に對して御質問ありませんか、別に御質問も無いやうでありますから報告の件は是で終りま
した、それから可成なれは議事日程に入りたいのであります、僅で七時になりますから此位に
して置いて、會議時間に就て速記を止めて御協議致したいと思ひますが御異議ありませんか。
(異議なしの聲起る)(是より協議會に移る)(午後七時散會)

第二一日

大正十四年三月二十五日於公會堂

- 議事日程
- 第一、居留民會々議規則中改正ノ件
 - 第二、居留民會々議規則追加改正ノ件(建議案)
 - 第三、大正十二年度居留民團歳入出決算
 - 第四、大正十二年度特別會計電氣歳入出決算
 - 第五、大正十二年度特別會計官有地地下準備金歳入出決算
 - 第六、特別會計電氣變壓所及地下高壓線並低壓架配電線建設費決算
 - 第七、特別會計道路及下水噴渠築造工費歳入出決算
 - 第八、諸車鑑札料條例中改正ノ件
 - 第九、花園街消防器具置場取毀ノ件
 - 第十、公設市場家屋取毀ノ件

- 第十一、日本租界公設市場規則廢止ノ件
- 第十二、天津公立學校補助金ノ件
- 第十三、天津少年義勇團補助金ノ件
- 第十四、天津日本青年會補助金ノ件
- 第十五、私立天津高等女學校補助金ノ件
- 第十六、天津在郷軍人分會非常用銃器手入費補助ノ件
- 第十七、大正十三年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第十八、大正十四年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第十九、大正十四年度特別會計電氣歳入出追加豫算案
- 第二十、大正十四年度特別會計官有地地下準備金歳入出追加豫算案
- 第二十一、居留民團法施行規則第十八條ニ依り行政委員會委任事項中改正ノ件
- 第二十二、居留民團法施行規則第十八條ニ依り行政委員會ニ委任ノ件廢止ノ件
- 第二十三、臨時財源調査會章程中改正ノ件
- 第二十四、課金法調査會條例中改正ノ件
- 第二十五、課金調査委員會條例中改正ノ件
- 第二十六、事業資金調達ノ爲メ國庫補助額調委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第二十七、事業調査委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第二十八、露街、扶桑街開修工費徵收規則廢止ノ件

- 第二十九、露街開修工費特別會計條例廢止ノ件
 - 第三十、扶桑街開修工費特別會計條例廢止ノ件
 - 第三十一、民團選舉規程ノ件
 - 第三十二、民團會計検査委員人員ノ件
 - 第三十三、行政委員選舉
 - 第三十四、豫備行政委員選舉
 - 第三十五、民團會計検査員選舉
- 出席議員 五十一名
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 牧 向一 | 橋本國三郎 | 西村 博 | 川村龍雄 |
| 千葉初藏 | 利根川 久 | 根本儀太郎 | 好富道明 |
| 安部長太郎 | 黒澤兼次郎 | 砂田 實 | 阿部政吉 |
| 吉野久七 | 長野 勳 | 中村常三郎 | 小倉知正 |
| 遠藤盛彌 | 山西 健吉 | 金山喜八郎 | 松原秀三 |
| 松村利男 | 白井忠三 | 森川照太 | 田中鐸太郎 |
| 太田利三郎 | 平井久一 | 小谷萬治郎 | 古田治四郎 |
| 相原俊夫 | 池田三男也 | 濱田邦太郎 | 岡本久雄 |
| 佐々木敏丸 | 藤田 語郎 | 繪垣恭興 | 川島範夏 |
| | 岡崎省藏 | 赤山今朝治 | 川本吾一 |

郡 茂行 勝田重直 大澤大之助 遠山猛雄
 永安平吉 中島盛彦 野崎誠近 上野壽
 小林陽之助 連水篤治郎 眞藤榮生 拾 名
 ◎出席行政委員
 川村龍雄 川本吾一 白井忠三 藤田語郎
 黒澤兼次郎 遠山猛雄 日高松四郎 大澤大之助
 吉田房次郎 石川通

○議長(中島盛彦君)
 會議を開くに先立つて、御挨拶致したいと思ひます、昨夜も申上げて置きました様に、何うも健康が勝つれない、今日から黒澤副議長に代つて此の席に着て頂くことに致します、私の健康としては議長が勤まる程度のものでありませんが、議員の一人としても又副議長を補佐する意味に於ても、出来るだけ出席致しますが、其の場合は議員席に着いて居りますから、此點不承承知を願ひます、健康が許さないならば、最初から出なかつたならば宜かつたのでありますが、最初から責任を果して見たいと云ふ責任観念から出たのであります、只今から黒澤副議長に御願すること致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 (副議長黒澤兼次郎君議長席に着く)

只今中島議長から御話の様に健康が許さないからと云ふ事でありまして議長職を汚します、昨日も申上げました通り、議場の整理も諸君の御同情に御願する考でありますから、何うか宜しく御願致します、只今迄の出席議員四十八名であります、是數に達して居りますから是より會議を開きます、本日の議事日程は皆様の方に廻してある如く此順序に依つて進みたいと思ひます、先づ第一に居留民會々議規則改正の件、此の議案を議題に上げずや否やと云ふことに就て御諮り致します。

○好富道明君 私は議事日程變更の動議を提出致します、日程第一第二議案及第二十三第二十四第二十五第二十六第二十七議案此等は同様の提案であると思ひますから、一括して會議に附せられんことを動議として提出致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 好富議員にお諮り致しますが第一議案と昨日安部議員より提出されたる第二の議案即ち建議案は議事を聞くに當り最も必要の事項でありますから之れを先に附議致したいと思ひます。(異議なしの聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君)
 それでは第一第二の兩議案を一括して議題と致します。

○行政委員長(川村龍雄君)
 議案第一號居留民會々議規則改正の理由を説明致します、法規中民團規則改正の必要を要するものが澤山ございますが、その中で議事を進めるに就いて、一番先きに改正しなければなら

らないものを、行政委員會では提出したのであります、それは居留民會々議規則第一章第二條第三條であります、新民團法施行規則及細則に依ると民會議員の委任と云ふことを認めて居りませんで、委任に關する民會々議規則第二條は不要となつて、第三條の中「又は前條の書面を審査し」とありますが、之も同様の理由に依つて不要となつた、御手許に配附した議案の中に、第三條中「又は前條規定の書面を」とあるを、「書面を」の「を」は入らないのであります之を御訂正を願ひたい、「居留民會書記は議員の名刺を審査し、議員名簿に對照すべし」と云ふことになるのであります、實は只今申上げました様に抵觸するものだけを除いて、その他法規改正委員を設け、總べての法規を改正する積で、字句の拙い處はその儘にして置いたのであります、此の點を御承知願ひます、次は第十九條の「議長討論に加はらんとす時は、書記議案を朗讀したる後議場を詰つて代理者を定め」とあるを、「議場を詰つて副議長に、副議長故障ある時は假議長に」と改正しようと思ふのであります、是は第十九條の規定に依りますと、副議長を認めて居らぬ時の規則でありますから、副議長が出來た場合に於ては只今申上げました様に改正しなければならぬのであります、どうぞ只今申上げました様に改正されんことを希望致します。

○安部長太郎君 建議の要旨は此處に書いた通りで、御尋ねあれば御答へ致します。

○山西健吉君 行政委員長に御尋ね致します、第三條に「又は前條規定の書面」とあるを除きますと、「議員の名刺を審査し、議員名簿に對照すべし」となりませんが、名刺を審査すると云ふことは何うでありますか。

○行政委員長(川村龍雄君)
 字句の拙い處は澤山ありますが書面であるから審査しなければならぬ、名刺であるから審査せずとも宜からうと云ふ、議論が出来ますが、此の審査と云ふ字を改めやうと云ふことは、無論異議ありませぬ。

○連水篤治郎君 二條は空けて置いた方が宜からうと思ひます。

○行政委員長(川村龍雄君)
 是も二條は削除として、法規全体を改正する場合に全部直しても、遅くはないと考へます。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 他に御質問ございませぬか。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 御質問なければ之れより第二讀會に入ります。

○山西健吉君 只今の第三條を「名刺に依り議員名簿に對照すべし」と改正されんことを希望致します。

○牧一君 「名刺を受領し議員名簿に對照すべし」と願ひます。

○行政委員(藤田語郎君)
 只今の修正説は二讀會に消された方が宜からうと思ひます。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 只今は既に二讀會に入つて居ります。

○森川照太郎君 異議なし(異議なしの聲起る)

らないものを、行政委員會では提出したのであります、それは居留民會々議規則第一章第二條第三條であります、新民團法施行規則及細則に依ると民會議員の委任と云ふことを認めて居りませんで、委任に關する民會々議規則第二條は不要となつて、第三條の中「又は前條の書面を審査し」とありますが、之も同様の理由に依つて不要となつた、御手許に配附した議案の中に、第三條中「又は前條規定の書面を」とあるを、「書面を」の「を」は入らないのであります之を御訂正を願ひたい、「居留民會書記は議員の名刺を審査し、議員名簿に對照すべし」と云ふことになるのであります、實は只今申上げました様に抵觸するものだけを除いて、その他法規改正委員を設け、總べての法規を改正する積で、字句の拙い處はその儘にして置いたのであります、此の點を御承知願ひます、次は第十九條の「議長討論に加はらんとす時は、書記議案を朗讀したる後議場を詰つて代理者を定め」とあるを、「議場を詰つて副議長に、副議長故障ある時は假議長に」と改正しようと思ふのであります、是は第十九條の規定に依りますと、副議長を認めて居らぬ時の規則でありますから、副議長が出來た場合に於ては只今申上げました様に改正しなければならぬのであります、どうぞ只今申上げました様に改正されんことを希望致します。

○安部長太郎君 建議の要旨は此處に書いた通りで、御尋ねあれば御答へ致します。

○山西健吉君 行政委員長に御尋ね致します、第三條に「又は前條規定の書面」とあるを除きますと、「議員の名刺を審査し、議員名簿に對照すべし」となりませんが、名刺を審査すると云ふことは何うでありますか。

○行政委員長(川村龍雄君)
 字句の拙い處は澤山ありますが書面であるから審査しなければならぬ、名刺であるから審査せずとも宜からうと云ふ、議論が出来ますが、此の審査と云ふ字を改めやうと云ふことは、無論異議ありませぬ。

○連水篤治郎君 二條は空けて置いた方が宜からうと思ひます。

○行政委員長(川村龍雄君)
 是も二條は削除として、法規全体を改正する場合に全部直しても、遅くはないと考へます。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 他に御質問ございませぬか。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 御質問なければ之れより第二讀會に入ります。

○山西健吉君 只今の第三條を「名刺に依り議員名簿に對照すべし」と改正されんことを希望致します。

○牧一君 「名刺を受領し議員名簿に對照すべし」と願ひます。

○行政委員(藤田語郎君)
 只今の修正説は二讀會に消された方が宜からうと思ひます。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 只今は既に二讀會に入つて居ります。

○森川照太郎君 異議なし(異議なしの聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君) それでは山内議員から修正案として出て居ります、之に賛成の方は御起立願ひます。(起立者三名)
 ○牧 尚一君 私の修正案は「名刺を受領し議員名簿に對照すべし」と云ふのであります。
 ○山西健吉君 第一條に「其部度名刺を事務局に通すべし」とあり、何うもダブル様に思ふ、單に「名刺と對照すべし」と云ふ如くしたら宜からうと思ふ。
 ○牧 尚一君 字句の修正を要する處は澤山あると思ひますから、委員會に一任したいと思ひます。
 ○副議長(黒澤兼次郎君) 餘り議論もない様ですから原案通り議會省略可決決定致したいと思ひます。(異議なしの聲起る)
 ○副議長(黒澤兼次郎君) 第一第二の兩案は議會を省略し可決決定と致します。
 ○副議長(黒澤兼次郎君) 次に日程第三號大正十二年度居留民團歳入出決算より第七號の特別會計道路及下水噴築築造工費歳入出決算までは凡て決算に屬しますから之を一括して議題と致します。
 ○田中篤太郎君 只今の建議案は何うなりますか。
 ○副議長(黒澤兼次郎君) それは一括して議題に附したのでありますから御異議ないと認めて決定致しました、是れより決算書一括して附議致します。
 ○行政委員(大澤大之助君)

私より今の決算に於ての概略の説明を致します、大正十二年度居留民團歳入出決算であります、之は議案に御座います通り、十二年度の決算は差引七万九千七百八十八兩五錢の剰餘金を生じたのであります、議案を御精讀下さいませれば御座います、強いて蛇足を加へて千兩以上の説明を致し度いと思ひます、歳入の増加したのは一千兩以上は家の課金三千一百一兩三十五兩、それから使用料一千六百四十二兩四十五兩、手数料八千八百八十六兩三十一兩、雜収入五千四百三十四兩八十五兩、それが經常部の歳入の増加した額であります、經常部の歳入の減じたものを申上げますと、營業資金に於て四千三百五十六兩三十三兩、水道料に於て三千三百一兩三十三兩、メトリル賣却代に於て四千九百兩、それから臨時部の歳入の増加したものは財産出生収入が三千六百五十五兩五十一兩であります、歳出に於て經常費に増したものは土木費の内、御高所費に於て千三百七十七兩八十四兩、同じく歳出の方で減じたものは、係給手當に於て二千五百七十六兩八十三兩、土木費の方で九千二百四十二兩九十七兩、水道費の方で五千三百六十一兩七十二兩、教育費に於て三千七百六十五兩四十七兩、豫備費に於て二千五百二兩七錢と、云ふ様なことになつて居ります、臨時費の方で歳出の増加は致しませぬ、歳出の方で減つたものは事務所費で千五百三十三兩九十八兩、土木費の方で二萬九千三百八十八兩三十九兩、調査費に於て四千八百五十三兩一兩、是だけが臨時部の歳出の減額であります、今迄申上げましたことは一千兩以上のもので御座います、其の中一番歳出の減つて居るものは臨時部の土木費であります、それは數字の下に書いてある通り各種の開修する處が出来なかつた爲に土木の方に於て減つたことになりました、下水の築造に於ても安く出来た爲に歳出の減じた理由の一となつて居りますが、調査費の三千八

百兩の中、家の調査をしたかつた爲に、是も減つて居ります、衛生費の處で患者が少なかつた爲に千九百九十九兩八十五兩が減つて居ります、調査費の處で四千八百五十三兩一兩、其他細いものを加へて六萬五千六百二十三兩と云ふものを減じた譯けであります、御承知でもございませうが、此の剰餘金の中から水害に二萬兩を支出した譯けであります、それから次に大正十二年度特別會計電氣歳入出決算であります、此十二年度の電氣の決算は停電の少なかつた結果、當初の見積が多くなつたかと云ふ感があります、電氣の十二年度の決算は歳出に於て豫算より減ること八萬三千八百五十八兩八十七兩となつて居ります、三萬五千三百六十六兩餘りの剰餘金が出て、繰越して居ります、主なるものは事務所費で多く減つて居ります、其の額一万六千七百六十二兩であります、それは係給の處で三千七百六十二兩、と營業費一万四千二百六十二兩と三つの剰餘金が出て、内繰越に於て二千二百四十六兩、増設費に於て二千六百二十九兩を除きましたのであります、それから剛賃を途中で借入れた爲めに四千五百五拾兩を餘したのであります、豫備費五萬九千三百三十二兩九十六兩と云ふものが出た、差引四万八千五百五十二兩五十二兩の歳入減でありながら、三萬五千幾らを餘したのであります、次には大正十二年度特別會計官有地地下準備金歳入出決算、之は例年外務省に納める榮衛以南の地下代金を割賦して、支拂するものであります、説明を加へずとも極く簡單なものであります、次は第六特別會計電氣變壓所及地下高壓線並に低壓架空配電線建設費の決算であります、是は御承知の如く多年租界の問題でございまして、電氣團營になりましたので團營の建設の爲めに借入れた二十二萬兩の剛賃の決算であります、是は決算書に書いてございまして、十二年度の電氣の歳入の方に繰越し

たのであります、其の次は第七特別會計道路及下水噴築築造工費歳入出決算、此も御承知の通り非常な問題となつた、下水の全部を築造する爲めに借りた金の七万兩は剛賃を以て返つたもので九百九十九兩四十八兩の剰餘金を生じて、之を十三年度の一般會計に振替へた譯けであります、○佐々木敏丸君 只今大澤委員の話によると、前に歳入出決算に於て本年は利益が上らないと云ふことでしたが、先達つて新聞を見ますと民間の電燈は儲つて居る、關係者に記念品を送つたと云ふことが書いてあります、あれは全額幾ら掛りましたか、又何れだけの利益がありましたか。
 ○行政委員(大澤大之助君) 詳細は委員の方で御答へ致します。
 ○行政委員(白井忠三君) 佐々木議員の御質問に御答へ致します、細い事は委員の方から御答へ致しますが、記念品を贈つたのは、電氣の事業が儲かることになつたからと云ふ譯でない、二十二萬兩の剛賃を起して團營の建設事業を起したり設計したり或は團營決定迄の民間の電氣事業の基礎を作りますまで、多數の方々の御骨折を頂いて居りますから、電氣事業の完成を期し記念品を贈りましたので、決算の減少と記念品を贈つたこととは問題が違ふ、大澤委員の説明の通り、算盤の上では、之だけの利益が上らなければならぬと云ふことで算盤を大きくして置きました、實際に於て、安全法として豫備費の五万兩と云ふ大きな金を置いてあります、それに依つて歳入の方の見積が、理論通りに行かない場合には困るから、豫備費に見込んであつた處が、最初の見積が電燈料の幾分

を値下げして、歳入の方の減額を来たし、結局三方幾らの繰越が出来たのであります。

○佐々木敏丸君 只今の御話で判りましたが、民團が佛蘭西租界から電氣を買入れて居る時代でありまして、それはまだ早い様に思ひます、發電所が民團で出来上つたとか云ふ様な場合に、或は大なる利益を得た場合に廻るが宜からうと思ひますが、今日では少し早い様に思はれる。

○行政委員(白井忠三君)

只今の御意見に御答へすることは困るのでありますが、決算であるから申上げます、建設と云ふことが出来上つた爲めに、此の記念を分かつと云ふことは、不當の處置と思はずに遣つたのであります、功績を掲げてから感謝の意を表することは数年後でございますが其の基礎の出来たことを記念として、骨を折つて呉れた人々に記念品を配つて謝意を表して行きます。

○太田利三郎君 前年度の決算は先程説明になつたが前年通りで實際償へて行ける見込が有りますか何うか、私は次の電氣歳入に關する豫算の参考として置きたいから十二年度の決算に基いて相當の歳入に於て違ふと云ふこととありますがこれだけあつたと云ふ滞りが何の位あつたのですか

○行政委員(白井忠三君)

矢張り私の説明の聞き誤りであつたと思ひますか知れませんが、歳入の上に大きな相違を来たしたものでない、十二年度に於て四千四百四十五弗滞りはあるが二千弗位徴収可能の見込を以つて居ります。

○宮本書記 先程佐々木君から御尋ねの十三年度の歳入は、何うかと云ふことでありますでしたが、十三年度は豫算以上に行つて居ります。

○太田利三郎君 収入に於て全部の豫算から見ても、収入し兼ねる金がとれたか。

○行政委員(白井忠三君)

請り十二年度の豫算の三十五万六千弗と云ふ豫算額があつて、六方幾らの差が起つたが、是は此の一番初めの豫算である爲に、一方から足たけ買ひ入れて、是だけ賣れば斯う云ふ計算になると云ふ批の上の議論を基礎とした次第であります、實際メートルを計つて収入を計算して佛租界から買入れる元値と計算すると、此の値が出て来ない、昨年民團の問題となつた場合のロスがある、それが學理上普通の計算以上になると云ふことが判つた、之が加はつた爲めに、十二年度の豫算と非常に計算に開きがある、十三年度の豫算と餘り違ひのないものが出来て居ります、此中には「ロス」が加はつて居つたのであります。

○郡 茂行君 電車公司利益配當金が四千九百四十六弗十三仙とありますが、之は契約に依つて幾らかの配當金を以つて居る様になつて居ります、之を一ケ年に割當て見ると、三十八弗七十一仙であります、朝四時から晩の十二時まで働いて居りますが、この収入がもう少し多くなればならぬと考へますが、民團から代表者を派遣して、果して相當の配當を得るものであるか御調へになりましたか。

○行政委員(大澤大之助君) 十二年度は私は行政委員でなかつたから實際は知りませんが電車公司是決算の報告を公表して居る筈であります、此の公表して居る決算の利益金を通算して、此の契約に基いて配當金を差上げると云ふ書面があります、向ふの會社にまで人を派して利益金を調査する様なことまで遣つて居りませぬ。

りませぬ。

○郡 茂行君 御説の如く間違の無いものとしても、年一回のことから、代表者を出して、御調へを願ひたい。

○牧 向一君 此の十二年度の決算の臨時部第九款土地費の道路敷地買収費に五百弗の豫算があつて、不幸にして使はれて居りませんのに十三年度にも十四年度の豫算にも同じ様に年々五百弗計上されて居りますが、之には何か理由がありますか。

○行政委員(大澤大之助君)

之は第一道路改修費徴収令を施行する場合に此の費目の必要あり従て之れに對する収入として臨時部第九款第四項其他各街徴収金として同様の金額を計上してあります。

○川島範夏君 十二年度の決算に於けるロスの状態を承りたい、それから聞く處に依ると旭街附近では、電線に漏電が多くあると云ふことを聞きましたが、果してそう云ふことがあるとすれば、之に對して如何なる策を講ずるか云ふことを承りたい、議案第六の特別會計歳出第二項第二項は、決算が豫算額より増すこと四千七百九十二弗と云ふことになつて居ります、その説明に依ると電壓の調整器が高かつたとありますが六割位高くなつたやうに思ふが其御説明を願ひたい。

○行政委員(大澤大之助君)

數字を申し上げますか、%を申し上げますか、十二年の供給電力は一々取つて居りませぬ、五月七日に取掛けたので十二年度は不完全な調査しか出来なない、受電力を申すと一月には二十一萬三千七百キロ二月十六萬三千六百キロ、三月十六萬三千五百キロ、と云ふやうな工合になつて、四月には十五萬二千九百キロになつて、五月には十三萬七千六百八十五キロ、此差額が三萬千六百五十九キロ五一と云ふものが生じて居る、百分率にすると二割三分の差が出来て居ります、六月は十三萬九千〇六十キロ七月は十四萬四千四百四十キロ、八月には十五萬七千三百九十五キロでありまして此差額は二萬四千三百九十九キロであります、此パーセンテージは一割六歩六厘であります、九月に入り十四萬六千九百九十五キロ、此差額三萬三千七百七キロ二割〇五であります、十月に入つて十七萬二千四百五十五キロであります、此差額三萬八千〇十三キロであります、十一月十七萬七千七百六十五キロ、十二月には十八萬四千五百八十四キロであつて供給電力の検査が出来て居りませぬ。

○行政委員(白井忠三君)

川島君の御尋ねの第二項の支拂の異つて居るのは此項目の物が高くなつたと云ふのでなく此項目に入れてないもので、此方の方で買つたものであつた爲め、此方が足らなくなつたのであります。

○副議長(黒澤兼次郎君)

川島議員に御諮り致しますが十二年度は貴殿は會計出納検査委員になつて居られましたから調査されて御了解の事と存じます。

○川島範夏君 十二年度には會計検査委員であつたかしらんが、決算のことは記憶して居らぬので御尋ねしたのであります、第一號と第六號と區別した關係であると云ふことであるが、旭街の漏電のことによつて御尋ね致しましたがお答がなかつた。

○行政委員(大澤大之助君)

○副議長（黒澤兼次郎君）
別に御質問も無いやうでありますから、此の報告を承認して差支ありませんが、御賛成の方起立を願ひます。（起立者多数）

○副議長（黒澤兼次郎君）
多数と認めます可決致します。

○副議長（黒澤兼次郎君）
次は日程第八諸車鑑札料條例中改正の件を附議致します。

○行政委員（石川 通君）
第八から第十一迄一括して議案したいと思います、その後の十二から補助金問題になりますから。

○副議長（黒澤兼次郎君）
第八、第九、第十、第十一の四案を一括して議題に附して差支ひなきや。（異議無しの際起る）

○永安平吉君 一括せずして離してやつて貰ひたい。（賛成と呼ぶ者あり）

○副議長（黒澤兼次郎君）
それでは先づ第八案諸車鑑札料條例中改正の件を議題と致します。

○川島範寛君 決算は二讀會三讀會に掛ける必要はありませんか。

○副議長（黒澤兼次郎君）
決算は讀會に掛けずして承認して宜しいと思ひます。

旭街の漏電と云ふことはそれはよく調べて見ませう。

○片岡技師 旭街の通りで電線から火花が出たことが二回ある、昨年非常に風の吹いた時に、火花を出したことがある、モーターは橋島街と橋立街の間で出たことがある、私の記憶して居るのは是だけであります。

○川島範寛君 私の知つて居る範圍では旭街の大きな通で、漏電をしたと云ふことで大騒をしたと云ふことを聞いて居ります、若しそれが事實であるとすれば今後御注意を願ひます。

○永安平吉君 街燈は皆米突になつて居りますか。

○行政委員（大澤大之助君）
全部米突になつて居ります。

○副議長（黒澤兼次郎君）
御質問ありませんか。

○小谷萬治郎君 午前九時十分迄旭街の電燈が點いて居ることを見て居りますが、斯う云ふことは最も遺憾に思ふが、その理由を承り度い。

○片岡技師 街燈が朝永の間點いて居ります、或時十一時迄で點いて居つたことがあります、甚だ恐縮なことでありますが、街燈線に故障がありますとそれを直すまで消へないことがあります、充分注意して故障のないやうに致します。

○郡 茂行君 補助金は銀ですか金ですか。

○宮本書記 之は金の六千三百圓であります。

○永安平吉君 昨今此の問題に就いて反對した理由は日本租界は佛租界英租界に比べて營業區域が遙かに狭い、それは南北に通ずる通過路のみでありまして佛英租界の如く各地に倉庫業者もなほ高いのであります、それに自動車は八十弗の一回請り八弗の料金であります、又交通上の營業事故と比較しても自動車は取れませぬ、これの營業者は皆下級労働者でありまして現在でも銅子兒の下落があつて困つて居るのであります、此の際に於て料金を上げる事は非常に不賛成であります、御考慮願ひたい。

○佐々木敏丸君 私も反對の一人であります、道路を完全にして値上げをするのが相當であると申して置きましたが、此の金を取立て、から道路を完全にするに云ふ御説明でありましたが、只弱い者處めに、之を取ると云ふことは面白くないと思ふ。

○行政委員（石川 通君）
成程道路を先に良くしてから税金を上げやうと云ふ御話でありましたが、道路を造るには先づ下水上水と云ふものを先に良くして置かなければ又掘り返すと云ふことになる、折角金を掛けたことが何んにもならない、御承知の通り歳入の少い折柄でありまして、道路を良くすることは期して居るのであります、道路を良くすると云ふ上から、税金を取ると云ふのでございませうが、私共の意見として、税源を求めて良くする以上は充分良くしたいと考へて居ります。

○平井久一君 種々御話に依ると山口街の道路は非常に悪いと云ふ話であります、去年も手入が

○中島盛彦君 只今川島君から質問がございましたが、館令に依ると決算は、讀會を経る必要無く承認を経れば宜いことになつて居ります。

○副議長（黒澤兼次郎君）
第八案に付いて質問ありませんか。

○行政委員（石川 通君）
私から御説明致します御承知のやうに課金の改正も出来て何れ近く課金調査委員会の方の案が出るだらうと思ひますが、本年は豫算に於て、歳入が少く歳出が多かつたのであります、それを兩方權衡の採れるやうにした、外國租界の如く、隣の佛蘭西租界の如く三弗を徴収して居るので、高いと御思召があるかも知れませぬが、取れる方から収入を揚げて来たならば何うかと云ふことで行政委員會は是を改正したのであります、昨年本問題に就いて、種々議論が出たやうでありましたが、本年は大事であるから御賛成を願ひます。

○副議長（黒澤兼次郎君）
本案に就て御質問ありませんか。

○永安平吉君 只今取れるものから取ると云ふ御説明がありましたが、私はそれが何うも面白くないと思ふ。

○行政委員（石川 通君）
私の申しましたのは収入の揚げられるものは、揚げたといふ意思であります。

○副議長（黒澤兼次郎君）

(46)

(45)

あつたやうに記憶して居ります、彼の道は非常に荷物が多く通るので、三ヶ月も続くと直ぐに壊れてしまふ、永安議員の趣意は、税金が上る爲にそれが荷物に轉讓されるやうになると云ふことのやうに思ふ、今日の財界の状態に於ては、斯ふ云ふ確定したもの、中で無理かも知らんがこの規則に依つて課して、他の租界と同じ様に、私は原案に賛成するものであります。

○永安平吉君 平井議員のお説がありました、私は荷物に轉讓されると云ふことを恐れるものではない。

○行政委員(石川 通君)

本年度の豫算には、此案が通過しないといけぬと思ひますから二弗五拾仙としてあります。

○永安平吉君 然らば元の儘でよいぢやありませんか。

○行政委員(石川 通君)

爲すべきことが澤山あります、豫備費等澤山使はなければならぬから、豫算の上では今申上げましたやうに、二弗五拾仙になつて居りますが、それで御承認を願ひたいのであります。

○永安平吉君 私は自動車と比較して、御判断になれば能くお判りになると思ひます。

○橋本國三郎君 行政委員のお話も永安君のお話も、自分の方に引き付けた話で、自動車は道路を毀すことが無い、原案に賛成します。

○副議長(黒澤兼次郎君)

議論もない様でありますから永安君の修正説に、お賛成の方は起立を願ひます。(起立者少数)

○副議長(黒澤兼次郎君)

永安議員の修正説に附て賛成者少数であります本案は議會省略決定して差支ありませんか。(異議なしの聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君)

それは本案議會省略可決確定と致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)

次は日程第九、花園街消防器具置場取費の件を議題と致します。

○行政委員(石川 通君)

是は極く簡單であります、理由は不要になつたのであります、是非御賛成願ひたいと思ひます。

○副議長(黒澤兼次郎君)

家屋は井上病院の向であります、一時的の家屋に建てた物で煙草も腐蝕し別に消防隊としても必要ありませんから是れも議會省略で確定致したいと思ひます。(賛成の聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君)

本案は議會省略可決確定と致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)

次は日程第十、此の二案を一括して議題と致します。

○行政委員(石川 通君)

是も私から説明致します、昨午民會で種々御議論になつた問題であります、本年は状態が變つて來た、昨年川村委員長から話のあつた通り、直に政府から借り入れが出来ますれば是非バンド

(48)

(47)

を築造しなければならぬと云ふことになつて居ります、又此の公設市場はバンドに近くもあり材料の置場にしたい、尙昨年も議論があつたが、種々費用も掛る、材料置場にしたいと云ふことで此の案を提出した次第であります、此の第十一の規則改正の件は、是に關聯したものでありますから、諸君に於かれましても御賛成を願ひたいのであります。

○副議長(黒澤兼次郎君)

御賛成願ひますか。

○橋本國三郎君 全部取毀すことになりませんか。

○副議長(黒澤兼次郎君)

非常に腐蝕して居りますから修繕にも掛らぬものであります、他に御賛成願ひますから、是非より第二議會に入ります。

○中村常三郎君 私は希望を述べて置きます、若しあれが材料置場にして不要になつた時には御賛成を願ひたい。

○行政委員(石川 通君)

それは考慮して置きます。

○副議長(黒澤兼次郎君)

他に御意見ありませんか、是も甚だ簡單の議題でありますから、議會省略可決確定致したいと思ひます。(異議なしの聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君)

本案は議會省略可決確定と致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)

今より十五分間休憩致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)

午後五時四十七分

午後六時二十二分再開

○副議長(黒澤兼次郎君)

是より引續き開會致します、諸君に御諮り致します、日程第十二より第十六迄は補助金に關する案件でありますから、本年の補助金に別段の増減がない様ですから之れを一括して議題と致し度と思ひます。(賛成の聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君)

それは御賛成願ひますから先づ第十二案の天津共立學校補助金の件より順次議題と致します

○總領事(吉田 茂君)

私の中すことは、補助金が年々多くなり、金額が多くなる、斯う數が多くなり、金額が多くなつて、停止する所を知らざることになれば、困ることありますが、行政委員會に於ても種々の點から考へて御見も考へることもありませんが、民間の財政から困ることもあると思ひます、

私は之は領事館として多少考へなければならぬ、何故なれば、バンドの問題等もあり、特別委員でも設けて此の補助金なるものは如何なるものに補助を與へるものであると云ふことの、規程を設けて置く必要はないかと云ふことを、豫め御意見を願ひます、豫め議事に先立つて私の意見を

述べて置きます。

○森川照太郎 一寸監督官にお尋ね致します、特別委員会を設けてと云ふ様なお話がありました。何う云ふ方法になるのでありますか。

○総領事(吉田 茂君)

此の民會に於て補助金全体に就いて、委員会を設けて、大体の方針を委員会で拵へて、諸君の御審議は自由であります。私としては將來の關係も有り慎重に考へなければならぬので、その調査を願ふことも必要であります。委員会を拵へて御研究を願度と云ふのであります。

○副議長(黒澤兼次郎君)

總領事に御尋ね致しますが、此の案を委員会に拵けると云ふのではありませぬか。

○總領事(吉田 茂君)

此の案に就いてもさうであります。新しき補助金の問題もあり、將來益々増加することもあると思ひます。

○行政委員(藤田語郎君)

監督官にお尋ね致しますが、特別委員会を設けて、民會の豫算に準じて進めるのであります。

○總領事(吉田 茂君)

委員会を設けられると云ふことを議決せられた場合には、或は故障を生ずる場合もあるかも知れませんが、私の希望する所は年々補助金の金額が増加するから、何とか一定の金額に止めなければならぬ、無制限に増加することの無い様に、委員会に於て決定したならば、何うかと云ふのであります。

○行政委員(藤田語郎君)

私の質問は四月迄の豫算は、此の豫算に依つて進るか、此の通過した案に依つてやるのか、前年度の豫算に依つてやるか云ふのか、又豫算の更正をするか云ふことであるかそれは何う云ふ御意見に依つて更正するのであります。

○總領事(吉田 茂君)

私は意見を述べただけの話であるが、或は豫算の更正を求めるかも知れぬと思つてあります。

○森川照太郎

私共の質問は藤田君の今言はれたこと、同じ懸念を持つて居る、増加して右の如く行政委員に附託するにしても、藤田君のお話で略々考へ付きますが、一方から考へて見ますと此處で議決した補助案を、何等かの形に於て監督官で更正されると云ふことになる、同じ結果になる、一ヶ年の間補助金をしなければ、動けないと云ふ所もありどうしても豫算に狂いが出て来る、藤田君のお話の様に前年度の収入だけを補助することは何うか。

○行政委員(石川 通君)

是は私一個の意見でございますが、森川氏の質問に對しては致しませんが、監督官の意見もあるから、將來御實行になるか知らぬから、さう云ふ事を幾分は考慮に入れても宜からうと思ひ、これ共々吾々の意に依つて議決したならば宜からう、若し監督官が措置に對して自己の意見があれば、皆様が臨時の民會に拵けて御相談しても宜からうと思ひます。

○行政委員(遠山猛雄君)

議したい、吾々は徹頭徹尾決議を貫徹したいと云ふ意見を有つて居ります。

實は只今監督官からの御注意は、突然御注意致しましたので、行政委員会としては此の問題を議する上に、監督官が如斯意見を有つて居られると云ふことを心に置いて居らぬ、突然起つたお話に對しては私一己の考へでありまして、手續の上からは、縱令監督官に於て更正意見を有つて居られると否とに拘らず、此處に決議して置かなければならぬ、然らざれば豫算の整理をさせることが出来ぬ、豫算の全体を拵へることが出来ぬ、これだけの金額に該當する金額を補助費に置くか或は豫備費に置くか、さうすれば後日更正の便宜があるとしても、是だけの金額を豫算に計上することが出来ぬと云ふことになると困ることが起る。

○行政委員(藤田語郎君)

私は此の教育補助費の問題に付て、豫告的に此御注意がありましたか、是が事實であれば吾々民兩行政初めのこととあります。今日迄未だ監督官から命ぜられたことがない、大体此の補助問題に對しては、特に教育調査委員会迄設けて進めるのが根本の方針であります。只今斯う云ふことを聞くことは疑耳に水であります。是から篤と協議した上でなければならぬから、暫くの間休憩して吾々行政委員はよく相談して議事に入りたいと思ひます。

○行政委員(川本吉一君)

私も一言教育補助金に付いて申します、吾々行政委員会として、此の補助金を討議するに就ては總領事の代理として岡本副領事が臨席されて居つた、然るに突然此の議場に於て決議をしても、總領事が何れかの點に付いて更正すると云ふことであれば、吾々の議決を無視された様な妙な感じに打たれる、吾々に意見のある處は、遺憾無く吐露し又御意見は能く承つて慎重に此の議案を審議したい、吾々は徹頭徹尾決議を貫徹したいと云ふ意見を有つて居ります。

○總領事(吉田 茂君)

先程御話した私の意見が徹底しないかも知れぬが此の後補助金の金額が増へては困る、或程度に於て止めなければならぬと云ふ方針を定めなければならぬと云ふので、民意は何處にあるか知らぬが當民間の補助金が増へて来ると云ふことは困りはないか、補助金の金額が増へて行つたならば何うするかと云ふことに趣意がある、諸君が多数決で押通さなければならぬとしても、民間の財政を動かす様な補助金は困る、趣意は其處にある、委員会を設けると云ふことは、即座の考へであるが財政を動かす様なことは御考を願度いと云ふのであります。

○副議長(黒澤兼次郎君)

只今監督官からの希望もありましたが、参考として承つて置て、此の案は此の儘議して委員附託にでもする方が宜からうと思ひます。(賛成の聲起る)

○行政委員(遠山猛雄君)

議案第十二、天津公立學校補助金の件に附て説明致します。昨年度に於ては六千弗補助を致して居りました。本年度は七千二百弗の補助の請願がございました。此の説明欄に記載してあります通り、増加の理由が列擧してあつた内、女教員の増聘に關する依給年額三百五十弗を必要と云ふを得ざるものと認められたから此の案を提出した次第であります。尙當事者より如何なる事情の爲に是だけの金額の増加になつたか、如何なる件を削除したかと云ふことに付いては順次御質問に應じて御答へを致します。(内容の説明を願ふと呼ぶ者あり)

是は要するに大正十三年度の補助額、今年は二割餘計に増出して補助額の差は千二百弗であります。此の千二百弗の内容を説明申上度いと思ひます。第一の理由と致しましては、本校の卒業生にして上級の學校に進むことの出来ない者の爲に、更に高級の補習科を設けて是に課する課目としては、タイプライター及商業簿記の大意を授けて、就職の便を計り度い、そして之に要する英文タイプライターの機械三台購入したいと云ふのが第一の理由であります。是は將來英語科の卒業生が日本租界の各方面に試験的に雇主の方から、豫め斯ふ云ふ科目を教授して呉れたならば宜いと云ふ、希望があつたので、此の希望を容れやうと云ふ點に出發して居る。第二の理由としては相當の時機に於て勤勉なる教師を調へ増倍して置きたいと云ふのが第二の理由であります。之に要する金額が千二百弗と云ふ額になつて居ります。學校自身としても此収入の増加の道を講じたいと云ふ點から大正十三年度迄、初年級の授業料が年二弗であつたものを四弗に増加し、高等科の方は従來年額四弗であつたものを本年度から八弗にする云ふことで、授業料の増収を見て居ります。その増額が約七百弗見積つてあります。大抵大きな項目は以上申上げたやうなものであります。適當に出入を加減して此の要求額が出て居ります。是で共立學校の補助金の説明を打ちます。尚ほ御質問に應じて御答へ致します。

○森川照太君 此の原案の説明に生徒の増加の爲に、女教員並學生管理者の増聘と云ふことが書いてあり、「又女教員の増聘に要する銀三百五十弗の増加を至當と認め」と云ふことが書いてありますが今の御説明の内に女教員の増聘を必要とする御説明がありませんか。

○行政委員(遠山猛雄君)

女教員の方は昨年から女生徒を募集して、現在三十六名に達して居る、本年は更に増加することになつて居ります。之に對する女教員を一名既に昨年から雇ふて居る、増加に對する金額は三百五十弗、學生管理者と云ふのは要求者の意味が徹底しないから、行政委員會は之を削除致しました。

○森川照太君 大休教員の増聘と云ふ問題でございますが、従來主なる教員に幾ら遣つて居つたか又現在の係給は小學校女學校等に比較してどうか、又數年間に於ける増補の率を承りたい。

○行政委員(遠山猛雄君)

教員の係給額を申上ます。現在校長は百六十弗、學監と云ふものが置いてあります。主席教師月額五十六弗、會計書記兼教師四十何れも一名、教員五名平均三十弗、それが現在の係給であります。それを今年度の要求は校長の百六十弗を二百弗に、學監の五十六弗を六十五弗に會計書記兼教師の四十何れも五十五弗、教師五名平均三十弗を三十二弗に、外に學生の管理者一名十九弗、それに加ふるに女教員二十五弗、以上が教員の係給の現在額及増補額であります。

○森川照太君 現在の係給は。

○行政委員(遠山猛雄君)

その書類は持つて居りませぬ。

○松村利男君 目下生徒が何人、それから出來得るならば今日迄の経費が何の位であるか、そして卒業生が上級の學校に行くこと云ふことであるが、何う云ふ學校に行くか、又租界内に於て卒業生を希望すると云ふことであるが、目下租界内で使用されて居る數が何程ありますか。

○行政委員(遠山猛雄君)

第一の御質問は生徒數でございます。此處に大正七年からの表を持つて居ります。現在だけなれば此處に出て居りますのは丁度二月十日迄の、在籍數としてございまして三百一名あります。その後更に二十一名増加して居りますやうに記憶して居ります。それから第二の御質問の上級の學校と云ふものが、如何なる學校であるかと云ふ質問でありましたが、私はそれは存じませぬ。第三に卒業生が何う云ふ方面に使用されて居るか云ふことは、それは私自身も卒業生を周旋したこともあり記憶にはないが、松田洋行、取引所、鈴木洋行その他二、三、ありますが、よく記憶して居りませぬ。

○松村利男君 共立學校に私は伺つて居りますが、幸にして此の共立學校が近く支那人に依つて同文書院の豫備校になると云ふことであるが、さうなれば他から補助金を貰つてそれを此の方に向けるお考はありますか。

○行政委員(藤田壽郎君)

私は行政委員の一人として御答へ致します。松村議員の御説は行政委員會でも起つたものであります。あの共立學校は歴史のある學校で日本の國家の對支文化事業として、居留民會が一部の仕事として遣つて居つたのであります。最近に於て同文書院も設けられて居るあの學校の費用は出して宜いが、民間の方で或程度金額は出して宜いが、方針を確定する以上は同文書院の豫備校としたならば、統一ある教育が出來やしないかと云ふことと、その意見を述ぶる積であります。總ての教育問題を解決する必要があるはしないか、又監督官廳の補助に關する話もあつたが、吾

々は無暗に補助をすることも何うかと思ひ、同文書院の豫備校にしたいと思つて居ります。

○太田利三郎君 私は事實の點に就て御質問致したい、第一共立學校に毎年補助すると云ふことは支那の小學校のやうに思つて遣つて居るのか、又どう云ふ學校の様などで遣つて居るのか、日本の學習方針の下に遣つて居るのか、第二に共立學校の方針は、支那小學校教育方針の下に遣つて居るのか、第三には小學校を卒業してさうして入學するものであるか、此の三ツの點を質問したい。

○行政委員(遠山猛雄君)

只今の太田君から御質問になりました第一は共立學校補助の方針如何、第三と稱する質問もほゞ之と同様に聞取つて居ります。第二の御質問は聞取れなかつた、以上第一第三を一しよにして御答へ致します。共立學校に補助する方針如何と云ふ質問がありました。年々共立學校に補助するに、續る儘に補助して行かなければならぬと云ふことは、今年の行政委員會に於て第一に打つた問題であります。然らば過去は如何と云ふ問題は、此の共立學校の薄弱なることは事實で、經營困難なる儘に補助を願ふて來たので、如何なる理由で、如何なる方針で、之に補助をしたと云ふやうなことは記憶に残つて居りませぬ。その都度々々民會に於ける、説明に依つて視ますと、或時には行政委員會は對支文化事業の一部なるものに補助の必要があると云ひ、或時には中國人が納税の義務を負ふて居るのであるから、支那人の教育機關に對しても補助することとは當然であると云ひ、その都度々々依つて説明が變つて居つて、今日迄何云ふ理由の許に補助すると云ふ一定不動の方針はございませぬ。昔々今日の行政委員會に於ても甚だ曖昧模糊、

要するに現在だけの生徒があり是だけの補助をして居つたからと云ふ位のこと、此は將來研究の餘地があると思ひます、此の問題に就ては同志と私が相談しつゝあります、それから第二の御質問は何ふ云ふ風に御答へして宜しいか、何ふ云ふ風に教育して居るか云ふことを御答へして宜しいか。

○太田利三郎君 結構です。

○行政委員(遠山猛雄君) 民團は先刻申し上げました通り、共立學堂と民團の關係が甚だ不鮮明で、その間の境界の意味が明らかでない爲に、嘗て進んで教育方針は何ふ云ふことが調べて居らぬ、現在教育方針は校長の教育方針にあると御諒解願います。

○太田利三郎君 何う云ふ種類の學校ですか。

○行政委員(遠山猛雄君) 如何なる種類の學校であるかと云ふのですか、私の観ます處に因ると普通の小學校教育と云ふ様な方針で進んで居られる様に考へて居ります、校長自身の御意見は何ふ云ふ方針を持つて居られるかよく判りませぬ。

○森川照太郎君 議事の進行に就て申上げます、只今監督官は補助問題に就て御注意の點がありましたが、更正すると云ふことは、減額ばかりでない、或場合には増額するかも知れぬが、私は教育費補助に就ては増額したいと云ふ考を持つて居ります、自然民團の財政と補助金の關係に御懸念を持つて居られて、御注意があつた様に思はれますが、その御厚意は感謝致します、増加すべき充分に理由のあるべきことは増加したいと思ひますが、それに就て必要な根據を充分に説明することが出来ない、そして私の質問に對しても、満足なる説明をなし得たと考へられませぬ、故に吾々の質問に對して御答の準備をされんことを希望致します、此の案は明日に延ばし置きまして次の議題に移りたいと思ひます。

○行政委員(遠山猛雄君) 私の説明が要するに御質問の要を得ないと云ふ様なことであります、甚だ補み入る次第であります、就ては参考の爲に如何なる點が聞きたいと云ふことを列挙して頂きたい。

○森川照太郎君 私の希望が入られたら後から申上げます。

○行政委員(遠山猛雄君) 只今森川君の質問は如何なる點を御質問になるのか、それが判りましたならば直に質問に應じて調査したいと思ひます、只今森川君からの御説もありましますし、最早や七時になりますから、此の儘採決したならば。

○森川照太郎君 私の質問は今晩此議場で繰返へすと云ふやうなことでなく、明日御話を承れば宜いと云ふのであるが、此の議案は第一讀會の儘にして置こうと云ふのであります。

○副議長(黒澤兼次郎君) 只今森川君から議事の進行に就て勸諭がありました、要するに共立學校問題は一讀會その儘にして於て、行政委員に調査の時間を與へて更に明日一讀會を繼續して行き度いと云ふことであります。(贊成の聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君) 贊成者多數と認めますから本案は第二讀會の儘にて保留置きます今日は之で散會致します。(午後七時十五分散會)

第三日 大正十四年三月二十六日於公會堂

議事日程

- 第一、天津共立學校補助金ノ件(第一讀會ノ續)
- 第二、天津少年義勇團補助金ノ件
- 第三、天津日本青年會補助金ノ件
- 第四、私立天津高等女學校補助金ノ件
- 第五、天津在郷軍人分會非常用銃器手入費補助ノ件
- 第六、大正十三年度居留民國歲入出追加預算案
- 第七、大正十四年度居留民國歲入出總預算案
- 第八、大正十四年度特別會計電氣歲入出豫算案
- 第九、大正十四年度特別會計官有地地下準備歲入出豫算案
- 第十、居留民國法施行規則第十八條ニ依ル行政委員會委任事項中改正ノ件
- 第十一、居留民國法施行規則第十八條ニ依ル行政委員會委任事項中改正ノ件
- 第十二、臨時財源調査會章程中改正ノ件
- 第十三、課金調査會條例中改正ノ件
- 第十四、課金調査委員會條例中改正ノ件
- 第十五、事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第十六、事業調査委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第十七、壽街、扶桑街開修工費徵收規則廢止ノ件
- 第十八、壽街開修工費特別會計條例廢止ノ件
- 第十九、扶桑街開修工費特別會計條例廢止ノ件
- 第二十、民團事規程ノ件
- 第二十一、民團會計検査委員人員ノ件
- 第二十二、行政委員選舉
- 第二十三、豫備行政委員選舉
- 第二十四、民團會計検査委員選舉

出席議員 五十三名

牧 向一	阿部 政吉	好富 道明	郡 茂行
松村 利男	根本 儀太郎	小谷 萬治郎	濱田 邦太郎
白井 忠三	黒澤 兼次郎	田中 鑄太郎	長野 勤
小倉 知正	森川 照太郎	遠山 猛雄	永安 平吉
大澤 大之助	西村 博	吉野 久七	遠藤 盛綱

田村 俊次 川村 龍雄 藤田 謙郎 古田 治四郎
 赤山 今朝治 上野 秀三 山西 健吉 佐々木 敏丸
 相原 俊夫 松原 秀三 橋本 國三郎 野崎 誠近
 川島 範夏 駒田 重直 金山 喜八郎 砂田 實
 中村 常三郎 中島 盛彦 太田 利三郎 速水 篤治郎
 楡垣 恭興 眞藤 榮生 平井 久一 利根川 久
 岡本 久雄 久留島 貞次 池田 三男也 安部 長太郎
 岡崎 省藏 小林 陽之助 吉田 房次郎 川本 吾一
 千葉 初藏

午後四時十七分開議
 ○議長(副議長黒澤兼次郎君)
 會議を開く前に一言私の昨日の行動に對して聲明したいと思ひます、私が昨日議長席に於て答辯したことに就ては多少の異論があつたやうであるが、立法者と行政者の行動が甚だ亂れて居るやうであります、將來充分注意は致しますが、簡單なことは或は亦私から答辯するかも知れませぬも一つ希望を述べて置きます、昨年の民會に於ても希望のあつたやうに思つて居りますが、質問は要點だけを御願ひしたい、昨日の太田藤川君の如く一々御質問なさらずに總めて御話を願つて可成議事の進捗を圖りたいと思ひます。
 ○森川照太郎君 質問の形に於て御教を願ひたい。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 可成質問の大體を
 ○副議長(黒澤兼次郎君)
 今迄の出席議員五十名、法定の數に達して居ります、日程の朗讀は省きます、只今御手許に御布してあります通りであります、天津共立學校補助金の件、第一讀會であります。
 ○行政委員(遠山猛雄君)
 議長に御相談致します、説明の要旨が徹底せぬ向があると思ひますから登壇して申上りたいと思ひます。(遠山委員登壇)
 ○行政委員(遠山猛雄君)
 昨日共立學校の問題に就て例年大低讀會省略で通案する慣習が付いて居りました爲めに、種々書類を手許に整へて來なかつた爲めに、單に記憶を通つた私の答辯が四離滅裂と成つて種々の紛糾を生じたことは私として甚だ慚愧に堪へない次第であります、昨日閉會後私の手許に議員各位から種々の質問が出て居ります、その或者は豫算の全体に對して詳細なる説明を要求し、或者は租界内租界外の在籍生徒の比例を示せとか、又共立學校と民團とは如何なる關係にあるかとか、更に共立學校の教師係給增加率、及その民團立日本人小學校教師との比較如何と云ふやふな種々種々な質問が提出されて居ります。之を各項別々に説明して居ると多大の時間を空費することを慮れますから、是等の質問を統一して共立學校の沿革歴史現狀等を概略的に申上げて置けば御参考の材料となつて都合が好くはないかと云ふ考を持ちましたから、今日は多少長くなりますけれど

も一括して御説明申上たいと思ひます。暫く御清聴を願ひます、第一に共立學校の沿革に就て大體を申上たいと思ひます。共立學校の創立は明治三十三年即ち北清事變の時、當時の守備隊の憲兵隊長隈本隊長が考へる所があつて現在の共立學校の所在地海濱廟を租借して其の附近開口一帶の紳商に圍り、銀幣千五百兩を贈出して日の出學館を起して専ら清國人の其附近に居住して居る子弟を集めて日本語を教授した、惟ふに其當時の隈本隊長の意思は日支兩國の國交に貢獻したいと云ふ考であつたと想像されます、其當時の收容生徒は八十名あつた、當時支那人の中に日本語を解する者が少なかつた結果、北清事變の際交渉に當つて非常な短時間の間にあつたけれども、此學校の生徒は有用な役に立つた、其後明治三十七年天津普通學堂と改稱した、開設以來の校長には憲兵隊長、駐屯軍參謀若しくは守備隊長と云ふ人が其任に當つて居る、當時の經過が稍違はれると思ふ、三十九年五月に抽原參謀が校長をして居りました時、事務の一切を擧げて津土宗布教師麻葉に托して全然手を切りました、其後天津高等學堂と改稱して矢張津土宗布の手に依つて經營して來ましたが、四十年九月に至り經濟に窮乏を生じ、租界内の支那人と善後策を協議して一時支那人の手より經費の補助を受けたこともありませぬ、其當時の領事館の關係を申したいと思ひます。時の加藤總領事官が此學校は日支親善を謀る上に有益な機關であるから後日此學校をして荒廢に懸らしむることの無いやふにと當事者に委嘱したこともあり居ります。次で四十一年一月天津共立學校を附加したのであります、それは尋常科一學級高等科一學級を加へ、民團に請願して年額千四百四十兩の補助金を受けたのが民團から一定の補助を受ける様になつた端緒であります。同時に附近の支那人紳商等數名より月額銀貳拾兩を贈出して學校の維持費とするに極

めたのであります。其當時普通教育機關を此學校の中に置いたことが民團から補助をする動機をなしたのではなからうかと思ふのであります。更に明治四十五年度から民團の補助金を年額千八百六十兩とし、大正三年より二千四百兩に増加しました、此の年橋立梅開通の結果校舍改造の必要を生じそれに要した新校舍の建築費二千四百兩と云ふ金が要りましたが、是は民團と支那人居住者と折半して負担したのであります。其後大正七年二月になつて現在の校長矢澤君が來任されまして軍隊と手が切れ、今日迄十一年半許りの間に校長は二度更迭して居ります。初め三ヶ年間は津土宗布教師が、後八ヶ年間は植松氏が引受て經營の任に當つて居ります。矢澤氏が來任した其の前年即ち六年に天津未曾有の洪水があつて共立學校も損害を受けそれ等の修繕の爲め大正七年に臨時費として八百五十兩を補助して居ります。民團は大正七年四月に三千兩にし、三年後の大正十年に四千八百兩の請願があつたが、其時種々研究の結果を以ては足りないたうと云ふので請願額より更に加へて五千五百兩を補助して居ります。十二年度は六千兩本年は七千二百兩の請願が出て來たのであります。一つ説明を加へたい事は後刻豫算の際に出て來るのであります、現在の校長が就任以來の寄附金が合計八百餘元銀行に預金してある、其利子を積立てて居ります、以上大體共立學校の沿革歴史であります、創立以來何ふ云ふ趣旨、如何なる財源に依つて經營されて來たかと云ふことが略々説明し得たと存じます、生徒の總數其他一人當り幾ら要すると云ふことも此際前日來の御質問に應じて申上げて置きたいと思ひます。從前のものは手許にありませんが、矢澤校長就任以來の調査があります。大正七年の生徒百九名、八年度が百十三名、九年が百十六名、十年が百四十五名、十一年が百四十六名、十二年度二百八十三年度は男子二百

(66)

項 目	本年 度 豫 算	前 年 度 豫 算
計	九、四〇〇、〇〇〇	七、五〇九、四〇〇
支 出		
俸 給 手 當	六、二八〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇
使 丁 俸 給 手 當	二、二二〇、〇〇〇	二、二二〇、〇〇〇
校 具 補 給 費	一、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
燃 料 費	二、五〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
圖 書 費	六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
修 繕 費	一、八〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
筆 墨 紙 費	八〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇
式 典 費	九〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇
雜 費	四〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
天 棚 費	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
新 設 校 具 費	五四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
廟 賑 費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
豫 備 費	一六八、〇〇〇	一五七、四〇〇
年 末 手 當 積 立 金	一八〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
計	九、四〇〇、〇〇〇	七、五〇九、四〇〇

(65)

項 目	本年 度 豫 算	前 年 度 豫 算
計	七、二〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
支 出		
民 團 補 助	七、二〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
支 那 人 融 金	二、〇四〇、〇〇〇	二、〇四〇、〇〇〇
基 本 金 利 子	六四〇、〇〇〇	六三六、〇〇〇
投 業 料	一、二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
前 年 度 繰 越	一五六、〇〇〇	一六九、四〇〇

大正十四年度共立學堂收支豫算表

收、入、豫、算

二十六人、女子二十五人、十三年度の約是は二月廿二日男子二百五十五人、女子三十六人、現在はズウと積へて居ります。現在は男子三百三十二人、女子五十四人となつて居ります。一人當の説明を申上ると大正七年は三十一元、八年三十一元、九年三十一元、十年三十一元、十一年三十一元、十二年三十五元、十三年二十九元、斯ふ云ふことになつて居ります。更に何ふ云ふ學科目を教授して居るか云ふことに就て附加へたい。大正十一年高等小學がなくなつて共立學堂が残り、其時から今日の名に改稱して而來次のやうな學科を講じて居る、日本の尋常科四學年高等科四學年を編成にして翻譯した尋常科を三ヶ年高等科三ヶ年とし修身讀書算術體操手工等を尋常小學校の方に高等科に於ては理科地理英語を加へ更に日本語一科を加へて各週二時間、高等科六時間特別に課して居ります。英語を省けば日本語を講ずることが出来ることになると思ふが更に上級の學校に行く際に差支へると云ふことにて今に英語を講じて居ります。

(68)

大正十三年三月就任

大正十三年十二月就任

明治四十年十二月就任

大正七年八月就任

大正七年八月就任

大正十年五月就任

矢 澤 校 長	滿 七 ヶ 年
張 式 湖 學 監 兼 教 習	貳 拾 五 ヶ 年
王 家 訓 會 計 書 記 兼 教 習	十 七 ヶ 年
陶 教 習	六 ヶ 年
曹 教 習	六 ヶ 年
張 金 鐸 教 習	四 ヶ 年

先づ校長以下職員の勤続年限を申し上げます。

其の他の項目に就ては大正十三年年度の豫算と大差ありませんから説明を省略し都度御質問に應じて説明することに致します。

九千四百元其の差銀壹千八百九拾元六拾仙也が本年度に於ける増額であります。

以上大體本年度の豫算の説明を終つた積りであります。

序に昨日来御質問のあつた現在收容して居る生徒中日本租界の居住者及他租界より通學するもの、員數如何に就て申上りますと日本租界二百六十九人支那租界八十四人、英租界一人、佛租界二人、合計三百六十六人となつて居ります。無論學校に籍を置いて居ないものは計上してありませぬ。次に之亦昨日來御質問に接してゐる後來共立學堂の校長及教師の増俸状態に就て少しく説明致します。

(67)

次に豫算作製の根據を説明致します。収入の部に於て民團の補助七千二百弗、教育慈善會合計二百〇四弗、是は支那人特志家が後援會を作つて年々贈出して居ります。其次に基本金利子の項目銀六百六十弗、是は基本金八千何ぼかの利子であります。授業料千二百弗、前年度の繰越百五十六弗合計九千四百弗是は本年度に於ける經常部の全収入であります。更に支出の方を申し上げます。教員の俸給手當六千八百二十弗、其内譯は校長俸六拾元を貳百元に學監俸五十六元を六拾五元、會計書記兼教習俸拾七元を四拾元、教師五名平均參拾元を參拾貳元、學生管理一名拾九元外に大正十四年八月より女教員一名増聘貳拾五元小計年額銀五千九百六拾元之に年末手當として銀八百六拾元合計銀六千八百貳拾元也を見積つてあります。

其他本年度に於て前年度より増額した主なる項目に就て説明致しますと燃料費貳百五拾元、前年度壹百四拾元を豫算しましたが兵變による炭價騰貴のため不足を生じました、本年度は炭價の下落を見越しましたが、貳個燧燭を増加しますので豫算の増額を見た次第であります。

一、天棚費は従前計上してありませんが、各教室とも満員の状態にありまして爲め夏期中從來の方針を改めたるだけ校庭に休息せしめる積りてこの費目を新たに計上しました。

一、年末手當積立金は年々十二月末手當支給の時會計の元金に不足を生じ翌年一月より三月まで剩餘を生ずるにより先年來此の項目を設けその不足を添補することにして居ります。

一、校具費五百四拾圓は本年八月高等科卒業後上級學校に進まざる學生の爲めに半ヶ年の補習科を設け英文タイプライター簿記珠算日語英語等を課し卒業後の就職に便ならしむる爲めの目的で本年度に於て英文タイプライター機三台代價銀貳百四拾元其他靴及熨板等の修繕改造費

(69)

周 教 習 大正十年十一月就任 三ヶ年
 郭 教 習 大正十二年四月就任 三ヶ年
 王 汝 玉 學生管理 大正十三年二月就任 一ヶ年
 次に就任當時の依給及増給年次を申し上げます。
 矢 澤 校長 大正七年二月銀八拾元、同十年四月銀百拾拾元、十二年十月銀百六拾元
 張 學 監 大正七年九月銀拾拾元（其の以前引續き參拾元）同拾年四月四拾元
 同拾二年九月五拾五元、同十三年四月五十六元
 王 會 計 兼 教 習 初級二十七元、大正七年九月三十元、同十年四月參拾拾元、同十二年九
 月三十六元、十三年四月三十七元
 陶 教 習 大正七年八月二十三元、同十年四月二十七元、十二年九月三十元、十
 三年四月三十一元
 曹 教 習 同 斷
 張 金 鐸 教 習 大正十年五月二十三元、同十年九月二十六元、大正十三年四月二十七元
 周 教 習 大正十年十一月二十三元、十年十一月二十六元、同十三年四月二十七元
 郭 教 習 大正十二年四月三十元、同十三年四月三十一元
 王 學 生 管 理 大正十三年二月十八元 以上
 大正十二年度の補助を請願致しました時の理由として教師の増俸を行ふと云ふことか書いてあり
 ます、大正十二年に増俸して今年復た増俸すると云ふやうなことは甚だ増俸が頻繁でないかと云

(70)

ふ考を持つたのでありますが、理由を聞いて見ますと一年一弗と云ふやうな増俸でありまして、
 内容は只今御説明したやうな次第であります、段々長くなりまして或は御質問の項を取渡らし
 て居るとも考へますが、更に御質問の方かれば御質問に應じて答辯したいと思います。
 ○ 湖 澤 長 (黒 澤 兼 次 郎 君)
 他に御質問ありませんか。
 ○ 牧 尚 一 君 只今遠山君の詳細な説明がありました、私も矢澤校長に聞いたことがありますが、
 只今遠山委員の述べられましたことは今年の七千二百弗の豫算に就ての御説明であります、私の
 は本年度の總經費が七千五百弗で済んで居ると云ふことを聞いたのであります、それに先刻お話
 の初等科二百九十九人、年額四千九百九十六弗、高等科六十七人、是か八弗で五百三十六弗、合
 計一千七百三十二弗であります、是に預金利息慈善會の寄附を加へると八千五百七十九弗六十
 仙となり是に七千三百圓を加へると一千七百九十圓六十仙と云ふ剩餘が出て来る、此剩餘から女
 教師の雇入れ二十五弗、年三百弗を引いても尙殘る、さう致しますと現在支那人のボーイは五弗
 位でありますから三十五弗、此合計六百六十弗引いても若干の費用が殘る斯う云ふ状態になつた
 とすると殆ど民團の補助費で遣つて行けるやうにも考へるが、一步進んで民團の經營にすると云
 ふやうな御考は無かつたのですか。
 ○ 行 政 委 員 (遠 山 猛 雄 君)
 昨日に民團が共立學堂を何う云ふ風に考へて居るか云ふことに就て御答して置いたと思ひます
 が、從來民團の記録を通じて見ると民團は彼の共立學堂なるものを日本の文化事業と云ふ様な意

(71)

味に於て説明して居り、或は居住者の支那人が課税の義務を有して居るから之を賄なければなら
 ぬと云ふ意味に於て補助をして居ると云ふ説明をして居ります、年々生徒が殖えて來、支那街
 のみならず、他租界からも入つて來ると云ふことは日本の教育機關に信用を置くことであり甚だ
 結構な次第であります、他方面の財政を考慮して見ますれば何か茲に制限を付なければなら
 ぬ必要が起りかねぬか云々の話があつたが團費と云ふやうなことは一度も議題に上つたことは記
 憶しておりませぬ。
 ○ 森 川 照 太 君 遠山委員と牧君に御尋したいのであります、遠山委員の増俸は補助金の増
 額を要求した時に是だけの増俸をしたと云ふ其増俸額でありますか。
 ○ 行 政 委 員 (遠 山 猛 雄 君)
 先刻斯う云ふ風に申上げて置いた、本年七千二百弗を要求して來た其豫算の根據を説明したの
 あります。
 ○ 森 川 照 太 君 十三年度の決算に依ればそれを基礎として計算すると、本年度に於て女教員の俸給
 を拂つても尙七百八拾圓過剰があると云ふやうな御話があつたやうですが、十四年度は十三年度に
 比較して一般の支出が増加して居らなければさうなりませんが、それは何うですか。
 ○ 牧 尚 一 君 それは豫算の詳細を見た譯でないが、一千七百九十圓餘から二十五弗の女教師を雇
 つても殘額七百七十九圓六十仙餘から多少教員の増俸を遣つても行ける、明年生徒数が殖えて
 來ると云ふことであるが、若干の生徒が殖えても此計算で充分であると思ふのであります。
 (此時 森 川 君 と 牧 君 と の 間 に 問 答 あり)

(72)

○ 西 村 博 君 此共立學堂なるものは大體文化的の意味を含んで居るやうに考へられますが、文
 化的の教育に就ては同文書院が中學程度のものになつて居るが、此同文書院に附屬して經營して頂
 くやうなことに就て御交渉になつたことはありませぬか。
 ○ 行 政 委 員 (遠 山 猛 雄 君)
 西村君に御答致します、個人的にはさう云ふ話があつたことを耳にして居ります。
 ○ 湖 澤 長 (黒 澤 兼 次 郎 君)
 榎垣君は教育調査委員會の……
 ○ 榎 垣 泰 興 君 昨日行政委員として、なく個人としてモツと此事を承りました、實は此事は一昨年
 の教育特別調査委員會に就て意見を述べ、教育調査委員會から行政委員會に回した通りであり
 ます、昨日個人のお話を聞いたと云ふことは甚だ迂闊なことではないと思ふ、それで私も只今の西
 村さんの御意見通り、さう云ふ意見があつて其當時の教育調査委員會に御諮りになつたものと思
 ひます、行政委員諸君はそれ以來同文書院の方に交渉があつて多少調へてあると思ふ。
 ○ 行 政 委 員 (遠 山 猛 雄 君)
 甚だ迂闊でございますが、教育調査會にさう云ふ決議があつたことは本年の行政委員會に於て
 は議題として決議されませんでした、而し教育調査會の意見に行政委員會が何處迄も制肘を受け
 なければならぬと云ふことは考へなければなりません、本件に就ては次期の行政委員會に申續き
 致します。
 ○ 藤 田 龍 郎 君 先刻の話に就ては榎垣議員から質問の際に、私は記憶があつたが、若し間違つては

何うかと考へて、行政委員の一人と附加へたのであります。

○太田利三郎君 只今遠山委員から教育調査會の意見は行政委員會で制肘を受けるものと云ふことを承りましたが、其意見を聽いて考慮することは居留民會に對する義務であると私は信ずる、教育調査會は昨年一回も開いたことは無いと聞いて居ります、さうすると教育調査會は名あるのみである、補助金に對して意見の考慮を促すことが無いと云ふことでありますか。

○行政委員(遠山猛雄君) 先刻申上げたことは教育調査會は教育調査會、行政委員會は行政委員會である勿論その決議は尊重すべきであるが制肘をされべきものでないと思つて居ります、教育調査會の決議を無視してもよいとは思つて居りませぬ、又教育調査會を開いて居らぬと云ふことであるが、是は本年は必要を認めて居らなかつた、教育調査會を自ら自身がさう言つて居ります。

○榎垣恭興君 私は交渉したかと云ふことを質問致しましたが。

○行政委員(遠山猛雄君) それも先刻御答致しました、交渉致しませぬ。

○副議長(黒澤兼次郎君) 質問も無いと思ひます、是から討論に移りたいと思ひます。

○小倉知正君 大正十二年に補助の請願が出て居りますが、其内容を伺ひたい、御手許にあれば朗讀を願ひます。

○行政委員(日高松四郎君)

只今の小倉議員の質問に對して御答致します、それは校令の條に兩補助する爲め五百弗一事實六百弗であるが、前年度の繰越金もあるから五百弗補助して呉れ、は足りる、十三年度から増俸もしたいから五百弗、是は一年限りでなく、永続して願ひたいと云ふことで、それが一昨年の民會で可決されて居ります。

○太田利三郎君 此學校は評議員會があつて共に經營の協議に携つて居られるのであるが、矢澤氏が熱心なる抱負に依つて今日の如く發展したものであるが、此点を伺ひたい。

○行政委員(遠山猛雄君) 學校附近の主なる人々が、相談役になつて居る、而して之が評議員と云ふものに相當するから知らぬが、萬事經營の相談に與つてみます、現在孫寶榮、方若、王鳳翔の三氏であります、教育の方針に就ては矢澤校長の意見に依つて居ると考へます。

○太田利三郎君 重ねて願ひます、民會が補助する共立學堂に對して只今の説明に依ると經營の御相談に與つたことがあつたか否か。

○行政委員(遠山猛雄君) 民會が補助をして居るのは民會が有つ同學堂の沿革歴史に對する理解からと御諒解を願ひたい、而して民會は多少なり經營上の相談に預つて居る積りでありませぬ。

○副議長(黒澤兼次郎君) 御意見ありませぬか。

○行政委員(白井忠三君)

考へて見ますと只今行政委員の答辯は少し違つて居る、記録に貼つて居るのは當時の教育調査會の決議は西村議員なり榎垣議員の言はれるやうな趣旨を決議されて居ります、當時の調査會では共立學堂は同文書院に附屬せしむることを可とし、江藤同文書院監督と協議すること、その協議の決定する迄は現狀維持と云ふ決議で、此方針を行政委員會は承認致しました、其内容を申すと其當時にバンドの築造問題があつて、彼の敷地を削らなければならぬから相當價格を以ての買収をする、其買収費を基本として引越すか、同文書院に附屬せしむるか云ふことを研究されて居ります、同文書院が分校の形を經營を引受けることも困ると云ふやうなことで、種々研究して江藤君には交渉したことがある、豫備研究として研究して貰ひたいと云ふことで、それと同時に共立學校の決算をしなければならぬことになると云ふことで研究を願つて居つた、十二年度は其處迄話が進んで居ります、御参考迄に昨日の行政委員の答辯か違つて居りますから當時の模様を申上げたのであります。

○西村 博君 共立學堂の生徒から中學程度の學校に入つた者か何の位ありますか、若しありとすれば何う云ふ成績で入つて居りますか。

○行政委員(遠山猛雄君) 御答致します、卒業生が合計六十六人内同文書院に入學十七人、途中退學三人、扶輪中學二人、南開中學三人、新學書院三人、甲種商業二人、電報學堂二人、省立中學一人であります、日本人の會社に奉職したもの商公會一人、福大公司一人、東亞機寸二人、商船一人、加藤洋行一人、阿部市一人、東方通信一人、天津銀行三人、正隆銀行一人、郵船一人、共立病院二人、日本租界局一人、郵便局一人、天取一人、等であり、其他は家事の商業に手傳をして居る、之が卒業生の現況であります。

○副議長(黒澤兼次郎君) 諸君にお諮り致します、此案の質問御意見も盡きたやうでありますか、此案は一讀會の儘保留して第二の補助案に移りたいと思ひますか。

○西村 博君 私は其儘に云成出来兼ねます、此儘二讀會をお聞きになるが願であらう、一案として成立して居る以上、之を存案することは面白くないと思ひます、二讀會を續いて。

○西村 博君 アトに補助案も三つあるから審査委員に附託すると云ふ説もあれば共に委員に附託して貰ひたい。

○行政委員(藤田語郎君) 此問題に就ては質問は盡きて居ります、共立學堂の方はバンドと共に解決しなければならぬから此案で協賛を願つて來年度に於て研究することにしたいと思ひます。

○森川照太郎君 私は只今の議長の提案に賛成致します、此補助金問題が三つあるから此輕重を計らなければならぬから、此全部の補助案を第一讀會の儘にして豫算審査委員に附託して、其上で更に論議する方が便宜であらうと思ひます。

○太田利三郎君 私は先程矢澤校長に話をしたが、六千三百弗の補助で十四年度は經營すると云ふことを聞いたのであるが、私は原案は適當と思ふ、殊に同校長は熱心家で三百六十餘名の生徒を集めて孜孜として訓練して居られる以上増俸すべきものは増俸もなければならぬ、原案に賛成

大正十四年度天津居留民會通常會議事録

(78)

(77)

せられて通過あらんことを希望致します。(原案賛成と呼ぶ者あり)

○田村俊次君 共立學堂だけ一讀會にする云ふのですか。

○副議長(黒澤兼次郎君) 共立學堂青年會夜學校も一讀會にして置いて委員附托にしたいと思ひますが。

○牧 尙一君 太田議員からは原案で通らうと云ふことであり、原案賛成の聲もありましたが。

○中島盛彦君 西村議員の動議と森川議員の動議に就て採決しては如何です。

○副議長(黒澤兼次郎君) 只今西村君の動議、二讀會を開くことに賛成の方起立願ひます。(起立者多数)

森川議員の此儘一讀會を保留して他の補助案も一讀會の儘と云ふことに賛成の方起立。(起立者少数)

森川君の説は少数であります、他に御意見ありませんか。

○行政委員(日高松四郎君) 現在六千弗の補助になつて居ります、是は大正十二年度に極つて今後六千弗と決議になつて居ります、先刻藤田委員の話に、先つ今年は是で決議して置かうぢやないかと云ふことでありましたが、さうすると前の決議は永年と云ふことになつて居りますから矛盾の生れないやうにしなければならぬ。

○森川照太君 共立學堂は日本租界内に居住する支那人子弟の教育機關であります、日本租界内に居住する支那人は四割或は五割の負担をして居やしないかと思ふ、教育と云ふ点から考へて、日本人の學校に小學校に四萬七千弗、青年會五千弗、女學校七千弗と斯の如く日本人の教育だけに於ても補助して支那人の教育に對する十數倍のものを遣つて居ると思ふから、此点を考慮して此共立學校の補助費は大に考へなければならぬ、昨年支那人の請願があつたやうに思ひますから當時の御注意もありませんが、從來の歴史から考へても日本人の干渉することはいかぬかと思ふが、若し將來の經營云々と云ふことかあれば、此点を能く御考慮になり、教育に就ても他の學校の教員の如く、相當の俸給を受けて居り日本人の教員もあり支那人の教員もあるから、是等の点を考慮されて要求されんことを行政委員に御願ひして置きます。

○副議長(黒澤兼次郎君) 論旨も盡きたやうであるから二讀會に移ります。

○行政委員(日高松四郎君) 共立學堂補助問題に就ては教育調査會が等閑に付してあることに就て一言したい、十二年度に於て調査會は一回熱心に開會したのであります、十三年度に於ては一回も開かないと云ふこととあります、それは只今遠山委員には必要が無いから開かないと云ふこととありますが、今日租界に於て一回も開かないと云ふことは開かぬのであります、のみならず私から申すと行政委員諸君も教育に就ては非常に不熱心であると考へます、教育問題に就ては可憐御考慮を拂つて貰ひたいと思ひます。

○行政委員(川本吉一君) アトに議案も却々あります、議案外のことには御遠慮願ひます、餘り長くなります。

(80)

(79)

○速水篤治郎君 私も森川君に賛成致します、本案に就ては民團として相當考慮しなければならぬ支那人の子弟を日本の小學校に入れた例もありません、簡単な處置を採られたことを喜んで居ります、此教育を盛にするには、一方に厚く、一方に薄くすることは遺憾に思ふ、民團は善良なる方法に依つて監督して、支那人の教育に就て相當なる監督を願ふこととして本案は原案の儘通過されんことを希望致します。

○副議長(黒澤兼次郎君) 既に論旨は盡きたと思ひますが、二讀會に入つて御異議ありませんか。(異議なしの聲起る)

○西村 博君 本案は讀會省略原案に賛成致します、原案を以て可決あらんことを希望致します。

○副議長(黒澤兼次郎君) 只今西村議員より提出された動議に賛成の方起立を願ひます。(起立者多数)

○西村 博君 只今の私の動議は讀會省略可決と云ふのであります。

○中村常三郎君 西村議員の動議は讀會省略可決確定と云ふこととあります、私も賛成致します。

○副議長(黒澤兼次郎君) 西村議員の動議は讀會省略可決確定と云ふこととあります、私も賛成致します。多数と認め讀會省略可決致します。

○中村常三郎君 暫く休憩を願ひます。

○副議長(黒澤兼次郎君) 十分間休憩致します。(午後五時五十分休憩) 午後六時五分再開

(議長中島盛彦君議長席着)

○議長(中島盛彦君) 是より會議を開きます、少し身体を悪くして居りますが、議長も交代せんと疲い、私も無理に推して進んで見たいと思ひます、何卒御手帳か。(拍手起る)

○好富道明君 會期剩す處二日しか無い、而して豫算の大問題が成つて居る、一々議論することは時間を要する、第二第三第四の補助に關するものを一括して議題として如何ですか。(ノーノーと呼ぶ者あり)

○太田利三郎君 私は全然反對であります、豫算も澤山ありますが、豫算は委員附托になるのが常例でありますから、一々離して遣つて貰ひたい。

○藤田壽郎君 簡単な問題は讀會省略一射千里に願ひたい故に一々離して遣つて貰ひたい。

○西村 博君 是より大きなものか残つて居りますから、只今の好富議員の説に賛成致します、三案を一括して。

○平井久一君 私は第二案と第五案と一緒にし、第三案と第四案と一緒にして議せられんことを希望致します。(同感と呼ぶ者あり)

○砂田 實君 私は矢張り太田君の説の如く一々離して遣つて貰ひたい、補助金は澤山あるが、夫

★遺つて、豫算は行政委員より説明になつて特別委員に附託致したいと思ひます。
○古田治四郎君 此補助金問題に就て一掃するか別々にするか撤底して居りますか。
○議長(中島盛彦君) 撤底して居らぬ、順次採決致します。第一好富議員の動議としては本日(日曜)より第五回一掃して附議すると云ふこととあります。是に對して西村藤田議員は御賛成になつて居ります。御異議の無い方起立を願ひたい。(起立者少数)
次に太田議員の提議になつて居ります。此四案を別々に審議することに御賛成の方起立。(起立者多数)

それから平井議員の動議になつて居る。二と四を一掃にして、三と五を一掃にすることに賛成の方。(起立者少数)
○行政委員(遠山猛雄君) 本案は至つて簡單であります。此席より説明致します。大体に於て本年度に要します経費八百弗と云ふのであります。其内三百弗は男子の保護者が出し、殘額五百弗を民間の補助に仰ぎたいと云ふこととあります。昨年は三百五十弗であつたが、本年は五百五十弗増へた次第であります。而して八百弗と云ふ總經費の支出の内容を申し上げます。二百五十弗洋服二十五分、五十弗野外教練費、百四十弗夏季教練費六十弗、ネクタイ六十個、二十弗帽子襪章百個分、百二十五弗帽子二十五個分、三十五弗救護用靴費、六十弗網小刀、呼子笛等の附屬品補充、それから豫備費六十弗合計八百弗、是が支出の内容であります。以上御説明致します。不明の点は御質問に應じて都度御答辯致します。

○佐々木敏丸君 私は本案に反對の一人であります。是は有名無實であります。第一天津義勇團なるものは外國人の眞似て私に不幸にして賛成出来ない、軍隊の大體のやうなもので何等必要が無いと思ひます。本案は撤回して頂きたい。
○橋本國三郎君 只今佐々木君の意見に賛成するは数字的に考へて見ますと八百弗變ると云ふが二百弗位の價値しか無い、小學校の子供の自由意思に任せてある、遺つても可い遺らないも位いと云ふことは非常に害になることがある、一方國民性を養成するに宜いか知れぬが、尋常、五年は上の學校に行く準備教育をしなければならぬ、忙かしい時に野外教練なと時々おこなれて勉強を妨げる、勉強を妨げること國民性を改善するのと普通五分々々ある、寧ろ全廢した方が宜いと思ふ。

○山西健吉君 橋本君の如く義勇團の存在を否定するものではないと思ひますが、此生徒は小學校の一部のものでございまして、それ等の父兄達か負担すべきもので、民間から補助することは常を得ない撤回されたいと思ひます。
○西村 健君 只今の皆さんの議論は二讀會の議論であるが、此際頭取も存続の議論を述べて支支ありませぬか。
○議長(中島盛彦君)

(82)

(81)

差支ありません。
○西村 健君 私は意見を異にして居ります。此義勇團を設置した所以は、此日本人の少年の時分から士氣を鍛練することか根本になつて居る、此事は外國に於て文明國に於て行はれて居り、日本に於ても古來より行はれて居る、これか爲め士氣を鼓舞し國力を充実する上に有力なる基礎を造つて居ることを私は信じて居る、此義勇團は少年の時代より訓練しなければならぬ、現在の状態を見ますに、日本租界の寂寞たる状態に於て異彩を放つて居ることを私は喜んで居る、此は是非存して置く必要がある、而して此補助額は少額數でありますから此位のもは當然補助して然るべきものと思ひます。

○太田利三郎君 私は佐々木橋本兩議員の説を聽いて一應は御尤と思ひます。山西議員の説も可然考へます。此日本少年義勇團に對して御意見を申し上げます。佐々木議員の御述へになつた考と違ふやうに思ふ、少年義勇團は服装は亞米利加式、英吉利式の服装をして居り、又それを以て直ちに其氣分を遺るやうなものであると云ふやうなことを考へなければならぬと考へます。然らば何う云ふものであるかと云ふと、私の考へますには、廣島島の師範の舎、又橋本議員の語に依ると小學校の生徒の受驗中のものであると云ふこととあります。三百か五百弗の金で遺れるなれば私は原案に賛成して然るべきものと思ひます。

○佐々木敏丸君 私は金を論ずるものでない、若し有効なれば數千弗補助しても可いのであります。が、何等有効も無いから。
○行政委員(石川 通君)

種々と少年義勇團の補助に就て可否の相違がありますが、金額の相違である、私は原案に賛成である、何故かと云ふことを議論すると長くなりましてから略します。金額の多少も問題になります。必要なものに澤山出すのは無論であります。必要なものに僅かなものを出すのでありますから諸君も原案に賛成あらんことを希望致します。

○橋本國三郎君 何處も繰返すやうでありますけれども不必要と思ふもの、不必要と云ふことが三年間續いて居る、殊に學校に必ず必要であると思ふなれば隨處で學校に遺らせて貰ひたい、隨意にさせてあると云ふことは一般に不必要であると思ふことと云ふことを證據立てて居ると思ふ。
○古田治四郎君 事業として甚だ遺り放してあると云ふこととあるが、私の少年も熱心であり不熱心であるが、小學校の先生の方でも義勇團の先生の方でも上級の學校に行くに當り復習を要する時には自由にさせてある、併し折角發送したものを只五百弗位の金で廢止することは遺憾であるから原案に賛成致します。

○森川照太郎君 必要なるか故に補助しなければならぬと云ふことは結論はさうなるが、補助をしないでも存続し得るのであるから、民間か補助する以上は其理由を考慮しなければならぬと思ひます。他方に於ては之を直ちに必要でないと思はれる方もありますが、私の考へるは義勇團其もの、本木の精神から考へて、精神教育をするの團體が、全部他の補助に依つて存在すると云ふやうな、所に根本精神を失つた点があると思つて反對したのであります。出来上つて今日迄存続されて居る、或論者は其存続を認め補助を必要とするが、私は父兄か其任に當つて存続すべきもので、仍て初めて自治精神を養ふものと合致するのであるから、民間の補助は取去つて、此案は撤回と

(84)

(83)

は申しませんが、否決されんことを希望致します。

○榎垣泰興君 私は何事も申しませんが、昨年に續けて本年も補助を出した方が宜いと存じます。

○行政委員(藤田語郎君) 議論も済んだやうに思ひます、採決を願ひたいと思ひます。

○議長(中島盛彦君) 他に御意見ありませぬか。

○行政委員(遠山猛雄君)

今採決の動議が出て居りますが、現案提出者として一言答辯致します。若し詳細に御研究が必要ならばは茲に虎の巻がございます、就一應御研究になつたならば此程度の額は補助しても不當でないことが御解りになると思ひます、世界各國共此義勇團の組織は行はれて居る、現在の學校教育機關以外は小國民教育の目的を達するには非常によい方法であると存じます、従前は屋内に於て多く教育を施したが、之を屋外に於て事々物々に就て教育する、例へば算術に於て川の幅を測るにも實際に實物を教材として遺る、抽象的に机の上の教授では感興を感ぜない、若しこれを屋外に於て遺ると其方法を實際的にすることに於て屋内と屋外と、抽象的と實物を對照すると、教育の効果を有効に擧げると云ふ点に於て識者の意見を一致して居ります、但し之を生徒全体に及ぼすか、又隨意に遺るか云ふことは其他地方々々の財政状態に於て遺つて居る所もあり遺つて居らぬ所もあり、天津の義勇團が出來て今日迄の成績如何は一寸之を表現する言葉に困りますが毎日曜郊外に遠足して有効に訓練され指導されて居ります、此豫算の内容を見て吾々行政委員會

(86)

(85)

は必要なりと認め此案に賛成したのであります、一々御議論もありませう、又見解を異にする所もありませうが、何うか御考慮を仰つて本年の五百兩は此御算成あらんことを希望致します。

○森川照太郎君 私は先刻申上げたやうに、義勇團の存続は問題として、之が必要であると云ふことは只今の説明で判りましたが、必要であるが故に補助しなければならぬと云ふ、私は少年義勇團が必要であつても補助を必要とする理由が無い、少年團のみならず、他の事業に就ても考慮しなければならぬ。

○行政委員(遠山猛雄君)

必要であつても必ずしも補助の必要が無いと云ふことは一應御尤であります、私共は本案の提出に對して公共の費用の一部を割いても補助して可なる程度の必要ありと考へて此案を提出したのであります。

○松村利男君 森川君の議論は甚だ徹底して居る、遠山委員の意見も徹底して居る、私は森川君に賛成するものであるが、反對の意味に於て遠山君にも賛成するのであります、良い事であるから之を助けると云ふことは民間に義務がある、小さなものを大きくする迄育てると云ふことは民間の義務であると思ふ、此意思に於て私は本案に賛成するものであります。

○佐々木敏丸君 只今遠山委員の話は外國か遺つて居るからと云ふことであるか、外國か遺つて居るから天津もやらなければならぬ、今日迄の結果が悪いと云ふことであるが……。

○行政委員(遠山猛雄君)

私は森川君に答辯したのは、外國で遺つて居るから遺らなければならぬと信するものでない、吾

々か採つて以て有利なるものとしたならば採つて差支ないと思ふ、誤解の無いやうに願ひます。

○太田三郎君 本案には大分議論も出たやうであります、屋上屋を作ることになるから申上げませぬ、採決願ひます。

○議長(中島盛彦君)

此議案は議長としては三讀會に入れる考であります、殊に撤回と云ふ説もあるやうであります、二讀會に移すことに反對の方が此案に反對であります、二讀會に移すことに賛成の方は此案に賛成の方であります、是より採決致します、本案天津少年義勇團補助金ノ件、之を二讀會に移すことに御賛成の方起立。(起立者多数)

○森川照太郎君 二讀會に移つた以上僅かな金額を争ふことか無いから讀會省略可決。

○議長(中島盛彦君)

それは森川君の動議で三讀會省略可決確定と云ふことに御異議ありませぬか。(異議なしの聲起る)

それは御賛成と認め可決確定致します、それでは次に第三日本青年會補助金の件之を附議致します。

○牧尚一君 何か行政委員の方から御説明ありますか。

○行政委員(遠山猛雄君)

(88)

(87)

只今青年會補助金の案が議題に上ほされましたが、定規の時間迄剩す所十五分間であり、是は恐らく一讀會の半は止めなければならぬと思ひます、それでは此時間内に纏りさうな第五か手頃と思ひます、此間に第五を附議したいと思ひます。

○議長(中島盛彦君)

只今宣告した第三議案は之を撤回して更に第五の天津在郷軍人分會非常用銃器手入費補助ノ件を附議したいと思ひます、御異議ありませぬか。(異議なしの聲起る)

○行政委員(川本吉一君)

只今上程されました天津在郷軍人分會非常用銃器手入費補助ノ件、之を私から説明申上げます、是は理由は至極簡單明瞭であると考へます、補助が初めてのことありますから簡單に申上げます、是は何故に銃器が在郷軍人分會に渡つて保存されて居るか云ふことを説明申上げます、其時公會堂に到ること、存じます、大正十二年の夏でありましたが、排日の思想が高まつて、其時公會堂で居留民大會が開催された、其決議の條項の一として、在郷軍人分會を中心として義勇團の設置をして貰ひたいと云ふことであつて、在郷軍人分會は之を快諾してさう云ふ團體を組織しやうと云ふことになりました、所がそれに要する銃器が無い、三十年式の古い物はあるが、それも百挺しかない三十八年式のものを入れなければならぬと云ふことで、此處の領事館を煩はして、時の陸軍大臣に武器五百挺の貸與方を請願した、其筋に於ても必要と認めて御貸下になり、今在郷軍人會の手で保存整理をして居る譯であります、此武器五百挺の保存整理をするに一年一挺五十兩の費用が掛かる、其費用が今の議案に出て居る二百五十兩と云ふことになる、當時幸ひにして此

武器の利用と云ふことに到らずして済んだが、將來其必要が起らないと云ふことは斷言が出来ない、故に在郷軍人会に暫くの間安全に歸する迄保存を願つて置きたいと云ふので、是が在郷軍人会の決議に基いて保存整理をして下さるのであるから、費用の全部は當然民團が補助して然るべきものと存じますので、何うか原案御通過あらんことを希望致します。

○森川照太郎君 さうすると此銃器は在郷軍人分會から願出で買下を得たものでありますか、それから現在何處に保管されて居りますか。

○行政委員(川本吾一君) 是は説明の時申上げましたが、在郷軍人分會が請願したのでなく、居留民大會の決議に依つて義勇團を組織されて、其組織が申請して、今は分會の手で保存されて居ります、精神は今申上げたやうな在郷軍人分會が保存して居りますが是は軍隊に於て堅實に保存されて居ります、其手入れを在郷軍人分會が遣つて居る、一朝事ある時には此在郷軍人分會の五百人が此三十八年式の銃を執つて立つ譯であります。

○森川照太郎君 其掃除する人は誰かするか、人夫を備つて居るのか又兵士自ら遣つて呉れる費用を出すのでありますか。

○行政委員(川本吾一君) 在郷軍人分會の方が特志に出で行つて自ら手入れをして呉れるのであります。

○古田治四郎君 少し話が間違つて居るやうであります、先程行政委員から申された手續をして名義は在郷軍人分會が受けたことになつて居ります、組織に一朝事ある時に、現在持

つて居る百挺では足らぬので交附の手續の結果、其時豫算を組んだが、豫算が無い爲め置場所が無いから軍隊に委託してあるが、一年一回兵器検査を受けなければならぬ、乃て銃器を綺麗にしたものを検査官に出す、其他皮具、彈藥、帶皮、劍鞘もある、此事件の爲めに貰つた銃砲の費用の出所が無いので補助を願つたのであります、苦力を頼むのでなく、特に吾々が行つて手入れをし或は兵隊の手を借りて遣りますが、油、キレ其他に二百五十挺を要するのであります、其他破損なんかの爲めには彈藥などは多少修理を要するものであります。

○森川照太郎君 在郷軍人の諸君の非常な盡力下さる御原意は御禮申上げなければならぬことである斯の如き必要なのは民團が負担することは當然のやうであります、一方民團の財政と云ふことを根本として考へなければならぬ義務がありはしないか、民團の補助の範圍に於て慎重に考慮しなければならぬ所もある、従つて國助でもありませぬけれども、軍備に關する事務の費用の負担を爲すべきものであるか、此原則に就て考慮しなければならぬ點がありはしないか、反對はないが多少の疑なきを得ない、而して軍隊の手に保管されて居るので一年一度の檢閲の際袖落すやうなこともお氣の毒なことあります、而ばならず此軍器自身は陸軍に屬するもので此位のことでは陸軍にして呉れやしないかと云ふ疑もあり又其方が實際に於て便利ではないか、職を有つて居る在郷軍人諸君が一年何れだけの時間を要するか知らぬが、此點を考慮し、民團が補助の範圍を考慮して見たならば駐屯軍本部に掛合つたならば如何なものか、此點に御盡力を願ひたいと思ひます。

○行政委員(石川 通君)

只今森川議員より補助の問題に就て議論があつたが、之を使ふ人は陸軍の人か使ふのでなく、民團の一部の人か使ふので、租界局の事務を五つに別けて整備に屬することもある、當然整備の必要が起つて来るかも知れぬから、私はさう云ふ意味から云つて民團が此補助金を出して支えないと云ふことに到達する、皆さんに於ても此意味に於て原案に御賛成願ひます。

○佐々木敏丸君 只今森川君から説明があつたが、彼の銃器は軍隊が持つて来たものでなく、民團が頼んで貰つたもので、之を補助することは民團の義務であると思ふ。

○田村俊次君 只今行政委員から説明のありました通り居留地整備の費用でありまして別に議論は無いと思ひます、議會省略可決願ひます。

○那 茂行君 皆さん御賛成あらんことを願ひます、先般の電報十二時間に兵が到達するやうなことを聞いて居りましたが、當地に參る迄には、二十時間、東京に打つと七日、二回目に来たのか九日、若し動亂があつた時皆さんは此銃を執つて方一の防備に備へなければならぬ、此邊を能く御承知を願ひたい、御賛成を得たいと思ひます。

○議長(中島盛彦君) 本案に對して田村議員の動議は議會省略可決せよと云ふこととありますが、(異議なしの聲起る)

それは議會省略可決確定することに御異議ありませんか。(異議なしの聲起る)

それでは原案確定致します、是で散會致します。(午後七時三十分散會)

第四日 大正十四年三月二十七日於公會堂

議事日程

- 第一、天津日本青年會補助金ノ件
- 第二、私立天津高等女學校補助金ノ件
- 第三、大正十三年度居留民團歳入出納豫算案
- 第四、大正十四年度居留民團歳入出納豫算案
- 第五、大正十四年度特別會計電氣歳入出納豫算案
- 第六、大正十四年度特別會計官有地拂下準備金歳入出納豫算案
- 第七、居留民團法施行規則第六條ニ依ル行政委員會委任事項中改正ノ件
- 第八、居留民團法施行規則第十八條ニ依リ行政委員會ニ委任ノ件廢止ノ件
- 第九、臨時財源調査會章程中改正ノ件
- 第十、課金調査會條例中改正ノ件
- 第十一、課金調査委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第十二、事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第十三、事業調査委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第十四、壽街、扶桑街開修工費徵收規則廢止ノ件

- 第十五、護衛開修工費特別會計條例廢止ノ件
- 第十六、扶桑街開修工費特別會計條例廢止ノ件
- 第十七、民團事規程ノ件
- 第十八、民團會計検査委員ノ人員ノ件
- 第十九、行政委員選舉
- 第二十、豫備行政委員選舉
- 第二十一、民團會計検査委員選舉

出席議員

松村利男	小倉知正	岡本久雄	川村龍雄
田中錫太郎	古田治四郎	郡茂行	中島盛彦
根本儀太郎	川島範夏	遠山猛雄	濱田邦太郎
牧 尚一	上野 壽	遠藤盛彌	吉野久七
黒澤兼次郎	川本吾一	佐々木敏丸	岡崎省藏
内山春吉	千葉初藏	利根川久	吉田房次郎
太田利三郎	西村 博	平井久一	眞藤樂生
中村常三郎	金山喜八郎	大澤大之助	山西健吉
森川照太	野崎誠近	長野 勳	永安平吉
小林陽之助	小谷萬治郎	砂田 實一	橋本國三郎

好富道明 阿部政吉 池田三男也 田村俊次
 松原秀三 連水篤治郎 安部長太郎 白井忠三
 檜垣泰興 藤田語郎 藤田重直

○議長(中島盛彦君)
 是より會議を致します。(拍手起る)
 本日の出席議員四十六名、豫め御報告致します、それから會議の席に一寸御語りして置きたいことがあります、御承知の如く今回の會期は五日になつて居ります、所が計らうも昨夜迄に種々の議論が起つたやうに思ひます、従つて多くの時間を費して居ります、勿論議案に對する必要な質問なり、討論は此機會に於て充分致されることは當然であります、けれども議事の進行を圖ることも一面に考へなければならぬことと存じます、それは是は多くの議員と議長とが、協力してやらなければならぬことは既に御承知のことと存じます、此意味に於て出来なれば簡潔に御發言を願ひ、順序よく議論を進めて私の意思に即して頂くことを御願ひして置きます、尚ほ開會の勢頭に於て私は一の發言を致します、それは御承知の如く、旅順から毎年當地に警備艦隊が見えました、所が近日の中に内地に御引揚になると云ふこととあります、此機會に於て吾々は毎年當地に此艦隊を派遣されて、吾々當地に居る者の保護并に整備に盡された此厚意に對して謝電を送ることは最も必要なことと考へます。(賛成の聲起る)
 ○議長(中島盛彦君)

それは私は一の決議案として提出したいと思ひますから皆さんも御異議ないことと思ひます、何うか満場一致の御賛成を得ることに願ひます。(拍手起る)
 決議案は書記より朗讀致します。(吉川書記長謝電朗讀)
 貴防備隊より屢次驅逐隊を派遣せられ居留民保護の任に膺られたるは感謝に堪へず撤退せらるゝに際し民會の決議により一同を代表し謹て感謝の意を表す。
 大正十四年三月二十七日
 民會議長 中島盛彦

○議長(中島盛彦君)
 是に對して御賛成でございますれば何うか御起立を願ひたい。(満場起立)
 満場一致で可決されました、それは議事日程に入ります、印刷物にして配付してある第一の議案は天津日本青年會補助金ノ件、之を附議致します。
 ○牧 尚一君 私は議事に入るに先立ち、動議を提出致します、皆さん御承知の通り本會議も明日を以て終りとなり、まだ豫算案と云ふ重大なものを持つて居りますから明日一日では議了出来ないと云ふ考を有つて居ります、そして本日は午後七時から食事を終つて、更に八時から十一時迄會議をして豫算案の一讀會を済まし、委員附託にして、明日午前九時から審査委員の審査を願ひ、明日は午後一時から本會議を開いて明日一日で済ました方が好くはないかと考へます、此動議に御賛成あらんことを希望致します。
 ○議長(中島盛彦君)

牧議員に御願致しますが、議案の變更でなく食事が済んでから復た討論しやうと云ふのでありますか。
 ○牧 尚一君 さうです。
 ○議長(中島盛彦君)
 只今牧議員の動議と對して御話になつたやうに食事を済まして豫算案を更に討論することに御賛成でありますか、是に對して御異議の方はありませんか。
 ○佐々木敏丸君 私は賛成致しますが、此第三第四第五の豫算案を最後に願ひたいと思ひます。
 ○牧 尚一君 私も最後に願ひたいと思つて居ります。
 第一を済まして進んで行くのであります、此儘に進むと議了されたいと思ふ、會期の延長を願ふと云ふことは總領事の意見にあると思ふが、それは如何かと思ひます。
 ○森川照太郎 牧議員に伺ひますが明日九時から四時迄に審査委員會議の議事が終りませうか、何うせ此處まで進めたのでありますから、出席の人も六十人になつて居ります、突然民會を開くと差支を生ずる人もあると思ふ、私は明日九時から四時迄に審査を終ると云ふことは出来ないと云ふ何うしても會期の延長をしなければならぬと思ふか延して置つたならば何うですか。
 ○牧 尚一君 會期の延長に付ては何う云ふことか知りませぬが、岡本副領事に聞きましたなれば重大事件も無いのであるから可成會期間に潰つたならば宜からうと云ふこととあります、先刻訪をした九時から四時迄に済まぬではないかと云ふこととありますが、昨年は十時から四時迄に済ましたから出来やうと思ひます。

○議長(中島盛彦君)
 是より會議を致します。(拍手起る)
 本日の出席議員四十六名、豫め御報告致します、それから會議の席に一寸御語りして置きたいことがあります、御承知の如く今回の會期は五日になつて居ります、所が計らうも昨夜迄に種々の議論が起つたやうに思ひます、従つて多くの時間を費して居ります、勿論議案に對する必要な質問なり、討論は此機會に於て充分致されることは當然であります、けれども議事の進行を圖ることも一面に考へなければならぬことと存じます、それは是は多くの議員と議長とが、協力してやらなければならぬことは既に御承知のことと存じます、此意味に於て出来なれば簡潔に御發言を願ひ、順序よく議論を進めて私の意思に即して頂くことを御願ひして置きます、尚ほ開會の勢頭に於て私は一の發言を致します、それは御承知の如く、旅順から毎年當地に警備艦隊が見えました、所が近日の中に内地に御引揚になると云ふこととあります、此機會に於て吾々は毎年當地に此艦隊を派遣されて、吾々當地に居る者の保護并に整備に盡された此厚意に對して謝電を送ることは最も必要なことと考へます。(賛成の聲起る)
 ○議長(中島盛彦君)

○行政委員(遠山猛雄君)
 此處に議題になつて居ります天津日本青年會補助金ノ件に就て簡単に御説明を申し上げます。本年は第三ヶ年であり、青年會の補助金を豫算に置きましたのは大正十二年度から始めまして本年は第三ヶ年であり、大正十二年度に於て初めて民間に對して補助金五千兩を要求した、十三年度は四千兩、本年度の請願額は六千六百兩で、此間前後種々の差がある、十二年度に五千兩請願して居るもので削減されたものは青年會の感に打たれるのでありますが、民間から補助を仰いで居るもので削減されたものは青年會のみであります、これは理由があつたのであります、本年度の補助請願額が六千六百兩になつて居りますので、突然之を見ますと二千二百兩増額して居る、此増額が酷いやうに感じられますが、それは昨年度の十三年度の四千兩と云ふ豫算の基礎に少し誤りがあつたが爲めであり、基礎の計算の点を申上げますれば御了解が得られると思ふ、十三年度の豫算は教師の俸給を十ヶ月しか計算して無かつた、それは何うしてさう云ふ誤りを生じたかと云ふと、青年會の教師に時間制の先生と専任の先生とあつたが、可成時間制の先生を數して専任の先生にしようと思ふ意見もあつて十三年度から専任の教師にしよう、以前は俸給を遣らないうち講習會を聞くと思ふこととして手當を差上げたのであります、其時から制度を改めて専任の教師にした以上月中休暇中の俸給を給しない譯に行かぬと云ふことになつた、兎に角も此計算の基礎に誤算があつた爲めに昨年四千兩の補助を仰つた、此誤算の結果は學校の經營に

○太田利三郎君、私は例年の例に依つて豫算の審査は時間内に出来ると思ひますから、本年は人数も少し會期は延長せず、時間の延長で民會を終りたいと思ひます。
 ○小倉知正君、私は先づ議題を協議して其後時間が足らぬやうな時に只今の諸君の説を御採りになつた方が宜からうと思ふ。
 ○黒澤兼次郎君、若し七時から遊るとすれば食事の準備もしなければならぬと云ふことから此説が出たものと思ひますから賛否を採つて下さい。
 ○議長(中島盛彦君)
 會議時間のことには就て牧議員の發言になつたことは只今御座の通りであります、其説に賛成の方起立を願ひます。(起立者二十七名)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは森川議員から御發言になつて居りますが、或は佐々木議員も同し御考であつたと思ふが場合に依つては議案審議の結果、會期を延へても宜いと思ふかと云ふ方御起立を願ひます。(起立者十七名)
 ○議長(中島盛彦君)
 會議時間のことであるから議長が何とか考へなければならぬ、只今の決を取つた所が、牧議員に賛成二十七名、森川議員に賛成十七名、是に依ると當然資金を取つて遊らなければならぬ、所が先日申上げる通り健康が良くない、議長長の希望としては監督官の御諒解を得て、場合に依れば會期を一日も延長して貰ひたいと思ひますが、何うか御座に御賛成あつて、只今の牧君の勸諭に御賛成あらんことを希望致します、それでは先程報告致しました通りに、日程第一を附議致します。

が材料を少許御報告申上げて置きます、現在の在學生は六十四名、昨年迄の在籍生徒の數を申すと十一年度に於て二百二十五名、十二年度百九十五名、十三年度百八十三名、今日迄の卒業生本科七十名、速成科百八十三名、茲に一言申上げて置かなければならぬことは在籍數に比較して今日の生徒數が少いと云ふこととありますが、茲に現はれて居る數は在籍の數で青年子弟の間には種々の事情で一時退學して日本に歸へるやうな者か頗る頻繁であります、従つてそれ等の者を此表に加算してある故に現在の數と比較して多いのであります、現在何う云ふ種類になつて居るか云ふと、商業科二年生、支那語科三年、英語科三年半、其他に特に支那語の速成を半年で終ると云ふ四ツの制度を採つて居ります、商業科の課程は修身、英語、タイプライター、商事要項等て學習時間は二時間となつて居ります、目下専任教師としては七人ござい、主事一名、専任一名、外に時間制の者か四人、其俸給を申すと主事百五十兩、其他英國人一名五十兩、日本人一名七十兩、一名五十兩、二十二、二十三、他に時間制の先生五十兩、書記二名五十兩、八兩は大体の俸給であります、以上を以て事務報告の概念を取るとして提案の説明を終りたいと思ひます、御質問あれば其程度説明致します。
 ○橋本國三郎君、遠山委員に伺ひますが、青年會の生徒の成績は御満足の行くやうに行きますか、又時間が正確に眞面目に行けるやうに思ひますか。
 ○行政委員(遠山猛雄君)
 御答致します、御承知の通り青年會は案人か寄合つてア、云ふ仕事をして居る結果今日でもあれを以て充分と思つて居りませぬ、何とかして改善したいと努力はして居ります、尙充分それ等の

障害を来たしたが、幸ひに幸か不幸か十三年度に於て七ヶ月間主事の位置か缺けて居りた爲めに其間俸給を要しない、其結果出た俸給を以て補つて来たのであります、其額は一千八百兩と記憶して居ります、従つて本年の六千六百兩の請願額は昨年普通に貫つて居れば、僅な増額に過ぎないのであります、然るに本年の六千六百兩と云ふ補助額に對して行政委員會は種々審議の結果他多方面に於て全然此補助額を減らすことは全体の豫算を組む上に於て統一しないと云ふ議論もあり、其の議論も圓はした結果、昨年豫算に誤算を生じただけ本年に於て増額して遣つて宜からうと云ふことで五千五百兩の提案した次第であります、此六千六百兩と云ふ當初の請願額に依る豫算の内容を一應申上げたと思ひます、經常部収入金額五千九百九十二兩、其内容を申上げます、賛助會員附三十七兩九十二兩、支出總額一萬一千六百九十七兩九十二兩、其内容の主なものは依給の八千二百六十八兩、更に百兩以上の項目を申上げます、圖書費百八十兩、薪炭費二百廿一兩、交房具百九十二兩、電燈料三百三十兩、廣告料百三十二兩、警務費三百五十六兩、印刷費百八十六兩、什器費百九十九兩、雜費百五十二兩、四十四兩宿舎料三百二十四兩、賞與金六百五十八兩、豫備費二百九十六兩、是等を加へて収入から引いた殘額には消耗品水道保險料等がござい、以上合計一萬一千六百九十七兩九十二兩、差引六千六百兩、不足になつて之が補助を請願したのであります、無算只今申上げた豫算は六千六百兩を許可されるものとしての豫算であります、行政委員會は既に一千五百兩割つて居るのでありますから、此豫算は當然實行は出来ないものであります、尙又後刻詳細な御質問もございませうから大体事務の報告ではありませぬ

101

点に御注意願ひますは御参考になると思ひます。

○田村俊次君 青年會の事に就て坊間に種々のことを聞いて居ります、極く必要なことも思つて居りますから現状を視察したいと思ひますか、其際か無い、今在籍の数が聞えなかつたのでありましたが三ヶ年間の生徒の増減を一度聴して下さい。

○行政委員(遠山猛雄君) 大正十一年二百二十五名、十二年百九十五名、十三年百八十三名であります。

○田村俊次君 モ一つ伺ひたい、日々授業に出席して居る生徒の數、授業を受けて居る時間を示されたし。

○行政委員(遠山猛雄君) 平均約六十名であります、毎年學期開始に於て募集する時には入學希望者が多いが、三學期を終ると非常に減つて来る、時間は毎日二時間でありませう。

○田村俊次君 生徒は年々減つて行く傾向であるに經費が殖えるのは何う云ふ譯ですか。

○行政委員(遠山猛雄君) 一面御尤のやうであります、民間の補助費が殖えるやうであるが、學校の經費は全部補助で賄つて居りませぬので、特志家の寄附もあり其不足額を補助で賄つて居る、創立當時は一般の寄附も好かつたが、それが段々減額して本年も七百弗減額し、一方已むを得ず補助の増額を仰ぎたいと云ふことになつて居ります。

○田村俊次君 要するに特志者の寄附が減るから民間の補助が殖えるのでありますか。

102

○行政委員(遠山猛雄君) 無論内容の改善の爲めに多少殖えて居る、何う云ふ率に於て會員の減少に依る補助の増加、又内容の改善の爲めに要する補助額は數字の上を率を示すことは出来ないが、今御話のことは當然含まれて居ると思ふ。

○郡 茂行君 昨年の教育調査會に於ての決議を御報告になりました行政委員も正當と認めたと云ふ御報告でありましたが、本年は教育調査會は開かないやうに伺つて居りますが、本年は行政委員會で此邊のことを御研究になつたことがありますか。

○行政委員(遠山猛雄君) 孰れ教育費の項目に於て御述べになる機會かあると思ひますから青年會の方を早く極めて頂きたいと思ひます。

○金山喜八郎君 先程遠山委員の説明に依ると六十二名の生徒である云ふこととありますが、其生徒の出席率を伺ひたい。

○行政委員(遠山猛雄君) 只今此處に持つて居りますのが、金山さんは會員でございませう、毎年御報告行つて居りませうが、是非に必要であれば取寄せませうか、先づ七割位と見れば宜からと思ひます。

○金山喜八郎君 七割と云ふと四十五人と云ふことになる、一人前二百圓以上になる、青年會は會員制度であるから其差額の幾分を補助するのが適當であらうと思ふ、經費が足りない場合は會員の寄附金を餘計にして經費を補ひ、尙ほ且つ足りない場合には補助を民間に仰げば宜いと思ひます。

103

思ふ。

○行政委員(遠山猛雄君) 私は耳が悪いのか能く聞き取れませぬが、第一問は青年會は會員組織であるから會員全部が費用を負担すべきものであると云ふのが御意見でありますか。

○金山喜八郎君 主として會員が負担すべしと云ふのであります。

○行政委員(遠山猛雄君) 多少其處に見解の違ひがある、青年教育の解釋の方法に依つて相違が生じて来る、元來今日の社會制度の下に國家的境遇に在る關係上青年には出来得べくんは之を補助して遣つて宜いと考へます、當に行政委員會が許りてなく、居留民會は此意味に於て補助を繼續して来たのであります。

○郡 尚一君 學務委員に伺ひます、青年會の夜學校に於て要する費用、モ一つは昨年の白井行政委員の説明中でありましたが、補助機關を作ることは決議出来ぬが、漸次理想に進むと云ふこととてあります、其後行政委員會に於ては理想に向つて進む方法を講じて居られますか、只補助だけして置けば可いと云ふ考でありますか。

○行政委員(遠山猛雄君) 大体に於て第一問は夜學校に要する費用のネットを欲しいと云ふこととありますが、先刻申上げたものが其全部であります、其内電燈料雜費保險料水代其他青年會の會費等風列の出来ないものがあります併し是は青年會の事業の一部分になつて居る結果、青年會の方に負担させずに、此方から出せるやうなものを出して居る、是か一割になるか二割になるか三割になるか、之を平均して見なければ青年會の夜學校に要するネットのことは判りませぬ、それから教育調査會の決議に對して青年會の當事者が理想に向つて何等かの積極的方法を探りつゝあるかと云ふ御質問であります、此教育調査會の意見に就て昨日も質問があつたやうであります、是は種々に考へやうかある、無論教育調査會の意見は尊重しなければならぬ、併し教育調査會は教育調査會であり、行政委員會は何處迄も行政委員會である、従つて行政委員會は教育調査會の意見を實行しなければならぬ理由が無い、先づ女學校も民間に青年會も民間にする云ふやうなことに對しては、當時教育調査會の中の少數の意見として記録に附されて居ります、それは何故に女學校を前にし、青年教育を後にすると云ふやうな理由が解らない、日本人の家庭の基礎が男子に依つて營まれることから考へて見ると、何うも夫婦になつて男子が弱くては食つて行くことか出来なから、先づ男を先きにしなければならぬと云ふことか記録に附つて居ります、此説に相當共鳴する人もあります、大体に於て過去一二年の行政委員に於ては教育調査會の意見を尊重して居つたと思ひます、將來此教育を民間に移すとしても、民間の財政に鑑みて之を直ちに以て斯うすると斷言することは餘程困難であると考へて居ります。

○平井久一君 一寸學生の數、年齢及成績を伺ひたい。

○行政委員(遠山猛雄君) 年齢成績は書類を持つて居りませぬから書類を持つて御知らせ致します。

○好富道明君 現在専任教師の担任學課の割合を御尋ねします。

○行政委員(遠山猛雄君)

104

○行政委員(遠山猛雄君) 先刻申上げたものが其全部であります、其内電燈料雜費保險料水代其他青年會の會費等風列の出来ないものがあります併し是は青年會の事業の一部分になつて居る結果、青年會の方に負担させずに、此方から出せるやうなものを出して居る、是か一割になるか二割になるか三割になるか、之を平均して見なければ青年會の夜學校に要するネットのことは判りませぬ、それから教育調査會の決議に對して青年會の當事者が理想に向つて何等かの積極的方法を探りつゝあるかと云ふ御質問であります、此教育調査會の意見に就て昨日も質問があつたやうであります、是は種々に考へやうかある、無論教育調査會の意見は尊重しなければならぬ、併し教育調査會は教育調査會であり、行政委員會は何處迄も行政委員會である、従つて行政委員會は教育調査會の意見を實行しなければならぬ理由が無い、先づ女學校も民間に青年會も民間にする云ふやうなことに對しては、當時教育調査會の中の少數の意見として記録に附されて居ります、それは何故に女學校を前にし、青年教育を後にすると云ふやうな理由が解らない、日本人の家庭の基礎が男子に依つて營まれることから考へて見ると、何うも夫婦になつて男子が弱くては食つて行くことか出来なから、先づ男を先きにしなければならぬと云ふことか記録に附つて居ります、此説に相當共鳴する人もあります、大体に於て過去一二年の行政委員に於ては教育調査會の意見を尊重して居つたと思ひます、將來此教育を民間に移すとしても、民間の財政に鑑みて之を直ちに以て斯うすると斷言することは餘程困難であると考へて居ります。

○平井久一君 一寸學生の數、年齢及成績を伺ひたい。

○行政委員(遠山猛雄君) 年齢成績は書類を持つて居りませぬから書類を持つて御知らせ致します。

○好富道明君 現在専任教師の担任學課の割合を御尋ねします。

○行政委員(遠山猛雄君)

時間割を持つて居りますが、受持課目は中上げせず、矢澤教師修身、商業、算術、英語、會話、山川主事修身、作文、支那人の先生は支那語藤井先生が簿記、商事、月謝は青年會の會費として一弗。

○松村利男君 私は懇談的に御尋ねしたいと思ひますが私は青年會の夜學を教えた経験が永年あるのてあります、支那語と英語科の生徒は全部六十名であると思ふ、一學級三十名しかならない、其支那語科で討論會を御催しになつたが、まだ英語科では討論會を設けたことは無いと思ひます、其會を見て生徒の性質が惡くなつて居るやうに思ふ、是は徳育をお忘れになつて習育許りに走つて居るのではないかと思ひますが。

○行政委員(遠山猛雄君) 先刻質問がございましたが、何故支那語の講演を講壇に置かないかと云ふことは、正に當局者が聞いた所に依ると感ぜられた感がある、併し青年會は出来得べくは支那語の講演も英語の講演もしたいと云ふことで進めて来たが、英語科の方は成立しなかつた此結果であります、第二回は習育許りで徳育を忘れて居るのでは無いかと云ふ御質問でありましたが、それは御批評に任せます、而して其御批評は簡かあるべき御質問として當事者に傳へたいと思ひます。

○松村利男君 私の経験は母國に居つた時のことですが、天津の方は支那語科に重きを置いて英語科は餘り力を入れて居ないやうであります、英語科をお廢しになつては如何ですか。

○行政委員(遠山猛雄君)

只今の御質問にお答しいと思ひますが、此處に學校の生徒も来て居りますから答辯前に此數をお知らせすることか便宜かと思ひます、支那語科三十四名、商業科廿六名、英語科四十名、乃て只今の御質問の英語科には素人が寄つて居るのであります、本年も是非英語科を改善したいと云ふ意味に於て、補助金は多少此改善の費用に充當したいと思ひます、金額は諸願書にもありますが、現状のものは當然廢棄して可いと思ふことも當事者の中には意見があります、今回請願した金額は削減されたのでありますから此方針では遣り得ないであります、而して此場合に於て來年に青年會の總會があります、其内容を如何に改善すべきかと云ふことに就ては、此議場における論議も參考に供したいと云ふことに御了解を得たい、而して貴方の御質問のやうな議論を考慮しつゝあつて、其成案を言ふを得ない時代にあると御了解願ひます。

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか——無いやうでありますから是から討論に移ります。

○永安平吉君 討論に入る前に今の入學生の數と卒業生の數を御示しを願ひます。

○行政委員(遠山猛雄君) 明確なる數は答辯に困る、臨時入學の方針を採つて居るのでありますから此處は申上げ難い。

○永安平吉君 それでは卒業生の數だけ判りませぬか。

○行政委員(遠山猛雄君) それは先刻御報告申上げて置きました。

○永安平吉君 承りませぬ、——可成何年は何人、何年は何人と區別して願ひます。

○行政委員(遠山猛雄君) 後刻調査して差上げます。

○議長(中島盛彦君) 御異議ありませんか。

○岡崎省藏君 私は青年會に關係して居る關係もありませんが、此補習教育に對しては從來も租界に於て割合に閉居されて居つたものでないかと思ひます、只今迄の諸君の質問を伺ひますと在籍數は多いにも拘らず、生徒數が少いと思はれる、素質が劣つて居りはしないかと云ふことになつて居りますが、是迄割合に閉居されて居つた爲めに、總ての科目が徹底されて居なかつたのが原因であらうと思ふ、在籍生の少いのは内容がモツと充實すれば充てて來ると思ひます、それから私が關係して居る在籍生の數は少くなりました、其内容を充實するには良き教師を得たいと云ふのが第一であります、それが爲めに本年六百六十名の請願をした次第であります、只今遠山委員の説明には租界には他の事實も澤山ある、其約合上六百六十名は補助出來ない、是は五千五百名で我慢して貰はなければならぬと云ふこととあります、成程他の組合もありませんが、さう云ふことではあれは諸願者としても仕方無いと思ひますが、私は此夜學校は更に充實して、所謂補習學校と申すか、簡易商業學校と申すものに完成したいと云ふ希望を有つて居ります、從つて此原案に對して賛成を表するものであります。

○行政委員(藤田語郎君) 只今岡崎議員からの御話であります、此旨の者が餘り閉居するからと云ふこととありますが、

居留民會では餘り行通するからア、云ふ質問が起る、又現在の教師が悪い、何の教師が悪いと云ふことになると實際問題に就て御伺ひしたい。

○岡崎省藏君 私は現在の人に對して云々申しませぬ、私は充實する意味に於て良き教員を得たいと申すのであります。

○行政委員(藤田語郎君) 充實の意味は何う云ふ意味でありますか。

○行政委員(遠山猛雄君) 議長に御願ひしたい、今岡崎議員の御意見は原案の賛成論であります、原案賛成論を採らずして此貴重な時間を費さないやうに願ひます。

○松村利男君 只今の岡崎さんの御話に依ると先生の良い者があると生徒が多くなると云ふこととあるが、女は馬を引張つて河端まで行けるが、馬に水を呑ませることが出来ないと云ふことと同じであります、殊に運動期等に入ると生徒が來なかつたことは能く知つて居ります、私は英語科を心配する意味に於て此案に賛成致します。

○太田利三郎君 私は先きから各位の説明も拜聴致しましたが、青年會の教育方針に就て夜學の英語科が振はないと云ふことは其教師に適當な人を得ないと云ふことである、夜學校の代表機關は英語科である、殊に英語科が天津の土地に於て極く初歩のものでも教えることだけは此英語科の存在の結果であると思ふ、又松村君の説には英語の講演會が無いと云ふこととありますが、それは支那語の如く徹底的に遣らなかつた結果と思ふ、是は各科の主任に適當の人を得れば進歩する

ものであると思ふ、同時に此補助金に對しても誠心から進んで熱心に遣つて行つたならば効果を
得るものと思ひます、私は此意味に於て原案に賛成致します。

○遠藤盛彌君 議員各位も大分御質問もあり、委員各位の答辯御説明もありません、私は民會は初
めてであり、開會最初の日に於て此會議は懇談會であると云ふことと非常に共鳴致しまし
た非常に満足致しましたが、今澤山の方が御質問になつたことは懇談をするに云ふ意味を置
方が少いと思ふ、私は昨日の共立學堂の問題でも少年義勇團の問題でも生徒の数の如き電話で判
るやうなことは調べてありますが、然るに今日此處に聞いたやうなことは電話で判るやうなこと
を會議の席で問答して居る、私は御質問になつた議員に對して失禮になるか知れぬが、私は民團を
思ひ議事を早く済ませる上に於て熱烈なる餘り申すのありますから失禮の段は御諒解を願ひます
私の店には青年會の夜學に三人行つて居る、一人は現在英語科に居る、三人の者に尋ねて見ると
青年會の夜學を夜遊ひの言譯に使ふと云ふこととあります、二番目のもの聞いて見ますと可も無
し不可もなしと云ふ、此ものは私の目をかすめて夜遊に行つて居りますが、三番目の子供はタイ
ライターを習つて居りますが、私が行く時は先生が来ない、先生の来た時は私が行かないと、此
は要するに乘らせやうと思つても乗らない馬を引張つて行つても乗らない、家庭に於ける教育の罪
迄青年會に負はせることは酷であると思ふ、斯の如き素質の悪い私の店のやうなものもある、此
は此夜學の設備は出来るならば民團の經營に移して貰ひたいと思ふ、併し他の教育上の振合もあ
つて五千五百を正當と認めると云ふこととありますから、原案に賛成するものであります、
私の提案として第二第三兩會略決定にしたいと希望致します。

○議長(中島盛彦君) 御諮り致します、只今遠藤議員から御諮りあります、本案は讀會省略可決することに御異議あり
ませぬか。(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) 御贊成の方起立を願ひます。(起立者多數)

○議長(中島盛彦君) それでは多數を以て可決致します、是から十五分間休憩致します。(午後五時四十分休憩)

午後六時再開

○議長(中島盛彦君) 是より會議を開きます、少し聲を大きくして頂きますと御々の方に聞えない、殊に幕の關係であ
りますので反響が鈍い、爲めに、お背も折れませうが、御氣の毒なことであります、是より議事日
程第二私立天津高等女學校補助金の件を附議致します。

○行政委員(川本吉一君) 本案を私より御説明申し上げます、御承知の通り本校は大正十年の創立でありまして、當初入學生
は二十四名でありました、所か年を経るに従ひ、漸次在學生徒數が増加して昨年の在學生約八十
名と云ふこととあります、さうして昨年初めて第一期の卒業生を出すことになり、十四年度の入
學希望者は現在二十九名と聞いて居ります、さうすれば先づ九十名、百名近くの人員になるさう
であります、民國過去二ヶ年に亘つて相當の補助額を寄附して居ります、昔々としては生徒の増

加することは大に喜びとする所であり、右様の次第で段々在學生の増加するに就て、教員の
増聘及び學生に要する費用が漸次高つて居ります、それで民國十二年度に三千弗、十三年度に
四千弗、補助を致して居ります、處が先程來校主始め父兄會より此女學校を民團經營に移して頂
きたいと云ふ請願書が參つて、同時に校主より若し民團の經營が御願届がなければ、補助額を増
して貰ひたいと云ふ請願も出て居ります、それで吾々行政委員會に於ては慎重考慮した結果、今
直ちに此女學校を團營に移すことは租界の財政上容すことは出来ぬものがあるが故に、團營の
精神には反對でないけれども、經濟上困るか故に、是は後日の審議に譲り、差當り増額をしな
ければ行けまいやないかと云ふことと茲に提案した譯であります、増額の理由は御手許に回して
ある議案に依りまして御承知でありませうが、要するに教員の増聘に依りて他の費用の
嵩みした理由であります、而して校主より提出されて居ります大正十四年度の豫算を見ますと
と總支出に於て銀一萬二千七百九十弗、其内譯を申しますと八千四百六十弗俸給、百四十四弗雜
給、是は主としてボーイの給料ださうであります、二百弗教員費及校具費、三百弗圖書費、百弗
消耗費、五十弗通信費、百弗旅費、三百弗雜費、百五十弗修繕費、百六十弗運動會費、六百弗囑託教員謝
禮、百弗生徒宿舎補助、千弗教師増聘、大休さう云ふ意味であります、更に一千弗職員増聘、百六
十弗年末慰勞金、百二十六弗臨時備費で合計一萬二千七百九十弗になります、而して收入の方
は何うかと云ふと、月謝四千二百五十弗、是は八十五名の在學生の分であり、四十弗入學東
修金、千五百弗寄附金、此三つの加つたものが五千七百九十弗になつて、先きの總支出と差引き
七千弗の收入不足が生じて來る、是は校主から願出で居る補助額であります、乃て昨年は四千弗

の補助で、本年は三千弗の増加であります、其理由を簡単に申上げたいと思ひます、是は教員増
聘に要する一千弗、是は本年海外指定學校に認可されて、何うしても教師の増聘を要する、それ
から教員の増聘、是も矢張り歳月を経れば相當の増額をしなければならぬ意味で一千弗を申出で
居ります、此外前申上げた在學生の増加に伴ふ種々の諸雜費が積りて居るのであります、是か前
年と一千弗増加して居ります、此三つで三千弗の増加と云ふことになつて居るのであります、吾
々行政委員として此支出が果して適當なりや否やと云ふことを考慮して何うも何れとして差引
くべき費目がない、謂はば是だけの支出は已むを得ざるものと認めました、右様の次第でありま
すから、何うか慎重に御審議を下さい、此案の通過を希望致します、別けて弱き婦人女子の
將來の運命に關する補助案であります故に、後日に餘り風波の立たないやうに、讀會省略可決
ならんことを希望致します、尙御質問あれば都度御答致します。

○森川照太郎君 私は一寸御諮り致しますが、電話で問合す問題もあつたかも知れぬが、後に討論す
る必要上質問を先きに致します、遠藤君の御説明を願ひます、私の質問は川本君の御手許に出し
てあります、學校の創立に際して何程の資金を準備して居られたか、第二は創立以來校主か幾
何の援助をしたか、第三には民國は創立二年後から補助をして十四年度には七千弗を補助せん
として居る、殊に伺ひたいのは十三年度に於て四千弗を補助せんとする時の説明に校主に一千弗
の金を支出せんとする云ふことを説明されました、此金は果して支出されたか、第五に民國
は生徒の成績、會計の状態に於て如何なる監督を爲したりや、第六に學校の財産を調査したるこ
とありや、第七には以上に對する答辯の如何に依つて更に質問を試みたいと思ふ。

○行政委員(川本吾一君)

御説明申す前に一言森川君に御禮を申し上げたい、質問の調査答辯を簡易にせしむると云ふことで一昨日質問書を私の手許に御送付になりました、將來の善例を御作りになつたこと、議員諸君に於ても之に御倣ひにならんことを希望致します、是より御答辯致します、第一創立に對して創立者は幾何の資金を準備したるや、此答として創立者は約一千弗の出金をして居る、第二創立者は創立以來幾何の援助をして居るか、是は昨年の民會に於ても貴方の御質問があつて高木君から六千三百弗と記憶して居ると云ふこととありましたが、私は實際に調べて前の一千弗を加へて五千八百弗が實數に近いものと思ふ、第三民團は創立二年後即ち十二年度に三千弗十三年度に四千弗を補助して居る、此支出金額幾何と云ふこととありますが、十二年度は細い數字は調べて居りませぬが校主は此年度には多くの金を出して居りませぬ、先づ二三三三程度と御承知を願ひます、十三年度は一千弗を要したことは證書の帳簿に出て居ります、第四は要らない、第五豫算の収支の明細、第六民團は學校の成績授業狀態に於て如何なる形式に於て如何なる監督を爲したりやと云ふこととあるが、是は他の補助を致して居ります學校と同様に何等監督も今迄は致して居りませぬ、森川君の御意見が監督でも必要なりと云ふこととあれば同意し難い、第七創立者の財産狀態を調査したることありや、あれは其真相如何と云ふこととあれば、調査したことなしと答へます、必要ありと主張せられるなれば私は亦其必要なしと答へるものであります、○佐々木敏丸君 私は本案を撤回して貰ひたい、此理由は如何に文明なる都市にしても男子の教育を後にして女子の教育を前にする所は恐らく無からうと思ふのであります、それであるが故に

(113)

(114)

女子の教育を前にすることは矛盾であり、又男の子を持つて居る者は不公平な處置と思ふ、第二には他の女學校は社會奉仕と云ふことがあるか存しませぬか、個人で經營された建設後の状態を見ますと十二年度は三千圓の補助を受けて能く經營して居られたと思ふが、本年度の七千弗と云ふ請願は餘り極端なる請願では無いかと思ふ、昨年は只今御話のやうに民團から四千弗を受けて授業料其他の収入で經營されて居る、是に依ると補助が吉田氏から出て居らぬ、若し實名の徒か出て来て普通商業學校などを起したる場合に、より以上の補助を民團から云ふこととある、此二つの理由を以て原案を撤回されんことを望む、自分の現在の女兒とか姉妹を入学せしむるなれば其父兄が各自負担すべきものであると思ふ、○議長(中島盛彦君)

餘りさう云ふ無禮な言は御控を願ひます、○佐々木敏丸君 共立學堂と此天津女學校などは補助請願された七千弗を其儘通過せられたと云ふことは是には何か譯があるかと思はれる……、○議長(中島盛彦君) 尚ほ佐々木君に對し希望があります、議事に就ては質問と討論を區別して遣りたい、貴方の話は討論と混合して居る、○佐々木敏丸君 それは質問も討論も抜きにして撤回して貰ひたいから申すのであります、○行政委員(川本吾一君)

私は敬愛すべき佐々木君に返答を一々申すことは心苦しく感ずる、女子の教育を男子より前にす

○森川照太郎君 川本委員に伺ひますが、先刻御答辯の中に吉田洋行より高等女學校へ金一千弗を贈つて居る之が銀行預金となつて居ると云ふ御話でありましたが、現在其金は使はれて、定期預けになつて居るのであります、大体を伺ひたいそれから監督と云ふことを書いてありますが、それは私か悪かつたが、是は大凡そ調査と云ふやうな意味合であるのであります、行政委員會は補助して居る學校の状態を全然知らないで、宜しいと云ふこととあれば兎に角、監督すべきものであると云ふ御意見を、佐々木君の質問に對して教育調査會の一部を御説明になりましたが、天津在留民は女子の教育を必要としつゝあると云ふこととあるか、男子の教育に就ては何う云ふ御意見を御發表になつて居るか伺ひたい、○行政委員(川本吾一君)

吉田校主は十三年度に一千弗出して居るのは銀行に預金になつて居るか何うかと云ふ御話でありましたが、是は十三年度の學校の會計狀態は一月は先づ豫定の収入支出をして居ります、二分分には少し不足して百弗支出されて居ります、三月は六百弗支出して居る、先づ此位の額は要する譯であります、假りに百弗と六百弗使ひましたとして七百弗、差引三百弗残る筈であります、此額餘金は來年度に繰越すことになつて居る様であります、それから監督のこととあつたやうに記憶致しますが、是は監督と云ふ意味でなく調査と云ふ意味であると云ふこととあるが、行政委員殊に學務の方を担任して居るものとしては、自分は餘暇あれば學校に行き種々のことを先生から聴きたいと云ふ觀念であります、乍併己れの業務に多忙なる結果、時に惰けることもあり、全然知らないかと云ふ御話であれば、私は今申上げたやうな觀念を常に懐いて居ります、此觀念か無論答辯しなければならぬ筈であります、調査と云ふことは無論調査する考であります、調査する考があるや否やと云ふ御話であれば、私は明に調査の意思ありと御答致します、それから教育調査會の決議事項に就て御尋ねましたが、是は佐々木議員の質問が男子よりも女子の教育を前にすると云ふことは可笑しいかやないかと云ふ御話でありましたが、其孰れを取るか云ふことに就ては意見は無いが、教育調査會としては高等小學校を天津に置くことと云ふことを決議されて居ると云ふことを御報告申上げた文であります、男子を放任して置いて女子教育を前にすると云ふのでなく、教育調査會としては天津の現在の状態よりして女子教育機關を前にして是れは宜いかなやないかと云ふことに解したのであります、男子の教育を無視して可いと云ふことは一つも言明されて居りませぬ、○藤田語郎君 青年會の補助の方は削り、女學校の方は申請通りに遣つたのでは無いかと云ふやうな質問もあつたやうであります、青年會の生徒は五十名に對して五千五百弗、女學校は八十四名に對して七千弗、一名當りは算盤の上手な方には直く解る、女學校の方は八弗餘青年會の方は十一弗、私の考へては青年會よりは多く補助すべきものと考へて居ります、

(115)

(116)

ることは怪しからぬと云ふこととあります、是は大變な御名論で私は敬服致します、乍併私共は天津に於て最も尊敬すべき教育調査會か如何に此高等女學校に就て居るかを申上げたいと思ふのであります、詰り天津居留地では完全なる高等女學校の設立を要求しつゝあると云ふのが教育調査會の建議であります、民團は速に之を設立經營すべきことと存します、其他の御質問には答辯出来ませぬ、

(117)

○森川照太君 重ねて質問致しますが、川本委員の説明に依ると本年二月初めて金を出されたやうてありますが、大体補助金を受ける學校が補助金を後にして、當然の出資者たるべき校長が自分の金を先にすると云ふことは適當な行爲であると存せられますが、私の質問した要點は、天津に於て女子教育の必要を認めると云ふ決議であるか、此決議の中に男子の補習教育に就て必要なりと云ふ條項があるか否かを承りたい。

○行政委員(川本吉一君)
教育調査會の決議事項の中に其他青年夜學校幼稚園ニ關スル件、共立學校ニ關スル件をれば一々御決定になつて居ります、一々申上げて宜ければ申上げます。

○森川照太君 私の考へは其決定報告書が女子教育を高唱して居りながら男子の教育を説いて居らぬと云ふことになると其存在の理由とせられることは當を得て居ないと考へるのであるが何と言つて居りますか。

○行政委員(川本吉一君)
今の議案は女學校問題であるが故に、女學校に關する決議事項のみを申上げましたが、男子の教育に就ては忽にして居ない、決議事項に青年夜學校として青年の補習教育は民衆之を經營するを適當と認む、民衆が青年補習教育を經營するときは商業科を主とし、英語支那語と云ふ必要な學科を授ける、而して此補習教育の實施は困難なる事情を以て萬端漏れなきを期すべし、云ふこととあります。

○森川照太君 解りましたが重ねて御尋ね致します、此報告に依ると女子教育の必要を説かれて居り

(118)

又青年の教育の必要を認めて居らるゝのであるが、其女子教育の必要なる所以を承りたい。

○行政委員(川本吉一君)
私の答辯が誤解を得ないことは遺憾に思ふ、議員は女子教育は男子の後に刻す、言葉を変へれば男子教育を放任して置いて女子教育を前にすることは可けない、乃て中學のやうな男子の學校を設立しない中に女學校の教育を置くことは宜しくない、と云ふことであるが、此男子女子の孰れを前にするや否やと云ふことは斷言するを得ないが、教育調査會に於ては斯う云ふ意見を發表されて居ると云ふことを以て本案に關成した理由を述べたのであります。

○佐々木敏丸君 藤田君は生徒數に因つて補助金を決めたことと云ふことであるが、共立學堂は三百の生徒數を有して居ります。

○榎垣泰興君 今日吉田委員が御出席になつて居りますから、可成なれば私の質問は吉田君から御答を願ひたい、内地の法令に依ると一ヶ年間に新築校舍を持たなければならぬことになつて居りますが、是に就て御計畫があるや否や、是は民衆の經營になつた時は民衆の計畫もあるか知れませぬが、今の處團營になるか否か判らぬとすると、此計畫の無い限り何日迄も建たぬことにならぬと思ふが、去りて何日迄も小學校を利用する譯にも行かぬ、此女學校も當初多數の子女を收容する爲めに學校を建てたものであると云ふことであるが、指定女學校とならない時にも支那語の必要があると思つて居ります而ばならず、多數の識者が此建言をして居ると聞いて居りますがまだ支那語の資料が無いと云ふことである、是等の點に就て承りたい、第三は立入つたことであるが、吉田さんは當地に澤山な土地を持つて居られ其土地の交換と云ふことを聞きましてが

(119)

一方に於て吉田さんはさう云ふ意思は無い、學校に寄附されると云ふこととあります、それは民衆の窮境に在る財政に於て民衆に立になると云ふことであるとすれば美徳であると云ふことを聞いて居りますが、其邊は……。

○行政委員(川本吉一君)
只今榎垣君から校長が此處に居られるからと云ふこととありましたが、私は學務委員として知つて居る以上は御答しなければならぬ、漏れた事は吉田校長から補つて貰ひたいと思ひます、文部省令に依ると八箇月の規程がある、一箇年内に校舎を定めなければならぬと云ふことであるが、天津の海外指定女學校は簡單な取扱があつて、必ずしも是か無くとも差支無いと云ふこととあります、今の渡邊校長は數年來教育事業に従事し、此民衆に於て森川君が敬服すると云ふ言葉を出された如く、私も非常に尊敬して居ります、校長は何等かの方針の下に教育されて居ることは斷言して憚らない、又支那語科を置くの、必要は私も同感であります、聞く所に依ると支那語を置きたい、幸ひ供給も餘り多くを出さすとも好意的に教えてやらうと云ふ人かあり四月から實施されることと存します、第三の土地のことは能く判りませぬので吉田さんから御答辯か補はれることと存します。

○行政委員(吉田房次郎君)
只今榎垣さんから土地のことと就て御質問ありましたが、私はまだそふ云ふ事は考へて居りませぬ。

○田村俊次君 質問も盡きたやうであります、討論に移るやうに願ひます。

(120)

○議長(中島盛彦君)
田村議員より動議がありました、是より討論に移ります。

○田村俊次君 此女學校問題は毎年同じことを繰返して居る、種々の質問議論があつても兎に角女學校は存続しなければならぬ、此補助案は議會省略可決あらんことを希望致します。(賛成と呼ぶ者あり)

○森川照太君 此民衆は從來の民衆と違ひ、民衆議員諸君は納税に依つて資格を得たものでない、選舉された資格を得たものであります、從來の民衆に於て議論したものであるから此民衆に於て議論の必要が無いと云ふことは選舉人に對しても責任觀念が無いと思ひますから、私は議會省略の動議は成立しないと思ひます、如何に繰返へした所て昨年は昨年の事情、今年は今年の事情あり、生徒が増加することは結構なことではあるが、その増加は當然であるが、それを以て成績が良くなつたと云へない、私の觀る所では學校の成績は數字を標準にするは甚だ善くない、今日九十一名になると云ふことであるが、聊か殖へて居るとは言へない、年度に依つて事情を異に致しますから此補助問題も當然變へなければならぬと思ふ。

○田村俊次君 民衆は組織が變りましたが、昨年迄補助すべしと可決したことは居留民の多數の輿望であると認めて少しも差支ないと思ひます、又生徒の學校が殖え入學生が殖えて行くことは其數の多少を論せず民衆の女學校は要求して居ることに反對の理由が無からうと思ふ、此意味に於て本年の民衆に於ても民衆の要求して居る一の機關であるとして、本案に賛成して可決して宜からうと思ふのであります。

○議長(中島盛彦君) 本案に對しては議會省略説も出て居ります、議長として慎重審議を加へることを考へて居ります、此議長の身になつて御撤回を願ふのであります。

○森川照太郎君 少し長くなるかも知れませんが、出来るだけ簡単に致します、私は天津高等女學校を創設するに反對したものであります、併し學校の存在の必要を否定するものではない、勿論必要と云ふことに就ては恐らく關係當事者よりもそれ以上認めて居るかも知れませんが、乍併相當の理由があつて創設に反對したものであります、徒らに反對するもので無い證據は、昨年私は本案を無條件で丸呑みに賛成したことを以て觀ても、私は賛成すべきものに賛成し、反對すべきものには反對するものであると云ふことを能く御了解願ひたいと存じます、私は右の立場に在つて、一方民間の財政を考慮に入れ、他方には此學校を思ひ、生徒并に父兄諸君に對しても好い様にと考へて議論するものであつて、反對せんか爲めに反對するものでなく、自分の良心に考へてさう云ふもので無いと云ふことを斷言して置きます、私が其時に反對したことを極く簡単に申上げますが、第一には租界の實情から見て此學校に反對した、即ち人口僅かに五千しか無い處に義務教育以上に女子にのみ課せらるゝ高等教育の必要は兎も角として、之が設立の可能性なるや否やを質問し、此点から考へて反對したことは明瞭簡單であつたらうと考へます、從つて此學校の維持は無理である、それが證據には成績が極めて良いとしても生徒は僅かに九十一名であります、さうすると一學級の生徒は二十三名に過ぎない、補習制度の夜學校と異つて系統的の學校であるが、一學級の生徒數二十三名と云ふ學校は文明國の都市にも例が無い、貴族が富家ならばあ

るかも知れぬが、斯の如き小租界に於ては何處にも無い、是か此學校を會々造つたことが根本的に無理であつたことを立證するの、あります、第二は財政上の問題から反對したのであります、斯の如き貧乏な學校は富家が多數の出資をして維持する云ふやうな特殊の學校なれば、勿論結構であります、創設の場合に右様の理由に反對したのであります、私は甚だ失禮であります、稍々此点に疑ひありまして明かに反對しませんでした、若し此學校の維持が困難になつた場合には系統的機關であるが爲めに中途退學する者の爲めに考へなければならぬと云ふことを申上げて當局者の考慮を煩はしたのであります、果して此學校は創立二年後より民間に補助を請願し一方撫子會に於て世間一般から寄附を仰がなければならぬことになつた、是は私が最初に懸念したことが僅かに二年後に實現した譯でありまして私非非常に遺憾とする所であります、而して天津の居留民團の財政は餘裕ある状態にあるかと云ふことは御承知であります、民間には大問題か幾つもあり尚ほ成さんとする事業は多々あり、團費も多くあるのであります、此状態あると極めて前途を考へなければならぬから是等を懸念して反對したのであります、モロシ他の理由は先刻佐々木議員より話もありましたが、私も其點を懸念したのであります、女學校が教育して行く其校長、主なる教員の徳義、是等の生徒に與へる感化は重大であると思ふ、其思想行為が其學校の校風を形成することになり、唯一の完全なる學習をする學校としては租界の事情財政上の關係から校長を得るに困難であると考へて反對したのであります、茲に誠に考へべきことは非常に良い校長を得たこととあり、現在の渡邊校長は其人格に於ても素行に於ても教育上の考に於ても誠に尊敬すべき校長であります、昨年の補助案の際には之が爲めに原案の通過を賛

成した次第であります、賛成した理由は右の通りであることをお話して置いて然らば此學校を何うしたならば宜いかと云ふと、私は創設に反對したが居留民團には私の反對説に共鳴するものなくして今日に及んだ以上、之を何うすれば宜いかと云ふ問題になるが、私は茲に此案全休を通過せしむるに當つては條件を附して可決したい、金額は第二議會に申上げますが、其條件と云ふは現在の校長は高等女學校と關係を絶つべしと云ふことを條件として此案を通過せしむることを希望するのであります、其理由は本委員の説明の如く團費に就ては撫子會も同様の意見であり學校父兄會からも同様の希望を述べて居る、而して校長請願書には學校の設備を完全にしなければならぬから團費にして呉れ、全時に撫子會の寄附を集めることも願ひ難き處あり、又撫子會の請願にも永久負担し難しと云ふ項目もある、又父兄會の請願書を見ても個人の經營には遺憾を免れざる点を擧げて、即ち一方には寄附を集めることが困難になり、一方個人の經營が困難と云ふことを斷言して居る、撫子會父兄會は吉田家の關係を絶つて居ります、何故反對かと云ふと、民間に取つて怖るべきものでないかと云ふことは、財政上からは撫子會其他の寄附は得られなくなることも、それから現在の如く専任の教師を得難くなりはしないか、高等小學校から考へると餘程の増聘をしなければならぬ、それから現在に於ては學校長と軍隊から四名、又高木夫妻も囑託されて居る、團費になつた後は是等の教師と軍隊側の援助を得られるかと云ふことも疑問であるから、財政上の負担が重くなるから團費は此点に於て不可なりと云ふことを申上げて置きます、其次に私は校長の責任と云ふ点から學校との關係を絶つて貰ひたい、私は日本人の道徳

の中に一般の社會に對する考が缺如して居ることが缺陷であると思ふ、此學校の創立當時反對者があつたにも拘らず、創設されたものであるが、校長の今日迄に出した金は約六千弗で極めて漸細なもので一昨年は一つも出さぬと云ふやうな無責任な形に成つて居られて誠意の程も如何かと考へられる、從つて校長なるものは其責任を考へられて社會に對する責任上御退きになることが當然と考へます、同時に斯の如き無責任なる方を校長として仰ぐことは辭したい、乍併此學校を團費にするには不利益がある、然らば何うしたならば可いかと云ふと、私の考へては現在の校長を中心として維持會と云ふか一の社會を組織して此學校の經營の實権を移して、其組織の下に在る學校に向つて補助するものとすべきもので、現在の學校に向つてあるならば一文もしない、何れにしても適當に撫子會と合致するか、或は一の社會にして之に補助金を交付すると云ふ形の條件に於て此案を通過されんことを希望致します。

○議長(中島盛彦君) 御諮り致します、本案に對して二議會を開くことに御異議ありませんか。(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) それでは二議會を開くことに御反對の方起立。(起立者少数)

○議長(中島盛彦君) 然らば二議會を開くことに賛成の方起立(起立者多数)

○議長(中島盛彦君) 多數でありますから二議會に移ります。

(125)

○森川照太君 私は一讀會に於て條件付希望を述べた所が、之に賛成者が若干あつた、二讀會に於て此金額を修正することを提議致します、それは今日此女學校の豫算を見れば、月謝が四千二百五十弗、東修四十弗、合計四千三百五十弗あり、撫子會が一千五百弗、民團七千弗、さう致しますと民團の補助は約倍額になる、即ち民團は學校の収入に創立者校主が一交も出さないうて、民團は収入の倍を出さなければならぬ、元來補助と云ふものは足らぬものを補助するたけ、此場合は補助でなく救助であり、私は民團財政の現状に鑑みまして昨年も御願致しましたが、父兄諸君に於て此負担を請負ふて頂ければ民團の負担が軽くなる、一學級二十二三名の生徒は是迄負担させることは當を得て居るものでないから、五弗の月謝は安いものと考へますから、此五弗の月謝を八弗に増額して貰ひたい、さうすると一ケ年二千七百の金が出来、民團の補助がそれだけ減し得られる、父兄が自分の子女を膝下から通學させることから考へると五弗は安いものであるから八弗に増額して、此額を差引いた適當なる數字に更めることに願ひたいと思ひます、御賛成を願ひます。

○議長(中島盛彦君)

森川君に伺ひますか七千弗を幾らに成るのでありますか。

○森川照太君 四千三百弗。

○松村利男君 私は森川君の議論の出発点が間違つて居る、創立の根本的理由は不幸にして子女を内地に送つて教育の出来ないものを教育する爲めに出来た學校であります、五弗は安いから三弗上げると云ふことあります、現在學校に在學中の父兄の中には困難して居るものもあるの

(126)

あります、又現在の民團としては團費は駄目であると云ふやうなことを述べられたが、本來團費にして民團が經營すべきものである、けれども金が足らぬから先づ此儘として民團が若干の補助をするのである、吉田君が經營して居るから内地送行つて金を使はずに教育を受ける便利がある、民團は是に依つて利益を受けて居る、又森川君は教育には御熱心の方であるが、此女學校のみ反對することは私は非常に怪訝に堪えないのであります、何うが勸諭を撤回して民團は是に依つて利益を得て居るのであるから、吉田君を頭に置きまして、吉田君が民團の爲すべき仕事を追つて居ると云ふ意味に於て本案に賛成あらんことを願ひ致します。

○太田利三郎君 第一讀會に於ける各位の意見も拜聴致しましたが、私は原案に賛成するものである、第一には先程申上げた如く天津の如き教育機關は數の上から見て多過ぎると思ふ、乍併植民地としての教育の上から見て、植民地政策から見て發展が出来ないと考へる、如何となれば祖國の今日の形勢から見て經濟の根本的政策は植民地に頼らなければならぬ、天津に於ける高等女學校の如き男子の教育より女子の教育を前にすることは何うかと云ふ意見もあつたが、それは内地に於ける學生である、天津其他の植民地に於ては女子は可成親の手許に於て教育しなければならぬ、諸君は海の如き心を以て此案に賛成あらんことを希望する、第二は渡邊校長は校長として公の上に種々の話もありますが、堅實なる思想を以て掌握して居らるゝのでありますから御賛成あらんことを希望致します。

○議長(中島盛彦君)

討論も盡きたやうであります。

(127)

○遠藤盛彦君 私は川本委員の説明に依つて判りましたが、私の衷心思つて居る所を申上げた、規定の時間を過ること三十分であります、吾々居留民五千を代表して居る者は一時間や三十分の時間を會議に盡すことは決して善くないと思ふ、川本委員の説明の如く此私も同感であります、乍併私は先程から聴いて居りますが、此問題は校長は吉田君御夫人であります、其人の前に於て失禮な言葉も出たやうであります、森川君の如き種々話を唱えて居る、私は徒らに附和雷同せずして將來の民團を思ひ行政委員の方と聞はんとすと森川氏の意氣に衷心感謝を拂ふものであります、私は吉田君には敬意を拂つて居る此問題に於て保留もしたならば十四年の民會は済んでも来るべき民會に於て同じことを繰返すと思ふのであります、佐々木君なり森川君の述べられたやうなことは私は少しも思つて居りませぬ、佐々木君が共立學堂青年會は皆請願額より割られて居るに、此案のみ其儘出て居るのは可笑しいと云ふことであるが、吉田君が行政委員の局にあつたから七千弗になつたのではないかと云ふ誤解を懐かれては後日吉田君の爲めにお氣の毒であると思へますから慎重審議の上御決定を願ひたいと思ひます。

○西村博君

私は此事件に對して餘り辯を弄する好まないものであります、其所以は學校の父兄會の一人であるが故に、此事に携つて徒らに辯論することは潔くないのであります、併し慎重に此事を議する上に於ては、租界に對しても必要なことであると思ふから簡単に父兄會として執りました経歴をお話して諒解を得たならば此事件の解決に御参考になるらうと思ひますから。

(此時中島議長は黒澤副議長に席を譲り議員席に着く)

私は高等女學校を補設する必要を感じた最初の一人であり、私は行政委員に選ばれた當時、

(128)

何とかして、婦女の方々が日本に遊學するか爲めに非常な家庭の不便を感じると云ふ虞れがあり租界の居留民の安定を得るに就ても一の小學校を造ることが必要であり、更に必要を感じたのは女子である、男子は外に立ち、女子は内に立つことは當然であるが故に、其時代に相當の女學校を新設すべく計畫して、當時の中學校の校長にも願ひを以て設計をして、其設計書は時の行政委員長にも出してある筈であります、而して私は暫く日本に歸つて居る間に、私が非常に困難なと思つて居つた事が着々として吉田氏の建議に依つて達した、是に對して私は滿腔の同情を表したのであります、それで段々進んで行く内に私の子女も學校に入らなければならぬことになつて保護者の一人となつて保護者會にも出たが、此民團の補助に就ては大波瀾を起したこともあり、自ら省みて森川君の言はれた如く、授業料を高くして自ら立つて行くことが當然であるとも考へましたが、校長と相談して別に家を借りて一の女學校を創立すべく計畫したのであります、それは渡邊校長の就任された當初であります、さうして進行して行く間に吉田總領事か注意を以て此事は止めた方が宜からう、現に此事は學務調査委員會に於ても議に上つて居る、今暫く小學校の方を借りて居つた方が宜からう何れ民團の學校にするであらうから他に任せよと云ふことであつた、非常な好意であると思つて總代の人々と集つて此事を協議して待つて居つたのであります、處か未だ民團の經營が實行されぬので、父兄會に於ては更に民團で經營して頂きたいと云ふ願書を出した、今にも民團の經營になると待つて居つた處か、さう云ふことが出来ず、今日の補助案が出た譯で、吾々は遺憾に感じ居ります、乍併之を待たずして此補助案を持つて置くより外に途か無からうと云ふことを深く感得した次第であります、此案に就ては行政委員の方

々に於ても考慮せられたことと思ひますから、感謝の意を表して居ります。此案はさう云ふ次第でありませぬ。原案に感謝する次第でありませぬ。斯う云ふ経緯で總領事に任じてあるのではありません。此事を満場の議員に一言申上げて置けば御決議になるに御便宜に思ひます。(討論終結と呼ぶ者あり)

○根本儀太郎君 先程より各議員の意見を伺ひまして全然反対の方は無い、大多数は補助金下付と云ふ御意見のやうに伺ひましたが、只森川君は下附するが金額を修正せよと云ふことありませぬ、吾々か考へますに教育は國民も國家と共に力を盡さなければならぬ、而して現行行政委員が十四年度に於て七千弗迄出せる豫算を作り、學校の方でもそれを經營が出来たらは何を苦んで二千三百弗を削減する必要ありませぬか、削減は教育の目的を削ぐことになる、何卒採決あらんことを希望致します。

○副議長(黒澤兼次郎君) 論旨も盡きたやうでありますからお諮り致します、森川議員より第一讀會に於て提出になりました、動議即ち此女學校補助金の件に對して天津高等女學校は校主との關係を絶つ(し)と云ふことを次期の行政委員会に申續くと云ふこととありませぬ、提議に御賛成の方起立。(起立者十名)

○副議長(黒澤兼次郎君) それでは森川君の動議は成立致しました、此動議に賛成の方起立。(起立者少数)

○副議長(黒澤兼次郎君) 反対の方起立。(起立者多数)

少数を以て動議は否決されました、次に森川君から修正の動議が出て居ります、原案の七千弗に對して四千三百弗に減すると云ふこととありませぬ、此動議に賛成の方起立。(起立者なし)

○副議長(黒澤兼次郎君) 正規の賛成者ありませぬから此動議は成立致しません、原案に對して三讀會省略採決することに御異議ありませぬか。(異議なしの聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君) それでは原案に賛成の方起立を願ひます。(起立者多数)

○副議長(黒澤兼次郎君) 多数を以て原案は可決確定と致します、それは本日は之れで散會致します。(午後七時五十分散會)

第五日

大正十四年三月二十八日 於公會堂

- 議事日程
- 第一、大正十三年度居留民團歳入出追加豫算案
 - 第二、大正十四年度居留民團歳入出總豫算案
 - 第三、大正十四年度特別會計電氣歳入出豫算案
 - 第四、大正十四年度特別會計官有地地下準備金歳入出豫算案

- 第五、居留民團法施行規則第十八條ニ依り行政委員委任事項中改正ノ件
- 第六、居留民團法施行規則第十八條ニ依り行政委員委任ノ件廢止ノ件
- 第七、臨時財源調査會章程中改正ノ件
- 第八、課金調査會條例中改正ノ件
- 第九、課金調査委員會條例中改正ノ件
- 第十、事業資金調達ノ爲メ國庫補助申請委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第十一、事業調査委員會設置ノ件中改正ノ件
- 第十二、壽街、扶桑街開修工費徵收規則廢止ノ件
- 第十三、壽街開修工費特別會計條例廢止ノ件
- 第十四、扶桑街開修工費特別會計條例廢止ノ件
- 第十五、民團理事規程ノ件
- 第十六、民團會計検査委員ノ人員ノ件
- 第十七、行政委員選舉
- 第十八、豫備行政委員選舉
- 第十九、民團會計検査委員選舉

出席議員 五十二名

松村利男	橋本國三郎	吉田房次郎	郡 茂行
平井久一	遠藤盛彌	川村龍雄	向 一

眞藤 兼生	川本 吾一	上野 壽	佐々木敏丸
黒澤 兼次郎	太田 利三郎	金山 善八郎	森川 照太
吉野 久七	吉田 治四郎	利根川 久	田中 鑄太郎
千葉 初藏	小倉 知正	池田 三男也	岡本 久雄
根本 儀太郎	永安 平吉	岡崎 省藏	中島 盛彦
藤 田 健吉	内山 春吉	西村 重直	松原 秀三
山 西 健吉	長野 勳	勝田 重直	白井 忠三
好 富 道明	速水 篤治郎	相原 俊夫	川島 範夏
野 崎 誠近	中村 常三郎	大澤 大之助	遠山 猛雄
小谷 萬治郎	檜垣 恭興	砂田 實	阿部 政吉
濱田 邦太郎	安部 長太郎	小林 陽之助	赤山 今朝治

○副議長(黒澤兼次郎君) 本日中島議長が出席されて居りますが、少し健康を害して居られるので、暫く私が代つて遺ることになりませぬ、只今迄の出席議員數四十七名であります、是より會議を開きます、それから昨日迄に種々の重大問題が附議されて多少議論があつた爲めに、豫定の期日を延ばすことになつて居ります、議案は配布してありますから已に御研究のことと思ひますが、尚一層議事の進行を圖るやうに願ひます、大正十三年度居留民團歳入出追加豫算案を附議致します。

(133)

日程第一 大正十三年度居留民団歳入出追加豫算案

○行政委員長(川村龍雄君)
大正十三年度居留民団歳入出追加豫算案に就きまして私から御説明致します、それは水道料が十三年度の豫算では不足致しますので、三百七十五萬五圓に對する銀三千兩を追加することになるのであります、歳入の方で、經常部豫算に三千兩を入れて、歳出の方に經常費豫算三千兩を支出することになつて居ます、何卒御協賛を願ひます。

○副議長(黒澤兼次郎君)
御質問ありませぬか。(發言者なし)

○副議長(黒澤兼次郎君)
それでは只今會長より説明の如く、頗る簡單明瞭な議案であります、から別に議論もないと思ひます、讀會省略可決したいと存じます。(異議無しの聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君)
それは讀會省略可決確定致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)
次は大正十四年度居留民団歳入出總豫算案を附議致します。

日程第二 大正十四年度居留民団歳入出總豫算案

○行政委員長(大澤大之助君)
私より數字の更正を皆様に申し上げます。

(134)

大正十四年度居留民団歳入出總豫算更正

歳入

經常部豫算高銀五拾貳萬千貳百參拾貳圓七拾貳仙トアルヲ銀五拾貳萬八千拾貳圓七拾貳仙ニ
合計銀五拾四萬八千四拾壹圓トアルヲ銀五拾四萬六千八百八拾八圓四拾壹圓ニ

經常部豫算高銀參拾貳萬貳千八百六拾五圓八拾貳仙トアルヲ銀參拾貳萬八千六百四拾五圓八拾貳仙ニ
合計銀五拾四萬八千四拾壹圓トアルヲ銀五拾四萬六千八百八拾八圓四拾壹圓ニ

第五款 手数料「一〇四、八三八、〇〇」トアルヲ「一一一、六一八、〇〇」ニ全シク増ノ部
「一、四二四、〇〇」トアルヲ「九、一〇四、〇〇」ニ

六、大車「三、九〇〇、〇〇」トアルヲ「四、〇〇〇、〇〇」ニ全シク増ノ部「二、四〇〇、〇〇」トアルヲ「九、一八〇、〇〇」ニ全備考(月二佛五十仙)トアルヲ(月三佛)ニ

計「五二二、二二二、七二」トアルヲ「五二八、〇一一、七二」ニ全シク増ノ部「二八、二五

四、二二」トアルヲ「三五、〇三四、一一」ニ

合計「五四〇、一〇八、四一」トアルヲ「五四六、八八八、四一」ニ全シク減ノ部「一五、九

二七、八八」トアルヲ「九、一四七、八八」ニ

歳出之部

(135)

第十五款 豫備費「一〇、二六六、九七」トアルヲ「一七、〇四六、九七」ニ全シク増ノ部「四、七三五、二五」トアルヲ「一、五一五、二五」ニ

計「三二二、八六五、八二」トアルヲ「三二九、六四五、八二」ニ全シク減ノ部「二二、〇五三、二二」トアルヲ「一四、二七三、二二」ニ

合計「五四〇、一〇八、四一」トアルヲ「五四六、八八八、四一」ニ全シク減ノ部「一五、九二七、八八」トアルヲ「九、一四七、八八」ニ御更正を願ひます。

○行政委員長(川村龍雄君)
大正十四年度居留民団歳入出總豫算案に就きまして私から豫算の本体と編成の方針に就て御説明申し上げます、最初七頁の歳出經常部から申上げたいと思ひます、第一款事務用品費が本年度は一萬元餘り昨年と比較して減つて居ります、これは主として人件費を削減したことによるのであります、八頁の一行目の下に備考があります、理事長の「長」の字をお消し願ひます、租界局の仕事の分量から見まして、何れも人員が少し多過ぎはしないか、まだ減らしても同じ位の能率を擧げることが出来はしないかと云ふことを、吾々行政委員は考へて慎重考慮した結果人員を減らしました、其の結果係給手當に於て一萬兩餘り減つたのであります、それから次に九頁の一番終りであります、今迄の土木事業即ち道路、上水、下水、熱れも必ず地下の設備を先きに於て、そして其の上で地上の設備に移る、即ち下水、上水を完備して後に道路に移ると云ふ方針であつたのであります、本年度は特にそれを痛切に感じまして、先づ地下の設備を完成した上で、道路工事に着手したいと云ふ方針の下に、豫算が出て居るのであります、道路も早く良くしたいのであ

(136)

りますが、然し道路を先きにしますと、後に其の下に下水上水を敷設する時折角得た道路を掘返さなければならぬと云ふ不經濟なことになるので、先づ當分の間は道路の悪い處は御辛棒を願つて、地下の設備を完全にして、再び道路を掘り返すと云ふことのないやうにして、完全な道路を造りたい方針に出て居るのであります、次は第十一頁の教育費でございます、當民團に於きましては、教育費に四萬八千兩近くの金を出して居ります、無論之は居留地の義務教育の爲めであり、ますからして、之を負担するは當然であります、乍併内地に於ても、御承知の通り、國庫が教育費に向つて年々多額の補助を爲して居ります、當民團に對しても外務省から年々若干の金額を補助して下さいます、其の額は此の民團の負担をして居る全費用に比べると其の僅少であります、それでこれは可成多額を外務省から支出して戴きたいと云ふ方針ではあります、未だ其時期に達して居りませぬ、次は十三頁の一番仕舞の警備費であります、警備費は教育費よりも一層多く五萬五千兩と云ふ多額を支出して居ります、之も租界の交通整理、其他の爲めに當然租界が爲すべき仕事でありませぬ、外に爲すべき仕事は澤山あるのであります、土木其他何うしても遺らなければならぬことのあるので、之も出来得べくんば國庫から支辨して戴きたいと云ふ考で、領事館に伺つて、其の請願をすることになつて居りますが、請願してもオイそれと云つて、直ぐに金を支出して頂くことには到らない、歳出經常部は大体そう云ふやうなものでございませぬ、次は戻りまして歳入經常部即ち第二頁であります、昨年度と格別變つたことはございませぬ、本年は本年の税が本民團に於て二萬五千兩に値上げされたこと、五頁の授業料、之を全廢したことが變つた点であります、義務教育である小學校の児童から授業料を徴收

することは、出来得べくんは廢したいと云ふことは、前からの考でありましたが、之を廢止する迄には参りませんでした、處が本年度より廢止したいと考へて居るのであります、次は第十六頁の第三款水道費であります、是は只今も申上げました通り、吾々は地下の設備を先にしたいと思ふ處からして、昨年より一萬八千六百以上の費用をかけて、水道鐵管を敷設致したいと思ふのであります、そして更に申上げて置きますのは、今迄水道の壓力が不足の爲めに、雷間水を使用する量の多い時は、二倍乃至三倍も水の出方が悪い、或は始と出ない場合があるので、萬一火災があつた時には折角新式の良い消火ポンプがあつても、之を充分に其の能力を發揮せしむることが出来ないと云ふ遺憾の点があるので、鐵管の太さを非常に大きくするのであります、即ち海光寺裏に御承知の通り水の塔があります、あれから福島街を通つて須磨街に曲つて、そして蓬萊街迄の線を水塔から須磨街を十呎にそれから右に折れて蓬萊街に至る鐵管を八吋と云ふやうな大きなものにして、水の壓力を高め、萬一火災があつた時に遺憾のない様にと云ふのであります、それから向其他に水道の敷設費用を含んで居ります、其の次の水道鐵管調査費として千五百弗出て居りますが、之は最近漏水の率が非常に多いのであります、色々調査した結果、本管から各使用者の家に這入る引込線が、敷設してから永いものになると腐蝕して漏水するものが非常に多い、之が漏水の原因であると云ふことを發見しました、それで諸君其の調査をして居ります、現に十ヶ所程掘つて其の内の若干は引込線を交換した場所もありません、右様な次第で、追々此漏水と云ふことも少なくなるだらうと考へて居ります、其の他は格外御説明申上げることも無いやうであります、各款項目のことに就ては、それぞれ各委員から御説明申す所でありませぬ。

私は大体のことだけを御説明申上げて置きます。
 ○副議長(黒澤登次郎君) 諸君にお諮り致しますが、豫算案は極めて慎重に審議したいと思ひます、先づ最初は歳入出を一掃して概算的の質問をせられて、更に逐條に亘つて討論に移りたいと思ひます、御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

○松村利男君 私は將來一ヶ年に亘る此の豫算を編成せられ、日本の民團の貧乏世帯を振起はされることに對し、敬意を表する、私がお尋ねしたいのは、寧ろ同情を以て諸君に對し出来るならば援助をしたい意味であります、第一に質問致したいのは、歳入の方に於て遊藝場と云ふのがありますが、此の遊藝場なるものは租界に對して一千二百弗の収入であります、處が現在の遊藝場は最早日本租界の中心に近い處になつて居つて興行は夜間十二時に終るか知れませんが、其處に集つて居る自動車人力車其他が夜晩くまで喧嘩を極め、アノ附近に住んで居る人は非常に迷惑すること、存じます、此の場所を或る他の場所に移轉して、そして其地方に繁榮を來すと云ふ考は無ないのであります、それからモウ一つ収入で酌量仲居と云ふものに二弗の税金を徴收されて居りますが、斯ふ云ふものを徴收しなければ經濟の收支が取れないのですか、斯ふ云ふものは削除されては如何ですか、又歳出の方で只今行政委員長の説明に依ると、租界局の人員は多いやうであるから、租界の事務を取扱ふ上に於て淘汰する外は無いと云ふ意味であるか、此以上増員にならぬと云ふことに、解釋して宜いのであるか、或は昨年も淘汰されたやうですが、今後増員するか何うかと云ふこと、それから道路であります、之は賢明なる策であると考へます、日本租界

の道路に於て下の方を前にして上の方を後にすることは結構であるが、一方道路の修繕と云ふことは大事なことであると思ふ、現に淡路街の如きは自動車で通ると動搖が酷いのであります、日本租界には一つのアスファルト道も無く所謂マガタム道路であります、之に砂を撒くのは何う云ふ必要の爲めか知らんが砂と石とは決して密着するものでなくどうも此砂が落ちてぬやうに思ふのである、それから又教育費であります、教育費の中で俸給の點が少し御説明が足りなかつた様に思ふ、内地小學校教員と當地の教員の俸給の比較は如何なもので、何う云ふ割合になつて居るか御仰らなかつたと思ふ、最後に一番難なことを犠牲になつて申上げますが、實は警備費の問題であります、此の巡捕と云ふものが甚だ能力を發揮しないので若々は遺憾に思つて居ります、之は要するに此地に於て居る警察官は諸所から來て居る、支那は地方に依つて言葉が違ふ、又事情が違ふ、例へば日本租界と云ふやうな各種の人が住んで居る所では、さう云ふ警察官が言葉の通じないのに、素質の好くない支那人を相手として能力を發揮せしむると云ふことは不可能と思ふ、是は警察に對して民團から支那語に通じた方を配置して、そして警察官諸君と能く談合して警備の完全を期する考はないか。

○行政委員長(川村龍雄君) 松村君の御質問に御答致します、第一の御質問は遊藝場であります、大羅天、張園は租界の中央に位置して居つて、營業時間は十二時迄であるが、其の後自動車、車の交通が頻繁であるが爲めに附近の居住者が迷惑すると思ふから、何處か場末の適當な場所に移す考はないかと云ふことでありませぬ、實は本年度の行政委員会でさう云ふ話が出ましたが、以前神戸館の向ふの池

の所に持つて行つたならば何うかと云ふ話も出ました、併し之は租界が經營して居るので無いから、誰か空地の方に建築して興行する人があつたならば結構であるが、現在の處では遊藝場の營業を禁止し他に移轉させ様と云ふ考は行つて居りませぬ、次は第二の仲居の月二弗取ることでありませぬ、之は行政委員会で廢められた宜からう、僅か許りの収入であつて、さうして或仲居は取られ、或仲居は取られぬと云ふやうな状況であると云ふことで、廢められた宜からうと云ふ話もありましたが、徹底的に免れる人の無いやうに取ることにしたら宜からうと云ふことで、其儘になつて居ります、次は儲か事務所費の人員費のことであつたと思ひますが、租界局は大人を減らしたやうである、將來人を雇入れることは無いかと云ふことであつたと思ひますが、現在の土木其他各種の事務を遂行して行くには、先づ現在の人員を以て大休するだらうと考へます、併し仕事が増へれば、即ち埠頭築造と云ふやうな仕事が始まれば、臨時に人を入れなければならぬことになるかと存じます、それから次は道路の小修繕をやるか何うかと云ふことでもあります、御説の通り、道路に時々刻々少しづつ、悪くなる場所が出来るので之を放つて置いては通行が出来ないやうな状態になるので、租界局は昨年度から班を設けて小修繕を遣りつゝあります、十四年度も無論繼續してやる積であります、それから道路に砂を引くことは事實上必要であるが何うかと云ふやうな、御質問であつたやうであります、私は技術上のことは解りませぬから、技師から御答致させます、それから次は、教育費の中の學校教員の俸給が、内地の學校の先生の俸給と比べて如何かと云ふ御質問であつたやうであります、内地の何處と比べて宜いのですか、津は何うですか。

(141)

○松村利男君 一寸御伺ひ致したいですが、特に津市をお探びになつた譯は、私は可成天津と同じやうな都市のものをお願ひ致したい。

○行政委員長(川村龍雄君)
津市は同じやうなものですが、昨年度であるが當地小學校の職員は平均八十弗になつて居ますが津は六十五圓であります。

○松村利男君 行政委員長に御伺ひ致しますが、八十圓は本俸ですが手當は何うなりますか。

○行政委員長(川村龍雄君)
本俸の八割です、それから津市許りではいけません、其他を見ますと金澤が六十圓、神戸九十一圓、長崎六十二圓、仙台六十一圓、門司六十五圓、前橋六十三圓になつて居ます。

○松村利男君 内地の市若は町村に於ける訓導に手當はございますか。

○行政委員長(川村龍雄君)
手當はありませぬ、それから一寸落したことがありますが、俸給に於て津其他は何れも大部分日本租界のものに比べると少くなつて居りますが、之は内地は准教員と平均して居るので低くなつて居ります、次は警備費の問題であります、御質問の要は支那の事情に能く通じて居る者を囑託か何かにして警察に遣つて置いて、そして警察官と打合して巡捕の指導を講じたならば、多少効果があるだらうと云ふ御説のやうに伺ひましたが、成程好い人を得て、さう云ふ風にやれば幾らか効果があるかも知れませぬ、現在でも警察の方では巡捕の教育指導は遣つて居るので、之より能率を發揮させることは現在の巡捕では困難ではないかと思ひます、此点は研究の

(142)

餘地が充分ございませぬ、次期の行政委員に申進して置きたいと思ひます。

○阿部技師 道路に砂を撒いて効果があるかと云ふことですが、御承知の通り碎石を以て作らざれば、砂を撒いてローラをかけてそして、碎石と碎石の間を密接させるのでありますから、砂を入れるのは効力あるものであります。

○松村利男君 一寸伺ひますが、砂と石は何う云ふ状態の下に固着させますか、例へば碎石の上にアスファルトを撒くと碎石と砂を……。

○阿部技師 無論セメントの如く密着させることは出来ませぬ、碎石は隙があるので其間を砂を以て充たして置けば、石が落ちて地面が保てるものであります。

○松村利男君 技術のことは門外漢ではあります、原則は粉砕した砂を入れると幾分か良いやうに聞いて居りますが、只ローラを掛けて砂を撒いただけでは、若し非常に重い車が通ると膨れる、ローラをかけて砂を使はない時分には、非常に立派な成績を挙げたことを見て居りますが、ア、云ふことは既に古い技術になつたのですか。

○牧 尙一君 私は年々歳々水道のことに就てお尋ね致しますが、本年も亦水道費を増加する必要はございませぬか、之は先刻の十三年度豫算三千弗の追加豫算が出て居ります、昨年の六萬一千弗を入れると六萬四千弗になつて居ります、本年は五萬四千弗ですが、年々戸数が積んで居る、是では足りないかと思ひます、一つは水道料を値下げするの意思なきや、是は昨年の民會に日非委員から本年から値下げすると云ふ約束があつたこと、記憶して居ります、水道公司との契約は十四年十月でありまして、今年から値下げして貰へることになると思つて居りますが、豫算に載つ

(143)

ては居りませぬ、それから一つは漏水の箇所の修繕は何年位で終るかそれから豫算を見ますと本年度の水道会社に拂ふ金は五萬一千三百弗であります、それは一年一億二千萬瓦魯でありまして七千八百萬瓦魯の賣上高を引きますと、四千二百萬瓦魯の差があります、それは漏水と見て宜しいか、四千二百萬瓦魯は三割五分の割合になつて居ります、昨年迄は二割七分になつて居りますが、是は三分の一強の漏水が出るのは、鐵管が壊れて水が漏るのであるが、租界局は調査をして既に十箇所修繕したと云ふことであるが、是は餘り淺々兒的に道と段々大きくはしませぬか。

○行政委員長(川村龍雄君)
只今牧議員からの御話は水代が少いが、モウ少し餘計要りはないかと云ふやうな御質問でありましたが、行政委員では、先づ此の位で宜からうと云ふ見込で出したのであります、其の理由は只今最後に牧君から話されたやうに三割五分の漏水は非常に多過ぎる、一割五分位に防ぎ得るものではないかと云ふことであるが、それで出来るだけ漏水箇所を發見して、引込線を直す、それは單に地下に無駄に吸込まれる許りでなく、その水管の破目から汚水が這入つて、衛生上害を爲すと考られるので、さう云ふことの無いやうに出来るだけ早く引込線の悪いのを換へたいと考へて居ります、それでありませぬ、何時迄に何の位出来るか判りませぬが、出来るだけ早く道を考へて居ります、次は水代を安くする約束になつて居るから、安くしないかと云ふお話であります、實はまだ約束通りに安くすることは考へて居りませぬ、若し水道から多くの利益が揚るやうになれば無論安くして宜からうと考へます、是で大体の説明は盡きたと思ひます。

(144)

○牧 尙一君 併し大体の見込は如何ですか。

○行政委員長(川村龍雄君)
六ヶ月位は要するだらうと云ふ技師の意見であります。

○牧 尙一君 それは本管の方にはないのであります、それから一つ承りたいのは、電車通りは電氣が感して鐵管が腐蝕すると云ふことを聞いて居りますが、電流の爲め腐蝕した場合には何うするのであるか、此の邊のお調べは出来て居りますか。

○行政委員長(川村龍雄君)
漏電の爲めに鐵管が腐蝕することは能く聞く處でございませぬ、租界局の方では、私の記憶する處では、何う云ふ程度に腐蝕するかと云ふことは調査したことはありません。

○佐々木敏丸君 鐵管の本管と引込線の壽命は大休何年位ですか。

○行政委員長(川村龍雄君)
只今本管から需要家に割込んである處の瓦斯管の壽命は何の位あるかと云ふことであります、是は土質に依つて違ふやうであります、日本租界では瓦斯管と申す一部分が纏いて居る管を使つて居ります、私は能く判りませぬが、日本租界の管は外國租界のものよりも餘計に腐蝕するやうであります、壽命と申しても判然と解りませぬが、十年前のものは大分腐つて居ります、腐つた品物がありますから御覽願ひませぬ。

○森川照太郎君 此際希望を述べて宜しいか。

○副議長(黒澤兼次郎君)

宣しい。

○森川照太郎君 松村議員が先刻遊藝場の移轉に對して質問をしましたが、私も同感でありますが一休彼處に遊藝場を許された時は實中なることが解り切つたものを許したことは私は勝に落ちぬと初から考へて居りましたが、聞く處に依ると、アノ營業の期限が定められていないので、之を取締る警察官憲にしても、突然營業禁止を命ずることは不穩當でありますから、次期の行政委員會に於ては此の点を考慮せられて、租界局が當該官憲に交渉せられて、相當の營業許可の期限を定められて、好きな所に移轉するやうに、次期行政委員會に於て必ずこのことを實行させられんことを希望致します、理事長にもお願して置きますが、行政委員が忘れた場合には御注意願ひます。

○永安平吉君 私は豫算の編成方法が違つて居るやうに思ふ、昨年度は民會が議案を通過するしないに拘はらず、本年度は収入は豫算に組まらずに歳出だけ豫算を取組んであります、斯う云ふことは一定にして頂きたい、其處で毎年變るのは何う云ふ譯ですか、明年の歳入出と今年の歳支出を見ますに、豫備費を増す爲めに増加したやうに見られます、私は歳出を切り詰めて歳入の豫算を組むことが主なることであると思ひます、是は豫備費を増加する爲めに歳入の増加を圖つてあるやうに思ふ。

○行政委員長(川村龍雄君) 只今二つの質問をなされたが、終りのことに就て御答致します、行政委員會は豫備費を増加する爲めに大車の値上げを出したのでは無いかと云ふことであるありますが、そのうちではありませぬ、

(146)

豫備費の中に入りましたが、之は豫算會議で他の方に向けた、と云ふ希望があれば他に對して差支ないであります、初から豫備費を増す爲めに仕組んだのではないのであります。

○永安平吉君 昨年度は豫算を組む時、歳入出共に民會の通過不通過に拘はられませんが、本年は諸車賃料が通過したので歳出だけは豫算に繰入れてあることは、面白くないと思ひます。

○行政委員長(川村龍雄君) 永安議員に御答致しますが、昨年は議案が通過するものとして豫算を組んであり、本年は通過しないと思込んで居ると云ふことですか。

○永安平吉君 昨年の豫算と本年の豫算と違つて居ります。

○行政委員長(川村龍雄君) 昨年より豫算の編成は良いと思ひます。

○連水徳治郎君 お伺ひ致しますが、民團の歳入殊に課金に就ては民團の發達と共に種々な費目を擧げて、課金を課せられて居るが、自然此の課金に一定の方針のないやうな形に成つて居ります最近小川博士に頼んで、課金税制整理の立案もされ、其案も来て居り、課金調査委員會も之を調査研究されつゝあるやうであります、此の家屋土地課金の如きは日本租界が安、取得課金も營業課金の如きも主として不公平である、此等の不公平を除く爲めに、税制整理を如何なる方法に於て實施されるのであるか、調査會の経過行政委員會の方針並に次期行政委員會に申纏ぎの方針は如何でありますか、尙第二問として土地貸下料は年々同じ額が計上されて居りますが、貸下料は何年に一度變更致されますか、それから水道の鐵管漏水調査費、只今の御説明を聞いたが、お

(147)

話は結構であります、私の経験に依りますと、ロイヤル租界のものは四年前のものが非常に腐蝕して居つたことを發見して、無論之は全部を取換へなければならぬことになつて居つた、日本租界の土質も是等の腐蝕を非常に早めるものと思ひます、本管から割込線を出す時に、メートルのあつた前迄鉛管を用ひる位の費用を設けられるか何うかお伺ひ致します。

○行政委員長(川村龍雄君) 只今連水君からの質問は第一は、小川博士の課金法改正に關する意見書が来て居るのであるからそれに基づき調査して、もつと改正をすべき考はないが、土地課金家屋課金は安過ぎて、取得營業課金は不公平である、是等を改正する要はないかと云ふ御質問であります、御尤であります、現に課金調査委員會に於ては、數回會合されて、逐次審議されて、あるのであります、本行政委員會から次期の行政委員會に申纏ぎ事項として残つて居ります、之は土地の貸下料が毎年同じものであるが、之は何時から騰げるのであるかと云ふ御質問であります、それは御承知の通り、五年を期限として契約して居るのであると云ふ御質問であります、それは御承知の通り、五年を期限として契約して居ります、それから第三の御質問は、水道本管から各需家家のメートルに至る間は、鉛管にした方が好からうと云ふ説であります、行政委員會では無論考慮致しました、それで各國租界の實際を問合はせて見たが、何れも鉛管は使つて居る所は無い、何故に鉛管を使はないかと研究しました所が、天津の土質では鉛管も腐蝕すると云ふことでありまして、金も非常に腐るのでありますからして、矢張り之は鐵管を使つた方が好くはないか、瓦斯管と鐵器

管とあるが出来得べくんば瓦斯管は廢めたいと考へて居ります。

○橋本國三郎君 只今土地貸下料に就てお伺ひ致しましたが、貸下は來年度に於て契約が變ると云ふことあります、直接貸下してあるものを他に貸貸することは出来ないと云ふことを聞いて居りますが、現に轉貸して居る人が居ると聞いて居ります、何う云ふ理由でありますか。

○行政委員長(川村龍雄君) お答へ致します、租界局では轉貸することを許さぬ條件を付けて居ります、事實或人は轉貸して居る、轉貸を許さぬに依つて許して貰ひたいと思ひます、租界局は契約面にあります通り、轉貸は許さぬことに居ります、若し規定に反して轉貸をして居る人があれば、或は契約違反として租界局から取上げることになるかも知れません。

○小倉知正君 居留民團課金の中の土地課金と取得課金を納めて居る數を伺ひたい、それから是等の税金は納稅義務者の申告を待つて居りますか、或は局員でも派して御調べになるのでありますか、要するに該極的にやつてゐられるのですか。

○行政委員長(川村龍雄君) 小倉議員にお答へ致しますが、人數の方は好く覺えて居りまぬから後から御報告致しますが、第二の点は此は今迄は申告を待つて居つたが、十四年度からは申告はして貰ひますが、進んで調査して徴収すべきものは徴収すると云ふ決心で居ります。

○小倉知正君 從來警察署に營業圖が出来ますれば租界局の方に直ぐに通知があつて、課税の便宜を圖るやうになつて居りますか。

(148)

(150)

○行政委員長(川村龍雄君)
先程の營業課金及取得課金を出して居る日本人の数を申し上げます、此は十三年事務報告の八十九頁にございますから御覽を願ひます、數は日本人取得課金二百八十九名、營業課金の方は四百二十人、それから只今御質問になつた營業の認可届が済めば、それが全部租界局に回つて居るか何うかと云ふことでありますが、吏員に聴くと来て居らぬと云ふことであります。

○小倉知正君 それでは聯絡を取つて居られるのですか、それでは賦課の便宜をお取りにならぬのですか。

○行政委員長(川村龍雄君)
お答へ致します、是は課金を或る人が納めないといふことがあるかも知れぬから聯絡を取つた方が好いと思ひます、將來取ること致します。

○太田利三郎君 私は種種課金の中に就て先刻松村議員より質問の仲居に就て一寸申上げた、先程行政委員長の説明に依ると行政委員会としては仲居に對する課税は大したことではないが、取るべきものに對しては取るに云ふことである、私は民間の現在の課金中、此の仲居に對する税金は賦税であると思ひます、それで其の理由を簡単に申し上げます、私は商業上三業組合を知つて居ります、事務屋を造つて居る譯ではありませんが、其規則の中に、座敷取引と云ふことは、藝者と客と云ふことになつて居る、その事實を見ますと、仲居は之に依つて賃金は生活の財源になつて居る、處が此の不景氣の結果は収入の無いことは同様で、内地に於ても仲居に課する税金は少い、料理屋の仲居や旅館の女中には課税がない、さうすると能力の如何から見ると不公平ではないか、次の行政委員会に申續く事項の中に之を廢すると云ふことを入れるお考があるや否や、それから第二は圖書館の費用の中で千弗減額されて居ります、十一年の三月の民會に質問した時、可成り上げるのであると云ふことであつたが、それから四年越になるか、圖書費は増さないで本年度は減額されて居る、一の文化的事業の圖書館の如き、何う云ふ譯で減額されたのであるが、圖書館に對しては深い御考がなく、千一弗も減らすのは何う云ふ譯であります、圖書館の規則の第六條に「書記若干名を置き行政委員之を囑託す」と書いてある、是は囑託だけ出て来るものであるか、私の考では大改革を遣らなければならぬと考へて居ります、私は非常に御厄介になつて居るか、段々減額されて了はしないかと憂ふるのであります。

○副議長(黒澤兼太郎君)
只今の質問は便宜上私からお答へ致しますが、仲居の税金を取るとは藝妓とは異なる營業であるから、次期の行政委員会に於て課税せざることを申續くことになつて居ります。

○行政委員(石川 通君)
只今の第二の質問の圖書館の圖書費に就て御尋ねになりましたが、それは十二年度に於ては、行政委員でございませんで能く理由が解りませぬが、此の二千二百弗になつて居るのは、支那の圖書を購入する爲めに、千二百弗の上に千弗だけ餘計に取つてあるもので、今年以前に戻りまして一千二百弗になつたのであります、私共行政委員は御意見には一致して居りますが、本年は遺憾ながら經費を何處からか削減しなければならぬので、前年に戻つた譯であります。

○佐々木敏丸君 本年の三業組合税金は減つて居りますが、何う云ふ譯ですか。

(152)

○行政委員長(藤田謙郎君)
只今の方が宜しいと思つて居ります。

○牧 尚一君 私は衛生担任の方に一寸お尋ね致します、昨年の民會に於て衛生技師を雇入れましたが、其前と比較して成績は如何ですか。

○行政委員(藤田謙郎君)
只今の方が宜しいと思つて居ります。

○牧 尚一君 私は遺憾ながら前に變りはないのみならず、少々悪くはないかと考へる一人であり、當局の面前に於て申すことは遺憾であるが、衛生技師を雇入れるに就ては、一昨年某氏が、避病院に入院された其當日、臨終の際に間に合はなかつたと云ふことを聞いて同情致しました、それで衛生技師を雇入れなければならぬと云ふことで、當時の署長に話した所が、非常な賛成を得て又各議員方の御同情に依つて建議案になつて、昨年の民會に於て行政委員の提案となつた次第で私は賛成致しました、所が聞く處では非常に遺憾な点が多いのであります、乃で茲に衛生担任の委員に警告して反省を促したい、事實は一月九日某個紅熱患者が死亡しました、其時前夜から死ぬ迄に一回の診察も受けなかつた、同時に一本の注射も受けなかつたさうで、そして死亡後に醫者が見えたと云ふことを聞いて居ります、越えて二月十六日天然痘患者が發生しまして、午後五時に治療方を願つた所が、翌日六時頃に來て、初めて立會つたと云ふことであります、遂に避病院に入院することも出来ず死んで了つた、此の二つの点は遺憾に思ふ、又人道に於ても看過すべからざるものであると考へます、又巡捕が赤痢にかゝつて、診察を受けに行くとお前は如何して来たかと云ふて、薬は呉れなかつたと云ふことを聞くのであります、全部では無からうが、醫者が自宅で診察して居ると云ふことであります、内職をお許しになることは善くないと

(151)

(是より寄木書記と佐々木議員との間に押問答あり)

○小倉知正君 私は佐々木君及太田議員の話の圖書費が本年一千圓削られたことに就て石川委員より説明がありました、先年橋本と云ふ人が來られて、天津の事情を調査したいと云ふことで、圖書館に行つた所が、天津に就て書いた物は一も無かつた、三文の價値も無い本が二冊あつた許りで、漸く本屋を探して幾らか調査に資したと云ふことであります、今日圖書館の本を見ると翻譯物が多いやうであります、支那の調査に便宜な書籍が殆んど無いと云ふやうな状態にあるやうであります、それで今更中上ぐる必要もありせぬが、何うせ此種算は委員附托で御審査になりませうが、出来得べくんば、前年通り若くはそれ以上に増額することを希望致します。

○阿部政吉君 只今佐々木議員から御質問ありましたが、私は新聞紙上では見て居りますが、これには充分お答へする考を持つて居りますが、之は新聞紙上に載つて居るだけでありますから、四角四面に申しません、前に松村議員から仲居の税金免除と云ふことに就て御話があり太田議員からも申されましたが、私も更に質問を致します、松村議員から仲居の税金は些細な税額であるから免除しては何うかと云ふことであります、それは行政委員会の方でも免除をしてもよいが、目下考慮中であるといふことであつた、所が仲居税には一元二元と甲乙がある、然し甲には収入税の肩書を持つて居る、乙の方には肩書が無い、肩書が無いのは女ボーイと同じである、若し之を詳細に調べたならば、此範圍の中に料理屋以上の収入のある者もある、名目が飲食店のボーイと申すが仲居は無税である、それと同一である、一元二元の税は租界全体の体面に關する、滿場一致の賛成を得て免除して頂きたい。(拍手起る)

○行政委員(藤田諸郎君)
 只今牧君からの御懇切な御意見を拜聴して有難うございました。實はさう云ふことのあることは私には知りませんでした。所が病院と技師の住宅との間に今迄電話が無かつた爲めに、急を要する場合には之を呼ぶ譯にゆかぬと云ふ遺憾があつたので、本年は臨時費の方に電話を入れてあります。又傳染病室の中も不完全な所があるので、部屋の改造なども進められてあります。一月九日の紅熱患者の事は事實であるが、是は技師の方に警告することに致します。二月十六日の天然痘患者は日本人であつたか、支那人であつたか知りませんが、支那人であるとすれば、餘程手続に於て面倒ですから、多少日本人より遅くなつたことと思ふ、それから巡捕の治療と云ふことであるが一應は警告致しますが、一々民間の方で何うしやうと云ふことは出来ない、殊に巡捕の監督は警察の方に御願してあるから、署長と相談して然るべき方法を執ります。それから技師の自宅診療と云ふことであるが、此人は天津に永く居るので、友人が来て診て貰ふことはあるかも知れませぬ、それを人情として診ないと云ふことも出来ないと思ひます。そして大分斯う云ふ風に色々御注意を受けましたが、斯う云ふ問題は可成ならば、其の時に直ぐ吾々の耳に入れて頂くと、實際の事務を執る上に参考になると存じますから、民會で言はれるのみでなく、事の起つた時に行政委員の耳に入れて頂きたいと存じます。

○牧 尙一君 只今の藤田委員の御説明で能く判りました。電話を引いて下さることは餘程難有い今迄無かつたことは遺憾と存じます。それから天然痘患者は朝鮮人でありまして、當然日本人であります。それから其の都度言つて呉れたら好いと云ふこととありますが、實は四五日前に聞いたので其調査に三日間かゝつて居ります。特に民會にさらけ出して申すのではありませぬ。調査に暇が掛かつたのであります。

○田中鑄太郎君 私は此の豫算編成に就きまして一寸御伺ひ致したいのですが、第一取事務所費の係給手當に理事の外に技師或は技師の係給を訂上してあります。之は私の考では各課に分けた方が實際の經費を調査するとか或は民會に於て調査するにも非常都合が好いと思ひます。之は若し出来るならば御改め願ひたい、それから本年度新たに水道管の漏水調査費を一寸御説明になつたが、此の調査の方法は如何にしてお進みになりますか。

○行政委員會長(川村龍雄君)
 田中議員の御質問の第一は事務所費の係給及手當を其の部分で別にした方が好くはないか、例へば技師二名とあるを土木、衛生は衛生とした方が好くはないかと云ふことですが、御尤であります。私もそれは好からうと思ひます。併し斯う云ふ風に事務所費にひつくるめても不都合はないと思ひます。

○田中鑄太郎君 併し其課に属するものは其課に入れた方が一目能く判る、矢張りお別けになつた方が適當と思ふ、政府豫算に準じて進めたいと思ひます。

○行政委員會長(川村龍雄君)

承知しました。そうすると次の行政委員會に申續きます。それから第二の御質問は水道料調査費と云ふこととありますが、何う云ふ方法で調査をするかと云ふこととありますが、之は最も古く敷設したものは思はれるものから逐次調べて見て、換へなければならぬと認められたものは端から換へて行くと思ふ方法を取つてみます。

○田中鑄太郎君 掘つて見て悪い所があればそれは誰に負担させるのですか。

○行政委員會長(川村龍雄君)
 水道管の費用は需要者から買ひます。併し工費は租界局が負担します。それで一千五百円を計上してあります。

○佐々木敏丸君 此の支那の藝妓、貸座敷のこととありますが、支那人のこととありますから一軒の中で五人も六人も居る處もある、中には脱税者もあると思ふが、宮木さんの話では全部額を知つてゐるから脱税者は無いと云ふことですが、宮木さんが退めるとか何うかすると問題が起ると思ふ、あれを請負制度にしたら如何かと思ひます。脱税者のあるか無いかはモウ一度念を押してお尋ね致して置きます。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 私からお答へ致しますが、請負にする考へはありませぬ、昨年の民會に於て宮木君が殆ど額を知つて居ると云ふことを認めて居ります。宮木君が萬一病氣其他都名上執務せざる場合には次席を以て調べさせて居るから御心配は要りませぬ。

○副議長(黒澤兼次郎君)

豫算の歳入出の各項に涉りまして御質問も済んだやうでありますから、是より逐條に就て更に質問願ひたいと思ひます。

○橋本國三郎君 休養をお忘れになつてゐませぬか。

○副議長(黒澤兼次郎君)
 休養は忘れてはゐませぬが、それは大休の質問は終りましたから是から約十分間休養致します。(午後六時三十分休養)

○副議長(黒澤兼次郎君)
 是より引續き會議を開きます。

○平井久一君 各項に互つての質問も略々終つたやうでありますから、例年の例に依り、十五名の委員と行政委員を併せた審査委員に委託することにして、次の議案に移りたいと思ひます。

○那 茂行君 今審査委員に附託する御話のごさいましたが、其の前に一寸御願ひ致したいことがござります。昨年六月迄は胡同の掃除を民間の方で貰ひましたが、七月でしたか所有者で掃除することを御取極めになりました。御承知の如く日本人の胡同は兎に角として、支那人は八釜しく言つても取極めないで掃除させぬ、汚いことは御承知の通りであります。之を復活させたら宜敷からうと思ひますが、茲にある豫算は掃除するだけの豫算であると思ふことであるが、苦力を二十人雇入れて道は一年に二千二百四十坪で綺麗に出来ると思ひます。現に胡同が流行して居り是から種々の傳染病が流行りますと汚い處ですから綺麗にしなければならぬと思ひます。

(157)

から、それだけ豫算に増加を願ひます、之には御賛成の方も少くないと思ひますから實行を望みます。

○副議長(黒澤兼次郎君)
平井議員から動議が出て居ります、各款に就ての質問も済んだやうでありますから、豫算審査委員に附託したいと思ふこととあります、御賛成の方は御起立願ひたい。(起立者多数)

○副議長(黒澤兼次郎君)
平井議員の動議は成立致しました、平井君の動議を更に議案と致します、之に賛成の方は御起立願ひたい。(起立者多数)

○副議長(黒澤兼次郎君)
多敷と認めました。

○佐々木敏丸君 先程休憩前に逐條審議と云ふことでありましたが、委員附託にすることは如何ですか。

○副議長(黒澤兼次郎君)
是は議員の中から動議が出て、採決の結果賛成があつたのであります、止むを得ませぬ。

○平井久一君 審査委員の投票は手数でありますから可成は議長指名に願ひたい。(賛成の聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君)
只今御聴きの通りの動議が出ましたが、御賛成の方は御起立願ひたい。(起立者多数)

(158)

○副議長(黒澤兼次郎君)
平井議員の動議は成立致しました之れを議題と致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)
只今議題と致しました十五名の豫算審査委員を議長指名にして異議なきやと認めますから、委員の氏名は後程御通知致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)
次は大正十四年度特別會計電氣歳入出豫算、十四年度特別會計官有地地下準備金豫算、之を一括して議題と致します。

日程第三大正十四年度特別會計電氣歳入出豫算案
日程第四大正十四年度特別會計官有地地下準備金豫算案

○行政委員(大澤大之助君)
大正十四年度電氣歳入出豫算の方に少し活字の間違ひがあります、数字の訂正を願ひます。(訂正の箇所を讀上ぐ)

○行政委員(大澤大之助君)
電氣の豫算に就ては御説明申上げること余りないと思ひますから、御質問がありましたら、御答へ致します、次に十四年度官有地地下準備金豫算案、是は既に御承知の通りで相變らず年賦金を拂ふもので、例年の通りでございます、是も説明する必要も無いと思ひます。

○佐々木敏丸君 一寸大澤委員に御伺ひ致しますが、歳出第一款第三項に技師の宿舍がありますが、

(159)

技師の宿舍は給與されないのですか、それからモ一前年の豫算には、街燈費は土木費に入つて居りますが、本年から此中に入れた理由を承りたい。

○行政委員(大澤大之助君)
お答へ致します、宿舍費の無いのは只今の技師一名は嘱託であるからであります、本官でないから與へない、街燈費は外に大した理由は無いので、土木のものを此方に移した迄です。

○松村利男君 此の電氣供給の契約を見ますと、第九條に「新聞廣告に係る開運機務局の第一號粉炭の天津に於ける市價に付銀六兩七十仙が相場に變動を生じたる場合には其の騰落に應じて電力供給の料金を増減すべきものとす」斯う云ふ條項が出て居りますが、此の契約は何等の形に於て御變更の御意思はございませぬか、理由は單價が變動する時は吾々の電燈代金に於て少なからざる弊害を感ずる、現に奉直殿の時は電氣供給料が騰つて、其の時は豫備費から拂つて居つた、此の契約をもつと有利にすることは出来ぬのですか、其の次は此の大正十二年度でしたが電氣の決算報告をされた場合に、非常なロスがあつたやうです平均して二割と思ひますが、此のロスが十四年度に於ても起るのですか、若し起ればロスを止める譯には参りませぬか、モウ一つは街燈線が甚だ不完全な状態にある、或る所は全く消えて居つて晩から一つも火かないやうなこともあるし、之は行政委員の方に數回御注意申して置きましたが、まだ斯う云ふ状態が繰返へされるものであるか、それから月夜の晩は少し位曇つて居つても消されませんが、之は何とか御變へになる方法は無いか。

○行政委員(大澤大之助君)

(160)

松村議員にお答へ致します、此の石炭値上り問題は約束した以上は變更出来無いと思ふ、約束當時は三仙位に當る所があるが、契約當時から三仙二厘位はなればならぬ、ことになつて居ります、之は十二年以降一月二月は三仙六厘位に當つて居ります、それから目下三月の一日から三仙三厘の計算になつて居る、併し石炭も近々下りませうから永続的のものでないから契約中は已むを得ぬものと思ひます、行政委員會では考慮して居りませぬ、それから漏電の問題であります、先年其のことに就て質問を致したこともあつて、何とが都合に造りたいと思ひますので、只今計畫をして居ります所は、十三年度に於て、トランスホームを買ひまして、電線の交叉を避けて造つて見たいと思ふ計畫と、其の外に、朝から晩まで電氣を送つて居る結果、五つのトランスホームが其の中間を通つて居るので彼れる電氣を節約しようと思つて居ります、モ一つは管の引込から戻りの所迄コンデットチューブを置きまして、メートルの周圍に木の箱を付けて悪戯の出来ないうやうにする、そうして計算の上には現はれて來る損失を防止したのであります、それから第三の質問は街燈であります、之は行政委員會では旭街の全部のものを半分にして消らうと思ふので居りますが、或は今後は街燈は全部點火して、旭街は十二時以後は消すことにすれば、此豫算で都合に行くだらうと思つて居ります、尚不完全な場所がありましたら可成そう云ふことのないやうに街燈係を管轄して修繕する積りであります、月夜の問題も本年からは全部點けて、旭街を十二時から消すと自然無くなると思ひますから、左様御承知を願ひます。

○佐々木敏丸君 先達の話に一寸聞きましたが、此の計器の貸付保證金は取つて居られるのであ

只今の佐々木さんの御質問は甚だ行政委員として参考になることであり、現在の行政委員は未だそう云ふことのあることは知りませぬので、そう云ふことが事實でありとすれば、今後そう云ふことの無いやうに努めまして、嚴重に取立てます。

○橋本國三郎君 今佐々木議員の話では、電燈のメートルだけのやうに聞きました、動力のメートルは一馬力の料金は何うなつて居りますか、外國租界では使用高で取ることになつて居ると聞いて居ります、日本租界の電力は一馬力三元、數字は少し忘れましたが八十弗の割合に依つて取られて居る、事業に依つて毎日遣る者もあり、一寸あつたり遣るものもある、それが爲めにメートルを使はなくても料金を取られて、事業の研究も出来ないと云ふやうな不自由を感じるのであります、事業家に對して便宜を興へるやうな意思はございませぬか。

○行政委員(大澤大之助君) 供給規定にもございませぬ通り、三馬力迄は二弗と云ふことになつてゐまして、一馬力を越えたものは五弗徴収することになつて居つて、供給規定が變らない以上は出来ないと云ふ思ひます、是が民會に建議案とでもなつて、變れば都合が漸くと思ひます、参考になるお説でありますから次の行政委員に申繼いで考慮して貰ふことに致します、吾々眞實のことを申せば、電力を安くして、スキ徳も何でも電氣を使つて貰ふことになれば損失も少くなり、次期の行政委員に於て能く考慮されるやうに申送ることに致します。

○速水篤治郎君 此の電氣歳出の方であります、昨年は街燈費と云ふものが一般會計の歳出に計上され、本年度は電燈歳入出に計上されて居りますが、民間の現在の會計から申すと同じでありますか、若し取つて居られるならば何の爲めに取つて居られるのですか、又どの科目に遣入つてゐますか。

○行政委員(大澤大之助君) 此のメートルの保證金は預り金で、歳入に遣入つて居ませぬ、別に扱つてゐます、金額は約八千弗であります。

○佐々木敏丸君 此の八千弗は僅か八百弗と思ひますが間違ひありませぬか。

○行政委員(大澤大之助君) 間違ひ無いと思ひます。

○佐々木敏丸君 それから聞きます處では、天津に新に來られた方、又は住宅を移した方に保證金を出せと云ふことを言はれるやうです、能く聞くに盗んで行く奴があるから、家を轉つたものに取ると云ふことは、前に居つた者が悪いことをしたからと云つて、後から來たものに取ると云ふことは、それは矛盾して居りませぬか。

○行政委員(大澤大之助君) それは前の者は既得權として金を取らぬ、新しき者は供給規定に依つて取つて居ります。

○佐々木敏丸君 さうすると今の答へでは本人に書き換へが出來ぬことになりはせぬか、若し後に來た人が、金を拂はぬと、前の人の名義で金を取立てることになると思ふ、現に前の人の名義でメートル料を拂つて居る人がある、全く法規の効力が無いやうに思ひます。

○行政委員(大澤大之助君)

ます、けれども、特別會計の性質から見れば個人の電燈でありとすれば全部電燈會社が負担すべきものである、電氣營業者が當然負担すべきものであるが、之を特に此特別會計で持つと云ふことは確定した御意見があるのでしょうか、特別會計の性質上此邊を明かにするのが本旨であると思ふ。

○行政委員(大澤大之助君) 土木の方に電燈料を付けて置くと、土木の方に工夫を請求すると云ふ問題も起つて來るので、それが爲めに纏めて置つたのであります、それはどちらにしても差支へないと思ひますから、議員諸君の御考に依つて、變更が御希望なれば換へても宜敷い電氣の工夫は電氣の工夫に成つて居るので纏めた譯であります。

○速水篤治郎君 解りましたが、土木費に持つて行かなくとも準備費でも差支へないと思ひますが特別會計の性質から見まして、負担すべきものと負担せざるものとは區別しなければならぬ。

○永安平吉君 私も電燈費に就てお尋ね致します、電燈費の豫算に三千弗が旭街に組まれてありますが、旭街の電燈を眞中に持つて行つて、他の部分に一つを持つて行く考はありませぬか、私は能く朝早く起きて散歩する習慣を有つて居ります、朝明るくなつても街燈が點いて居る、漏電でなく浪費でないかと考へて居ります、是にはメートルを附けて街燈の計算をやることは出來ないのですか。

○行政委員(大澤大之助君) 佛蘭西租界、英租界のやうに置くことは誠に理想的であります、あゝ云ふ風に致しますと大分大きな電燈を使はなければならぬ、餘程街燈費が高くなる、只今は不細工であります、暫く我慢して戴きたい、それから街燈であります、一つ消せば皆消えるやうになつて居ります、それらも注意致します。

○佐々木敏丸君 永安君からも話がありました、旭街の街燈は只暗いのみならば好いが、人道を妨げるもので、巡捕の交通整理が悪いと問題になつて居りますが、あれが道路を妨げるので、公園の周りにでもおつて行つてお祭り位に點けるやうに致したい、私は電車の上で電線をつけることが好からうと思ひますから、それが良いとなれば早速御實行願ひたい。

○行政委員(大澤大之助君) 面白いことを伺ひました、それに就ては豫算の要求をしなければならぬ、電線を取付けることは容易であるやうであります、上にグラブ／＼しては風が吹くと電球が落ちて巡捕が怪我をしたと云ふことを聞いて居ります、本年は先づ是を御幸願ひます。

○森川照太郎君 ロスの話がありますが、一昨年であつたか、大澤委員はロスに就て民會議員として御話のあつたことを御記憶であると思ひますが、現在のロスは普通の電燈電力を供給する組織として普通の率より餘程多過ぎるか、ロスの一般の例に比しての率と、それから大澤氏が質問された當時と、現在行政委員になられた今日と、何の位減つて居るか御比較を伺ひたい。

○行政委員(大澤大之助君) 森川議員に御答へ致します、十三年のロスのパーセントは、一月に割一分六厘、二月には一、八二、四月が一、三三、五月が一、四七、六月一、三三、七月一、七六、八月一、三、九月七、十月二、十一月一、三三、之を平均すれば一、一に當るのであります、之はメートルを見る

ます、けれども、特別會計の性質から見れば個人の電燈でありとすれば全部電燈會社が負担すべきものである、電氣營業者が當然負担すべきものであるが、之を特に此特別會計で持つと云ふことは確定した御意見があるのでしょうか、特別會計の性質上此邊を明かにするのが本旨であると思ふ。

○行政委員(大澤大之助君) 土木の方に電燈料を付けて置くと、土木の方に工夫を請求すると云ふ問題も起つて來るので、それが爲めに纏めて置つたのであります、それはどちらにしても差支へないと思ひますから、議員諸君の御考に依つて、變更が御希望なれば換へても宜敷い電氣の工夫は電氣の工夫に成つて居るので纏めた譯であります。

○速水篤治郎君 解りましたが、土木費に持つて行かなくとも準備費でも差支へないと思ひますが特別會計の性質から見まして、負担すべきものと負担せざるものとは區別しなければならぬ。

○永安平吉君 私も電燈費に就てお尋ね致します、電燈費の豫算に三千弗が旭街に組まれてありますが、旭街の電燈を眞中に持つて行つて、他の部分に一つを持つて行く考はありませぬか、私は能く朝早く起きて散歩する習慣を有つて居ります、朝明るくなつても街燈が點いて居る、漏電でなく浪費でないかと考へて居ります、是にはメートルを附けて街燈の計算をやることは出來ないのですか。

○行政委員(大澤大之助君) 佛蘭西租界、英租界のやうに置くことは誠に理想的であります、あゝ云ふ風に致しますと大分大きな電燈を使はなければならぬ、餘程街燈費が高くなる、只今は不細工であります、暫く我慢して戴きたい、それから街燈であります、一つ消せば皆消えるやうになつて居ります、それらも注意致します。

○佐々木敏丸君 永安君からも話がありました、旭街の街燈は只暗いのみならば好いが、人道を妨げるもので、巡捕の交通整理が悪いと問題になつて居りますが、あれが道路を妨げるので、公園の周りにでもおつて行つてお祭り位に點けるやうに致したい、私は電車の上で電線をつけることが好からうと思ひますから、それが良いとなれば早速御實行願ひたい。

○行政委員(大澤大之助君) 面白いことを伺ひました、それに就ては豫算の要求をしなければならぬ、電線を取付けることは容易であるやうであります、上にグラブ／＼しては風が吹くと電球が落ちて巡捕が怪我をしたと云ふことを聞いて居ります、本年は先づ是を御幸願ひます。

○森川照太郎君 ロスの話がありますが、一昨年であつたか、大澤委員はロスに就て民會議員として御話のあつたことを御記憶であると思ひますが、現在のロスは普通の電燈電力を供給する組織として普通の率より餘程多過ぎるか、ロスの一般の例に比しての率と、それから大澤氏が質問された當時と、現在行政委員になられた今日と、何の位減つて居るか御比較を伺ひたい。

○行政委員(大澤大之助君) 森川議員に御答へ致します、十三年のロスのパーセントは、一月に割一分六厘、二月には一、八二、四月が一、三三、五月が一、四七、六月一、三三、七月一、七六、八月一、三、九月七、十月二、十一月一、三三、之を平均すれば一、一に當るのであります、之はメートルを見る

ます、けれども、特別會計の性質から見れば個人の電燈でありとすれば全部電燈會社が負担すべきものである、電氣營業者が當然負担すべきものであるが、之を特に此特別會計で持つと云ふことは確定した御意見があるのでしょうか、特別會計の性質上此邊を明かにするのが本旨であると思ふ。

○行政委員(大澤大之助君) 土木の方に電燈料を付けて置くと、土木の方に工夫を請求すると云ふ問題も起つて來るので、それが爲めに纏めて置つたのであります、それはどちらにしても差支へないと思ひますから、議員諸君の御考に依つて、變更が御希望なれば換へても宜敷い電氣の工夫は電氣の工夫に成つて居るので纏めた譯であります。

○速水篤治郎君 解りましたが、土木費に持つて行かなくとも準備費でも差支へないと思ひますが特別會計の性質から見まして、負担すべきものと負担せざるものとは區別しなければならぬ。

○永安平吉君 私も電燈費に就てお尋ね致します、電燈費の豫算に三千弗が旭街に組まれてありますが、旭街の電燈を眞中に持つて行つて、他の部分に一つを持つて行く考はありませぬか、私は能く朝早く起きて散歩する習慣を有つて居ります、朝明るくなつても街燈が點いて居る、漏電でなく浪費でないかと考へて居ります、是にはメートルを附けて街燈の計算をやることは出來ないのですか。

○行政委員(大澤大之助君) 佛蘭西租界、英租界のやうに置くことは誠に理想的であります、あゝ云ふ風に致しますと大分大きな電燈を使はなければならぬ、餘程街燈費が高くなる、只今は不細工であります、暫く我慢して戴きたい、それから街燈であります、一つ消せば皆消えるやうになつて居ります、それらも注意致します。

○佐々木敏丸君 永安君からも話がありました、旭街の街燈は只暗いのみならば好いが、人道を妨げるもので、巡捕の交通整理が悪いと問題になつて居りますが、あれが道路を妨げるので、公園の周りにでもおつて行つてお祭り位に點けるやうに致したい、私は電車の上で電線をつけることが好からうと思ひますから、それが良いとなれば早速御實行願ひたい。

○行政委員(大澤大之助君) 面白いことを伺ひました、それに就ては豫算の要求をしなければならぬ、電線を取付けることは容易であるやうであります、上にグラブ／＼しては風が吹くと電球が落ちて巡捕が怪我をしたと云ふことを聞いて居ります、本年は先づ是を御幸願ひます。

○森川照太郎君 ロスの話がありますが、一昨年であつたか、大澤委員はロスに就て民會議員として御話のあつたことを御記憶であると思ひますが、現在のロスは普通の電燈電力を供給する組織として普通の率より餘程多過ぎるか、ロスの一般の例に比しての率と、それから大澤氏が質問された當時と、現在行政委員になられた今日と、何の位減つて居るか御比較を伺ひたい。

○行政委員(大澤大之助君) 森川議員に御答へ致します、十三年のロスのパーセントは、一月に割一分六厘、二月には一、八二、四月が一、三三、五月が一、四七、六月一、三三、七月一、七六、八月一、三、九月七、十月二、十一月一、三三、之を平均すれば一、一に當るのであります、之はメートルを見る

(165)

時に、間違ひ無い様に考へるので、そう云ふ具合で質問を提出した時には一割八分位あつたと記憶して居ります。今年は一割一分でありまして、佛蘭西は一割二分英租界は七、八であります。私の考では今少し減じられるものと聞いて居ります。此問題に就ては、私は片岡技師とも種々研究しましたのですが、目下の處斯う云ふ成績であります。判らないのであります。尙次の行政委員に申續き研究を願ひます。

○永安平吉君 今の街燈の一を消せば全部消せることになつて居ると云ふことであるが、あれにメートルを附けるお考は無いのですか。

○行政委員(大澤大之助君) それは街燈の大元もとに着いて居ります。

○田中壽太郎君 此の電氣の歳出の方に旅費が百弗ありますが、何に使ふのですか。

○行政委員(大澤大之助君) 之は別に意義はございませぬ、項目を置いて置かなければならぬので百弗計上してあります。何時人が出入するか判らぬから要求してあるのであります。

○副議長(黒澤兼次郎君) 諸君に御語り致しますが大休質問も盡きたやうですが、前の豫算案と同様に委員附托に致したいと思ひます。(異議なしの聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君) それでは本案は委員附托と云ふことに致します、今二案を一括して議題として居ります、第二の

(166)

案に御質問ありませぬか。(異議なしの聲起る)

○副議長(黒澤兼次郎君) 大正十四年度居留民団歳入出總豫算案、大正十四年度特別會計電氣歳入出豫算案、全特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案、此三案を委員附托と致します。(異議なしの聲起る)

○吉川書記長 只今議長の指名されました審査委員を申し上げます。

永安平吉君、郡茂行君、川島範夏君、池田三男也君、速水篤治郎君、砂田實君、相原俊夫君、平井久一君、太田利三郎君、岡崎省蔵君、小林陽之助君、利根川久君、松原秀三君、上野壽君、牧向一君、以上十五名であります。

○副議長(黒澤兼次郎君) それから只今申上げた十五名の方にお諮り致しますが、審査會は何時お開きになる方が宜敷いでしょうか。

○郡 茂行君 一寸御尋ね致しますが、明日は日曜であります、民會はお開きですか。

○岡本副領事 會期も正に盡き様として居るにも不拘、まだ議案も多々ありますから、居留民團法施行規則第三十八條に依つて、會期を三月三十日迄に延期することに致しました、其の告示を只今出すことにして居ります。

○副議長(黒澤兼次郎君) 只今岡本副領事から會期の延長を申渡されました、私の考では明日は本會議は開かないで、審査會だけは是非明日願ひたいと思ひますが、午後二時からと云ふ説がありますが如何ですか。

(167)

(賛成と呼ぶ者あり)

○副議長(黒澤兼次郎君) それでは御賛成のやうであります、明日は休會致しまして、審査委員會を開きます午後二時から御集まり願ひます、本會議は明後日午後四時から開會致します、今日は之にて散會と致します。(午後七時三十分散會)

第六日 大正十四年三月三十日於公會堂

議事日程

第一、大正十四年度居留民団歳入出總豫算案

第二、大正十四年度特別會計電氣歳入出豫算案

第三、大正十四年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案

第四、居留民團法施行規則第十八條ニ依ル行政委員會委任事項中改正ノ件

第五、居留民團法施行規則第十八條ニ依リ行政委員會ニ委任ノ件廢止ノ件

第六、臨時財源調査會章程中改正ノ件

第七、課金法調査會條例中改正ノ件

第八、課金調査委員會條例中改正ノ件

第九、事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件中改正ノ件

第十、事業調査委員會設置ノ件中改正ノ件

第十一、壽術、扶養街開修工費徵收規則廢止ノ件

第十二、壽術開修工費特別會計條例廢止ノ件

第十三、扶養街開修工費特別會計條例廢止ノ件

第十四、民團理事規程ノ件

第十五、民團會計検査委員ノ人員ノ件

第十六、行政委員選舉

第十七、豫備行政委員選舉

第十八、民團會計検査委員選舉

(168)

出席議員

小谷萬治郎	千原初藏	川本吾一	牧
小倉知正	利根川久	田中壽太郎	向一
郡 茂行	黒澤兼次郎	永安平吉	川島範夏
川村龍雄	吉野久七	松原秀三	内山春吉
橋本國三郎	藤田語郎	野崎誠近	森川照太
遠山猛雄	小林陽之助	中村常三郎	上野 壽
安部長太郎	大澤大之助	古田治四郎	池田三男也
遠藤盛彌	兒島鷲磨	松村利男	金山喜八郎
			吉田房次郎

五十四名

田村俊次 赤山今朝治 長野 勤 白井忠三
 濱田邦太郎 砂田 實 久留島貞次 中島盛彦
 岡崎省藏 檜垣恭興 岡本久雄 佐々木敏丸
 西村 博 速水篤治郎 相原俊夫 山西健吉
 勝田重直 平井久一 太田利三郎 根本儀太郎
 眞藤葉生 好富道明

午後四時十五分振鈴
 ○議長(中島盛彦君)
 是より會議を開きます、本日の出席議員は四十九名であります、尙一昨日皆さんに御諮り致しまして、旅順の防備隊の方に、度々驅逐艦を派遣されたことに對して謝電を打ちました所が、折返へし防備隊司令部の方から謝意を表する旨の電報が参つて居ります、之を書記長より朗讀致します。(吉川書記長謝電朗讀)
 本隊撤退ニ際シ懇篤ナル感謝ノ辭ヲ辱フシ感激ニ不堪ヲ謝意ヲ表ス
 (拍手起る)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは日程に入ります、一昨日審査委員会に附託されました、大正十四年度居留民團歳入出總算案、大正十四年度特別會計電氣歳入出總算案、及大正十四年度特別會計官有地拂下準備金歳入出總算案、此等が第一讀會の續きになつて居りますから之を附讀致します、審査委員長の御報告を求めます。

(170)

報告を求めます。
 ○審査委員長(岡崎省藏君)
 私から昨日の審査會の結果を御報告致します、吾々は昨日午後二時から九時半に亘つて各項に就て慎重審議致しました、其結果豫算は歳入出共大體に於て妥當と認め、只三修正をしたのであります、第一は此の御燈費であります、御燈費は電氣の特別豫算に入つて居つたのであります、乍併特別會計の意味から申すと一般會計に繰入れるべきもので、特別會計に入れるべきものでないと云ふことから、從來の如く一般會計に入れました、此の額は九千五百円であり、従つて特別會計から一般會計に繰入すべき此總額だけ殖えて居るのであります、それから第二は衛生費であります、此の經常歳出の第二項道路掃除費、之を一千九百五十五円増加することに致しました、其理由は先日来種々御質問もありませんが、之は胡同の掃除に充てることになつたのであります、此は胡同の所有者がやるべきものであります、乍併實際上に於て困難と云ふこと並に衛生の見地からして、民團が之をやると云ふ意味に於て増加しましたので、此金額は豫備費から廻すことに致しました、一千九百五十五円であり、此の二點が吾々が修正した點であります、それは御手許に配つてある案の通りであります、皆さん御賛成の程を希望致します、次に各項に涉つて審査した所、又次期の行政委員會に申續ぐことに就て、主なるものを御報告申し上げます、第一歳出の第一款事務所費であります、現在の仕事の運用上から見まして、理事に於て差支ある場合には理事代理の書記を置くことが必要では無いかと云ふことが提議されましたが、色々話合つた結果先づ現在の人で遣つて行かう、さうして運用上何うしても足りない場合には何うかして宜からう

(171)

其の費用は豫備費の方から回すと云ふことを次期の行政委員會に申續ぐことに致しました、第二は土木費であります、土木費の中の修道費であります、道路の修築に關しては吾々は可成修築をして良い道に出来ないかと云ふことを買したのであります、現在に於ては、前年度に於て時局の爲めに交通に差支がありましたので、材料が到着しないと云ふやうなことから豫算を計上しても使ひ切れないだらうと云ふことであります、それから下水噴退費であります、之も此の豫算で現在の必要箇所は大體出来ることになつて居ることを確めました、第三に警備費であります、之は豫算は原案通りであります、次に教育費であります、在外指定學校の國庫補助金に就て、行政委員の方から色々話を承りました、當局者の方針は先づ教員の俸給を主として居ると云ふことであります、でありますから以上を具備して補助の申請をされたことであります、第五衛生費であります、避難院に於ては種々議論の結果、一人男子の看護長を雇入れて豫備費から出すと云ふことであります、これも次の行政委員に申續ぎたい、最後に教育に關する補助金であります、此の問題は年々民會で論議研究されるのであります、如斯きことは教育と云ふ上に於て餘り好ましくない、結果に於ては民團の財政を危くしやしないかと云ふことであります、特別委員會を設けて之を如何にするかと云ふ一定の方針を立てると云ふ審査委員會を設ける必要を認め、審査會の決議と致しまして、之を次期の行政委員會に申續ぐことにした、その決議を朗讀致します、(拍手起る)
 決議文朗讀。(拍手起る)
 本豫算委員會は教育機關に對する補助に關し將來特別委員會を組織し一層の研究あらんことを希望す。

(172)

吾々は次期の賢明なる行政委員會は此希望を入れられて、そして必ずや特別委員會を設けられまして、民團の財政に鑑みて相當の研究あること、信するのであります。(拍手起る)
 ○議長(中島盛彦君)
 お諮り致します、審査委員長から報告されました豫算案に對して、直に二讀會に移りたいと思ひます、御賛成ありませぬか。(異議なしの聲起る)
 ○議長(中島盛彦君)
 御賛成の方起立をお願いします。(起立者多数)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは是より二讀會に入ります、御意見ありますれば述べられたし。
 ○松村利男君 只今の御報告に對してお伺ひ致しますが、日本租界の下水の發散に就ては何等の考慮を拂つて居らぬやうに思ひます、下水の瓦斯には爆發力を有して居りますが、此處の下水は糞便が混つてゐるから宜敷いですが、之に就ては將來何等かの方法を御考になつて居られますか。
 ○阿部技師 私からお答へ致します、下水の瓦斯の發生と云ふことは認めて居ります、本年度に於ては道路に發生することを止める方法を考へて居ります、尙將來に至りましても何處か他にやると云ふ方法を考へて居りますが、本年度は蓋當りマンホールの穴の閉いて居る所を塞いで、臭氣の洩れないやうにする積りであります。
 ○橋本國三郎君 只今の説明に就て今一度お伺ひ致したいのであります、道路のマンホールを塞

(173)

く積りであると云ふことであるが、柵になつて居る所は何うなりますか。

○阿部技師 汚水柵ですか、それは下から瓦斯の出ない方法になつて居ります、早く出来たものでさうなつて居らぬものもありますが、それは追々改造して行きます。

○橋本國三郎君 委員長にお伺ひ致しますが、只今胡同の掃除は民間の方で遣ふことに改正したと云ふことであるが、現に自費でやつて居るものは將來團營に移すことになるのでありますか。

○審査委員長(岡崎省蔵君) つまり掃除する費用を増して胡同の掃除は民間の方で遣ふことになつて居ります、其の爲めに千九十五弗増加した、是は豫備費を以て遣ふことに委員会はしたのであります。

○榎垣泰興君 一寸お伺ひ致しますが、教育補助特別委員会を設ける決議があつたやうですが、さうしますと今迄の教育機関と別なものでありますか。

○審査委員長(岡崎省蔵君) 別にそれに対しては考へて居りませぬ、それは次期の行政委員会に於て可然遣れること、存じます。

○橋本國三郎君 もう一つ技師長にお尋ね致しますが、臭氣を防ぐことに就ては、何か良い御考かございますか、是から考へて下さるのですか。

○阿部技師 是から考へるかと思はれますが、今已に方法を考へて進めて居ります。

○橋本國三郎君 其の方法を一寸伺へませぬか。

○阿部技師 上の孔を塞ぐのであります。

○橋本國三郎君 道の真中の方は孔を塞ぐと云ふことですが、私の方には四つあります、困つて居ります、前にも技師長に御届けしてある筈ですが、あれを何とか變へる方法は無いですか。

○阿部技師 雨水柵の中には水が便所のパイプに溜つたやうに新式のものには水が溜ることになつて居ります、そして下の瓦斯を押しやるやうになつて居る、古いものはさうなつて居りませぬが、今は全部其方法に依つて遣ります。

○橋本國三郎君 今迄遣つてあるのですか、是から遣るのですか。

○阿部技師 さうなつてゐないのとさう云ふ風になつて居ると二種あります、なつて居るのは近頃であります。

○小倉知正君 希望事項として申上げたが、此後算案は昨日委員附託になつて嚴重に審査されたのでありますから、議會省略確定を願ひたいと思ひます。

○議長(中島盛彦君) お諮り致します、お手許に回つて居る審査會の修正したものに對して御異議ありませんか。

(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) 御異議ないと認めます、さう致しますと是より三議會に入ります、御賛成のやうでありますから採決することに御異議ありませんか。(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) 然らば修正案通り可決確定して御異議ありませんか、御賛成の方起立をお願いします。(起立者多数)

○議長(中島盛彦君)

(174)

それが多数を以て確定致します、尚ほ之に附帯して御承認を得て置きたいのは岡崎委員長から各種の希望條件が出て居ります、是は次期の行政委員会に申繼ぐと云ふことであり、是も併せて御承認を願ひます。(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) それでは日程第四の議案から第十の議案まで一括して附議することに御異議ありませんか。

○議長(中島盛彦君) 日程第四、居留民團法施行規則第十八條ニ依ル行政委員会委任事項中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第五、居留民團法施行規則第十八條ニ依リ行政委員会ニ委任ノ件廢止ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第六、臨時財源調査會章程中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第七、課金調査委員會條例中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第八、課金調査委員會條例中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第九、事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第十、事業調査委員會設置ノ件中改正ノ件

(異議なしの聲起る)

○行政委員長(川村龍雄君) 只今議長から報告されました本日の日程第四より第十に就て私から御説明申し上げます。是は先づ第一は居留民團法施行規則第十八條に依り行政委員会に委任の件廢止の件であります、是は規定に依りますと、居留民團法施行規則第三十一條及第三十二條に規程がござい、舊規程と新施行規則と變つて居る点は、三十二條に行政委員会に委任するに於ては領事の認可を要すると云ふところが變つた点であります、それ此十八條に依る行政委員会の委任事項を調べて見ました所が、此規程を採る時に、領事の認可を経て居りませぬので、此認可を得る必要があるもので、序に條項の變更をして置いた方が宜からうと云ふことを出した點であります、只今申上げたやうに民團法施行規則第十八條とありますが、新しい規則の三十一條になり、それ本文の中の第十七條に「居留民團の議決を経べき事項の題目左の如し」とあります、それ新規則では三十一條になつて居ります、御手許に配布してあります議案のやうに、十八條を三十二條に、十七條を三十一條に改めやうと云ふのであります、それから其次には日程第五「居留民團法施行規則第十八條ニ依り行政委員会ニ委任ノ件廢止ノ件」是は委任の件に依ると「居留民團の権限に屬する事項にして爲し且つ之に要する費用を調達支拂することを得、但其處分は次期の居留民團に報告すべし」となつて居りますが、新しい施行規則に依ると第五十八條に名文を設けて、緊急を要する必要な事件は行政委員会に於て領事の指揮を経て専決處分することが出来ることになつて居りますから「行政委員会ニ委任ノ件」と云ふことは存置する必要が無いので、之を廢止しやうと云ふ案であります、次の第六臨時財源調査會章程中改正ノ件、是は此第三條に「本會に調査委員十名を置き、其半數は行政委員中より其半數は居留民會議員中より云々」とあります併し御承知の通り新法に依る居留民會議員は減つて居ります、約十分の一になつて居ります、ので居留民會議員と云ふことは狭きやしないか、寧ろ他に適任者があるか知れぬから、此範圍を擴張して、御手許に配布してある議案のやうに「居留民會議員中」とあるを「居留民會議員選舉權者中」と擴め

(175)

とが變つた点であります、それ此十八條に依る行政委員会の委任事項を調べて見ました所が、此規程を採る時に、領事の認可を経て居りませぬので、此認可を得る必要があるもので、序に條項の變更をして置いた方が宜からうと云ふことを出した點であります、只今申上げたやうに民團法施行規則第十八條とありますが、新しい規則の三十一條になり、それ本文の中の第十七條に「居留民團の議決を経べき事項の題目左の如し」とあります、それ新規則では三十一條になつて居ります、御手許に配布してあります議案のやうに、十八條を三十二條に、十七條を三十一條に改めやうと云ふのであります、それから其次には日程第五「居留民團法施行規則第十八條ニ依り行政委員会ニ委任ノ件廢止ノ件」是は委任の件に依ると「居留民團の権限に屬する事項にして爲し且つ之に要する費用を調達支拂することを得、但其處分は次期の居留民團に報告すべし」となつて居りますが、新しい施行規則に依ると第五十八條に名文を設けて、緊急を要する必要な事件は行政委員会に於て領事の指揮を経て専決處分することが出来ることになつて居りますから「行政委員会ニ委任ノ件」と云ふことは存置する必要が無いので、之を廢止しやうと云ふ案であります、次の第六臨時財源調査會章程中改正ノ件、是は此第三條に「本會に調査委員十名を置き、其半數は行政委員中より其半數は居留民會議員中より云々」とあります併し御承知の通り新法に依る居留民會議員は減つて居ります、約十分の一になつて居ります、ので居留民會議員と云ふことは狭きやしないか、寧ろ他に適任者があるか知れぬから、此範圍を擴張して、御手許に配布してある議案のやうに「居留民會議員中」とあるを「居留民會議員選舉權者中」と擴め

(176)

それが多数を以て確定致します、尚ほ之に附帯して御承認を得て置きたいのは岡崎委員長から各種の希望條件が出て居ります、是は次期の行政委員会に申繼ぐと云ふことであり、是も併せて御承認を願ひます。(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) それでは日程第四の議案から第十の議案まで一括して附議することに御異議ありませんか。

○議長(中島盛彦君) 日程第四、居留民團法施行規則第十八條ニ依ル行政委員会委任事項中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第五、居留民團法施行規則第十八條ニ依リ行政委員会ニ委任ノ件廢止ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第六、臨時財源調査會章程中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第七、課金調査委員會條例中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第八、課金調査委員會條例中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第九、事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件中改正ノ件

○議長(中島盛彦君) 日程第十、事業調査委員會設置ノ件中改正ノ件

(異議なしの聲起る)

○行政委員長(川村龍雄君) 只今議長から報告されました本日の日程第四より第十に就て私から御説明申し上げます。是は先づ第一は居留民團法施行規則第十八條に依り行政委員会に委任の件廢止の件であります、是は規定に依りますと、居留民團法施行規則第三十一條及第三十二條に規程がござい、舊規程と新施行規則と變つて居る点は、三十二條に行政委員会に委任するに於ては領事の認可を要すると云ふところが變つた点であります、それ此十八條に依る行政委員会の委任事項を調べて見ました所が、此規程を採る時に、領事の認可を経て居りませぬので、此認可を得る必要があるもので、序に條項の變更をして置いた方が宜からうと云ふことを出した點であります、只今申上げたやうに民團法施行規則第十八條とありますが、新しい規則の三十一條になり、それ本文の中の第十七條に「居留民團の議決を経べき事項の題目左の如し」とあります、それ新規則では三十一條になり、それ本文の中の第十七條に「居留民團の議決を経べき事項の題目左の如し」とあります、それ新規則では三十一條になつて居ります、御手許に配布してあります議案のやうに、十八條を三十二條に、十七條を三十一條に改めやうと云ふのであります、それから其次には日程第五「居留民團法施行規則第十八條ニ依り行政委員会ニ委任ノ件廢止ノ件」是は委任の件に依ると「居留民團の権限に屬する事項にして爲し且つ之に要する費用を調達支拂することを得、但其處分は次期の居留民團に報告すべし」となつて居りますが、新しい施行規則に依ると第五十八條に名文を設けて、緊急を要する必要な事件は行政委員会に於て領事の指揮を経て専決處分することが出来ることになつて居りますから「行政委員会ニ委任ノ件」と云ふことは存置する必要が無いので、之を廢止しやうと云ふ案であります、次の第六臨時財源調査會章程中改正ノ件、是は此第三條に「本會に調査委員十名を置き、其半數は行政委員中より其半數は居留民會議員中より云々」とあります併し御承知の通り新法に依る居留民會議員は減つて居ります、約十分の一になつて居ります、ので居留民會議員と云ふことは狭きやしないか、寧ろ他に適任者があるか知れぬから、此範圍を擴張して、御手許に配布してある議案のやうに「居留民會議員中」とあるを「居留民會議員選舉權者中」と擴め

(177)

たのであります。次に第七課金法調査會條例中改正の件、是も矢張り第三條に「本會に調査委員十名を置き其半数は居留民會議員中」とあるを「行政委員を以て之に充て其他は居留民會議員選舉者中より」と改正しやうと云ふのであります。只今の課金法調査會條例に依ると本會に調査委員十名を置き其半数は居留民會議員中とあるが、あとの半数は何うなつて居るか甚だ不備と思ひますので、半数は行政委員から出し、あとの半数は居留民會議員選舉者中より選挙しやうと云ふので改正案を出したのであります。次は第八課金法調査會條例中改正の件、是も第三條にあり「民會議員中」とあるを同様の意味に於て「居留民會議員選舉者中」と範圍を擴めたのであります。次に第九課金法調査會條例中改正の件、是も同様の意味に於て「民會議員中」とあるを「民會議員選舉者中」と範圍を擴めたのであります。次は第十課金法調査會條例中改正の件、是も同様の意味に於て「民會議員中」とあるを「民會議員選舉者中」と範圍を擴めたのであります。是は何れも改正に係るものは四月一日から施行したいと云ふのであります。それから初めに申上げたいことを忘れませんが、事業調査委員會設置の件中改正の件であります。その字が落ちて居ります。終りから二行目の「選舉者」とあるは「選舉權者」で、權の字が落ちて居ります。

○平井久一君 只今御説明になつた事は判り切つたこととありますから、讀會省略可決あらんことを希望致します。(賛成の聲起る)

○議長(中島盛彦君) お諮り致します。此各議案は平井君からの勸議の通り讀會省略可決したいと思ひます。

(178)

○田中錦太郎君 財源調査會章程中改正の件其他一括して議題になつて居る中に大分まち／＼になつて居る所がある、多少修正を要する點があると思ひます。

○行政委員長(川村龍雄君) 田中さんに御断して置きますが、貴方の考へられる通り行政委員會でも或る場所には選挙、或る所は選定或は囑託と云ふ風に文字が種々になつて居ります。實際に於て不便が無い限りは此儘にして置いて、民團法規は全部引くため法規調査會を設けて、改正すべきものは改正することに考へて居りますので、今回は差當り仕事をすることに差支ないだけに改正しやうと云ふことになつて居ります。右様御承知を願ひます。

○田中錦太郎君 實は大分案の体裁も一定して居らぬから能く御訂正になつた方が宜からうと思ひます。

○議長(中島盛彦君) 只今川村會長の説明の通りで差支ありませんか。

○田中錦太郎君 差支ありません、私の希望は區々になつて居ること、形式上一定して居らぬから一應調へて監督官に出す前に御訂正願ひたいと思ひます。

○議長(中島盛彦君) 行政委員會でも他日改正されるのでありますから左様御承知願ひます、それでは各議案に對して御賛成の方起立願ひます。(起立者多数)

○議長(中島盛彦君)

(179)

本案は讀會省略可決確定と致します。

○議長(中島盛彦君) 次に日程第十一審街扶養街開修工費徵收規則廢止ノ件、第十二審街開修工費特別會計條例廢止ノ件、第十三扶養街開修工費特別會計條例廢止ノ件、此三案を一括して附議したいと思ひます、御異議ありませんか。(異議なし)

○行政委員長(川村龍雄君) 只今の審街扶養街開修工費徵收規則廢止ノ件外二件、是は何れも既に仕事か済つて之を存して置く必要が無いから全然廢止しやうと云ふのであります。

○小倉知正君 是等の議案も既に明瞭であると思ひます、讀會省略可決あらんことを希望致します。

○議長(中島盛彦君) それではお諮り致します。小倉議員から勸議あり、三案一括、讀會省略可決して御異議ありませんか、賛成の方起立願ひます。(起立者多数)

○議長(中島盛彦君) それでは可決確定致します。次に日程第十四の民團理事規程ノ件、之を附議致します。

○行政委員長(川村龍雄君) 本規程は居留民團法施行規則第五十五條の第六項に理事の任免、任期及懲戒に關する規定は居留民會之を定むと規定されてありますので、それ此規程の案を提出したのであります、實際理事を置くかぬと云ふことは只今申上げた第五十五條第四項に依りまして、行政委員會の決議に領

(180)

事の認可と云ふことがありますが、規定だけは先づ設けて置かなければならぬと思ひます、第一條は「天津居留民團に理事一名を置く」とし、第二條に「理事は行政委員會の決議により領事の認可を得て之を任す」としました、是は民團の施行規則に書いてあることを此處に出したに止まるのであります、それから任期であるが、施行規則の五項には「五年以内」とあります、それを三年とした、三年にしたことは深い理由は無いが、先づ此位の處か適當でないかと云ふことと三年としたのであります、第四條は懲罰の規定であります、「職務上怠慢過失其他行政委員會に於て不都合と認むる所爲ありたるときは行政委員會は之を懲罰に處す」と、五條は懲罰の種類であります、種類は三つあつて、さうして末項は月俸の三分の一を超過しない、而かも其期間は三月を越えないと云ふのであります、最後の六條は給與に關すること行政委員會之を定むと極めて簡單な案であります、復た字句の訂正であります、第二條の「領事の認可を得て」とあるは「認可」でありますから訂正を願ひます。

○山西健吉君 第三條に任期は三年とありますが、任期が満了すると退めるのですか。

○行政委員長(川村龍雄君) 任期は三年とありますが、重任は妨げない、適當な人物を得れば重任しても差支ないのであります、先づ一期三年としたのであります。

○松村利男君 期限が三年とありますと、再選を妨げずと云ふことが無いと自然退めなければならぬと思ひます。

○行政委員長(川村龍雄君)

(181)

行政委員の考は三年であるから必ず退めなければならぬことは無い、行政委員会が議案と認め領事の認可を得れば、反対の規定が無い以上是て差支ないと思ひます。
 ○松村利男君 私は再選することを得と入れた方が明かであると思ひます、希望として申し上げます
 ○行政委員(石川 通君)
 松村さんの希望もありますが、市町村の市長の任期に於ても「四年とす」とのみあつて、重任させる場合もさう云ふ文句は付けて無いのであります、吾々もそれに倣つたのであります。
 ○議長(中島盛彦君)
 御意見ありませぬか。(異議なしの聲起る)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは御諮り致します、本案を二讀會に移すことに御異議ありませぬか。(異議なしの聲起る)
 ○議長(中島盛彦君)
 是より二讀會に入ります。(讀會省略と呼ぶ者あり)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは御異議ないやうでありますから御賛成の方起立を願ひます。(起立者多数)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは讀會省略でありますから、次の日程第十五民團會計検査委員人員ノ件、之を附議致します。

(182)

○行政委員長(川村龍雄君)
 本案は民團法施行規則第七十六條に「居留民會は毎年帝國臣民たる議員中より二人以上の會計検査委員を選挙し居留民團の會計を検査せしむべし」と云ふ規定がございますので、委員の數を民團會で定めて預かうと云ふので提出したのであります、行政委員會では從來も三名であります、三名を適當として提案したのであります。(異議なしの聲起る)
 ○議長(中島盛彦君)
 御諮り致します、それは此會計検査委員人員の件は讀會省略可決して差支ありませんか御賛成の方起立を願ひます。(起立者多数)
 ○議長(中島盛彦君)
 多數で可決致します、それから御諮り致しますが行政委員選舉に關して、實は舊規則の方には立會人を設けることがあるが、新しい規則には立會人を設けることは明文として無いのであります、私か考へますに何だか變則のやうに思ひますが、是は何う云ふ風にしたならば宜しいか。
 ○行政委員(藤田語郎君)
 私は從來通り選舉立會人を二人任命して貰ひたいと思ひます。(賛成の聲起る)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは藤田委員からお話のやうに選舉立會人を二名指名することに御異議ありませぬか。(異議なしの聲起る)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは監督官に御願ひ致します。
 ○副領事(岡本一策君)
 只今の決議に依りまして、速水、楡垣の兩君を指名致します。(拍手起る)

(183)

○議長(中島盛彦君)
 是より十分間休憩致します。(午後五時十六分休憩)
 午後五時三十分再開
 ○議長(中島盛彦君)
 是より會議を開きます、日程第十六行政委員の選舉を願ひます。
 ○吉川書記長 行政委員の選舉の人員は十名であります、御承知でもありませんが、本年は無記名單記となつて居ります、尙投票に名刺を添へて投函願ひます、今投票用紙を配付致します。(投票用紙配布投票を行ふ)
 (投票數を検す)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは御報告致します、只今の投票數五十四、名刺の方も五十四、間違ないやうであります(是より採點を行ふ)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは選舉の結果を御報告致します。

牧 尚 一君	六 点
白 井 忠 三君	六 点
小林 陽之助君	五 点
吉田 房次郎君	五 点

(184)

以上十名行政委員に當選されました、次点者川島龍彦君三點であります、併せて御報告致します、さう致しますと日程第十七豫備行政委員の選舉を願ひます、
 ○副領事(岡本一策君)
 選舉立會人として速水、楡垣の兩君を指名致します。
 ○吉川書記長 投票用紙と名刺を配ります、單記無記名であります。(投票用紙を配布し投票を行ふ)
 ○議長(中島盛彦君)
 是より開函致します。(投票數を検す)
 ○議長(中島盛彦君)
 投票の數と名刺と合つて居ります。(採點を行ふ)
 ○議長(中島盛彦君)
 それでは御報告致します。

松 原 秀 三君	五 点
川 本 吾 一君	五 点
上 野 壽 君	五 点
利 根 川 久 君	五 点
藤 田 語 郎 君	五 点
川 村 龍 雄 君	四 点

(186)

田村 俊 次君 十四票
 遠藤 盛 彌君 十二票

以上二人當選されました、尙次点者を御報告致します、川島君八票、眞藤君七票、黒澤君五票、永安君三票、平井君三票、太田君一票、郡君一票斯う云ふことになつて居ります、更めて豫備行政委員の當選された順序を申し上げますと遠山君、大澤君、梅垣君、田村君、遠藤君、以上五名當選されました。

それから次は日程第十八の會計検査委員の選挙を三名致すことになつて居ります、是も矢張り行政委員の選挙規則に準じて無記名筆記で選挙することになつて居ります、其前に十分間休憩致します。(午後六時二十五分休憩)

午後六時四十分再開

○議長(中島盛彦君)
 是より會議を開きます、日程第十八會計検査委員の選挙に就ては休憩前に御話して置きましたが行政委員の選挙規則に依りまして筆記に致しますとたいへん手数はないか、さうかと申して別に會計検査委員の選挙の規定が無いのであります、理窟から申すと或は筆記の方が好いかと思はれますが、何れにしても議場に請つて決定したいと思ひますが、何れを取りますか。

(連記と呼ぶ者あり)

○議長(中島盛彦君)
 それでは連記無記名と云ふことにて差支ありませんか。(異議なしの聲起る)

(185)

遠山 猛 雄君 廿六票
 大澤 大之助君 十五票
 梅垣 恭 興君 七票

此三名が規定に依つて當選されました、尙次点者は田村俊次君二票、川島純賢君一票、黒澤兼次郎君一票、永安平吉君一票、平井久一君一票、斯う云ふことになつて居ります、御承知のやうに豫備行政委員の選挙に就ては四十五條の二項に「行政委員及豫備行政委員は前項の選挙に依り有効投票の最多數を得たる者の内より之を定む但し三箇以上の投票あることを要す」とあり、第三項に「定數に足る當選者を得ること能はざるときは其不足の員數に付更に選挙を行ふべし」と云ふことになつて居ります、定數の不足二名を更に選挙致します。

○古川書記長 只今投票用紙を配ります。(投票用紙配布投票を行ふ)

○議長(中島盛彦君)
 御報告致します名刺五十四であります、是より投票箱を開きます。

(投票箱を開き投票數を檢す)

○議長(中島盛彦君)
 御報告致します、投票の數は五十四、名刺の數と合つて居ります、是より採点致します。

(採点を行ふ)

○議長(中島盛彦君)
 それでは二名の不足に對して新たに選挙した結果を御報告致します。

(188)

岡 本君 一票 無効 一票

と云ふことになつて居ります、それで高點者の濱田君と次點者の池田君は當選されて居りますが郡奉行君と田中鑄太郎君は同點であります、是は別に規定も無いのであります、若し行政委員の選挙に依る決選投票となり、此際手数を省くことに議長の抽籤と云ふことにして貰へは結構と存じますか。

○郡奉行君 私は辭退致します、田中君は先輩でもありますから田中君に就任を願ひます。

○森川照太郎君 決定しない内に許すことは將來の惡例にもなると思ひます。

○森川照太郎君 理論上の問題に考へて當選した者は辭任と云ふことは出来ないとと思ひます。

○田中鑄太郎君 私も辭退致します。

○議長(中島盛彦君)
 それではお諮り致します、藤田委員と森川議員の說に就て採決するもの如る躊躇するが、幸ひ郡君も田中君も御辭退になつて居りますから抽籤を以てキツパリ極めた方が好からうと思ひます。

(拍手起る)

それは立會人に御抽籤を願ひます。

(立會人籤を持し議長抽籤す)

それは只今郡奉行君の方を先きに抽きました、郡君が當選になりました。

○議長(中島盛彦君)

(187)

○議長(中島盛彦君)
 然らば是より日程第十八會計検査委員の選挙を致します。

○古川書記長 それでは連記無記名で三名お願致します。(投票用紙を配布し投票を行ふ)

○議長(中島盛彦君)
 御報告致します、名刺の數五十三枚、先刻より一人歸りましたから左様御承知願ひます。

(開函投票數を檢す)

○議長(中島盛彦君)
 投票の數は五十三枚、名刺の數と合つて居ります、是より採点致します。(採点を行ふ)

○議長(中島盛彦君)
 御報告致します、選挙の結果は

濱田君	三十三票	池田君	二十八票
郡奉行君	二十一票	田中君	二十一票
好富君	二十票	平井君	八票
永安君	五票	太田君	三票
相原君	二票	眞藤君	二票
根本君	二票	川島君	二票
安部君	二票	橋本君	二票
勝田君	一票	岡崎君	一票

改めて報告致します。會計検査員として濱田邦太郎君、池田三男君、郡茂行君、ノ三名が當選されました。

○議長(中島盛彦君)
是より本民団に於ける成績を吉川書記長より報告致します。(吉川書記長成績書朗讀)(拍手起る)
大正十四年第十八次居留民団通常會成績
大正十四年三月二十四日より三十日まで會期七日間に於ける大正十四年第十八次居留民団通常會の成績左の如し

一、會 議	七 回
二、選 舉	六 回
三、決 議	一 回
四、本 會	一 回
五、審 査 委 員 會	一 回
六、民 團 議 長 選 舉	一 回
七、民 團 副 議 長 選 舉	一 回
八、行 政 委 員 選 舉	一 回
九、民 團 會 計 檢 査 委 員 選 舉	一 回
十、民 團 會 計 檢 査 委 員 選 舉	一 回
十一、居 留 民 會 々 議 規 則 中 改 正 の 件	一 回

(190)

(189)

一、居 留 民 會 々 議 規 則 中 改 正 の 件	可 決
二、居 留 民 會 々 議 規 則 中 追 加 改 正 の 件 (建 議 案)	可 決
三、大 正 十 二 年 度 居 留 民 團 歲 入 出 決 算	承 認
四、大 正 十 二 年 度 特 別 會 計 電 氣 歲 入 出 決 算	承 認
五、大 正 十 二 年 度 特 別 會 計 官 有 地 拂 下 準 備 金 歲 入 出 決 算	承 認
六、特 別 會 計 電 氣 睡 所 及 地 下 高 壓 線 並 低 壓 架 空 配 電 線 建 設 費 決 算	承 認
七、特 別 會 計 道 路 及 下 水 暗 渠 築 造 工 費 歲 入 出 決 算	承 認
八、諸 車 監 料 條 例 中 改 正 の 件	可 決
九、花 園 街 消 防 器 具 置 場 取 毀 の 件	可 決
十、公 設 市 場 家 屋 取 毀 の 件	可 決
十一、日 本 租 界 公 設 市 場 規 則 廢 止 の 件	可 決
十二、天 津 共 立 立 學 校 補 助 金 の 件	可 決
十三、天 津 少 年 義 勇 團 補 助 金 の 件	可 決
十四、天 津 在 鄉 軍 人 分 會 非 常 用 統 器 手 入 費 補 助 の 件	可 決
十五、天 津 日 本 青 年 會 補 助 金 の 件	可 決
十六、私 立 天 津 高 等 女 學 校 補 助 金 の 件	可 決
十七、大 正 十 三 年 度 居 留 民 團 歲 入 出 總 豫 算 案	修 正 可 決
十八、大 正 十 三 年 度 居 留 民 團 歲 入 出 總 豫 算 案	修 正 可 決
十九、大 正 十 四 年 度 特 別 會 計 電 氣 歲 入 出 決 算	修 正 可 決

(192)

(191)

一、大 正 十 四 年 度 特 別 會 計 官 有 地 拂 下 準 備 金 歲 入 出 決 算 案	可 決
二、居 留 民 團 法 施 行 規 則 第 十 八 條 に 依 り 行 政 委 員 會 委 任 事 項 中 改 正 の 件	可 決
三、臨 時 財 源 調 査 會 章 程 中 改 正 の 件	可 決
四、課 金 法 調 査 會 條 例 中 改 正 の 件	可 決
五、課 金 法 調 査 委 員 會 條 例 中 改 正 の 件	可 決
六、事 業 資 金 調 達 の 爲 め 國 庫 補 助 請 願 委 員 會 設 置 の 件 中 改 正 の 件	可 決
七、事 業 調 査 委 員 會 設 置 の 件 中 改 正 の 件	可 決
八、審 査 會 條 例 中 改 正 の 件	可 決
九、審 査 會 條 例 中 改 正 の 件	可 決
十、扶 養 會 開 修 工 費 特 別 會 計 條 例 廢 止 の 件	可 決
十一、扶 養 會 開 修 工 費 特 別 會 計 條 例 廢 止 の 件	可 決
十二、民 團 事 務 規 程 の 件	可 決
十三、民 團 會 計 檢 査 委 員 人 員 の 件	可 決
十四、之 を 計 上 す る に	可 決
十五、會 議	六 回
十六、選 舉	六 回
十七、案	三 十 二 件

承 認	五 件
原 案 可 決	二 十 四 件
原 案 修 正 可 決	二 件
建 議 案 可 決	一 件

○議長(中島盛彦君)
是より監督官として岡本副領事から閉會の詞を述べられることになつて居ります。
○副領事(岡本一策君)
諸君、私は吉田總領事か已むを得ない差支の爲め歸りましたので、第十八次民團の閉會に當り一言御挨拶申上げます。民團議員諸君には廿四日以来約一週間熱心に諸般の審議を了せられました過去の民團に於ける如き、無用の議論紛擾を來たすことなく、誠に圓滿に諸般の議事を議了されましたことは、監督官として満足に思ひ、且つ愉快に感ずる次第であります。新民團法施行規則改正の要旨も要するに此處に在ると思ひますから、今後の民團に於ても、今回に於けると同様、眞面目に民團行政の爲めに討議されんことを希望致します。尙此機會に於て申上げますが、前行政委員諸君に向つては過去一年間に於ける努力に對して深厚なる敬意を表すると共に、來年度即ち十四年度に於ては幾多の積極的施設もなければならぬ、當民團に於ては多事の年度であると思ふ、従つて一層御熱心と御努力に依りまして、民團行政委員は勿論、議員各位に於かれても在留邦人各位の輿望に副はれるやうにしたいと思ひます、之を以て閉會の辭と致します。(拍手起る)

○西村 博君 私は例に依ると云ふと可笑しいが、毎時も年を取つて居るから、お前か道つたら直からうと云ふ話を伺ひます、議員に代つて御挨拶を申上げますが、議員に於て御賛成を願ひます（拍手起る）

我租界の通常民會は是迄非常に混雑を極め、甚だ遺り難い民會であつたが、十四年度は最吉の制度を取られた第一次の民會であり、又當選された吾々議員が民會を開いたことも第一次であり、此意味に於て吾々が十四年度の議事に當りましたことは非常な紀念とすべきものであると思ひます、是に就て只今監督官から御挨拶を頂きましたことは深く慇懃に堪えない次第であります、果して吾々議員は充分なる義務を盡して居るか否かと云ふことは別として、此の茲に到りました迄の経路に就ては官憲に於ても、十三年度の現在の行政委員に於ても、非常なる熱心をお臨み下さいました結果改正案が極まりました次第であります、是迄の如く議場が混雑することなく、一、二議長から御注意のあつた位で、嫌な感じもせず、開議に民會を経過したことは頗る欣喜に堪へない次第であります、茲に到る迄に行政委員長并に行政委員諸君の御奮闘になりましたことは深く御禮を申上げる譯で、殊に此最終に於ては殆ど毎夜の如く連日に亘つて御勉勵になつたと云ふことは、吾々議員として頗る感激に堪へない次第であります、居留民として此点に就ての官憲の努力に對しても感謝する次第であります、尙ほ會議に當つて議長が健康を害して居られるにも拘らず、此議場を整理下さいましたことは滿腔の謝意を表すると共に、黒澤君が議長として能く之を補佐されたことに就ても同じく感謝の意を表してはならないのであります、其他會計検査員諸君并に調査委員諸君は民團の行政に御盡力下さいました種々の御盡力に對して感謝の意を表して已まない次第であります、茲に目出度圓滿に此議事を了りましたことは我居留民として紀念とすべく非常な喜びを以て解散する次第であります、深く御禮を申すと同時に御同慶に堪へない次第であります、之を以て御挨拶に代へます。

○行政委員長（川村龍雄君）

第十八次通常民會を終るに當りまして、私は一言御挨拶申上げます、新民法規則に依つて構成されました此民會に於ては、開會第一日より議員諸君は殆ど全部御出席下さいまして、吾々が提出致しました議案に就て、非常なる御熱心をお示し、研究討論せられ、議案の全部が殆ど無難可決されましたことは、誠に私共光榮とし、感謝する所であり、それと同時に監督官は無難のこと、中島議長に於かれましては御病氣にも拘らず、此會議を整理せられ、議事の進行を圖られましたこと、總の議了することが出来たことは難有いこととあります、只今監督官より又民會議員を代表した西村議員から御鄭重なる御言葉を頂き、感謝に堪えない次第であります、民會を終るに際して、一言御禮を申上げます。

○議長（中島盛彦君）

閉會に臨み例に依り一言御挨拶致します、私は引續き議長に御選びを得て、さうして連日此會議に於て皆さんと議事に携はりました所が、大した失敗もなく、幸ひにして幾多の議案を議了することを得ましたことは、之れ一に監督官の賜はりました御蔭は申す迄もなく、議員各位から心から援助協力して下さいました結果と考へます、御承知の通り今回は新しい組織の法規の下に成立つた民會であります、私も最初の試みとして衷心喜んで居る次第であります、茲に目出度閉會を

告げることになつたことは幸福とする所であり、過去一年を顧みますと随分多端の時でありまして、彼の洪水の如き戦争の如き、幾多不慮の災害があつたのであります、此間に處して行政委員の各位が大に此租界の爲めに御盡力下さいましたことは衷心より感謝したいと考へます、川村會長初め各位が租界をして浸水せしめざるやうに御盡力下さい、同時に支那側を援助し、水害より免れたことは誠に欣幸とする所であり、無論吉田總領事が何くれとなく御配慮下さいましたこと、御盡力に對しては皆さんと共に感謝しなければならぬことと考へます、私は民會議長として勤めましたが、毎年の如く病氣に冒され、今回は其前から病床にあつたものでござい、種々と今議員を代表されて西村議員より川村會長から過分な謝辭を頂きましたが、之に對して何等應酬することの出来ないのは慚愧に堪えませぬ、只私として過去を顧みて奇妙に思ふのは、民會の時には病氣が何時も付纏つて居ることとあります、之を記録に附することは困るものであります、是は皆さんの御賛同を得て削除することも出来ず、親しく民會に携つて居られた黒澤君が副議長として御挨拶を願つたことは要するに私か此任務を全うし得た所以であります、茲に副議長にも衷心御禮を申上げて將來に於ても互に提携して行くことが出来れば誠に結構と存じます、之を以て御挨拶と致します、それでは是で閉會致します。（午後七時三十分閉會）

大正十四年度天津居留民會通常會議事録附録

決 議 事 項

大正十四年度天津居留民會通常會に於て議決したる諸事項及決算報告並に大正十四年度に屬する歳入出豫算左の如し

【一】 大正十三年度居留民團歳入出追加豫算ノ件報告（イ）

本案ハ舊居留民團法施行規則第十八條ニ依リ居留民會ヨリ委任セラレタル緊急事項ヲ施行スルニ際シ居留民會ノ議決ヲ經ル暇ナキニ依リ總領事ノ指揮ヲ受ケ左記ノ通り大正十三年度居留民團歳入出豫算追加シ八月一日ヨリ施行セリ

右報告候也

大正十四年三月 日 行政委員長 川 村 龍 雄

大正十三年度居留民團歳入出追加豫算

歳 入

一 銀 壹 萬 弗 也

臨時部豫算額

(197)

計 銀 壹 萬 弗 也	出	臨時部豫算額
一 銀 壹 萬 弗 也		
計 銀 壹 萬 弗 也		
(歲入出追加豫算表省略)		
大正十三年度居留民團歲入出追加豫算ノ件報告 (ロ)		
<p>本案ハ舊居留民團法施行規則第十八條ニ依リ居留民會ヨリ委任セラレタル緊要事項ヲ施行スルニ際シ居留民會ノ議決ヲ經ルニ依リ總領事ノ指揮ヲ受ケ左記ノ通り大正十三年度居留民團歲入出豫算追加シ九月二十六日ヨリ施行セリ</p> <p>右報告候也</p> <p>大正十四年三月 日</p> <p>行政委員會長 川 村 龍 雄</p>		
大正十三年度居留民團歲入出追加豫算	入	臨時部豫算額
一 銀 壹 萬 弗 也		
計 銀 壹 萬 弗 也		

(198)

一 銀 壹 萬 弗 也	出	臨時部豫算額
計 銀 壹 萬 弗 也		
(歲入出追加豫算表省略)		
【二】居留民會々議規則中改正ノ件		
<p>一、居留民會々議規則中左ノ通り改正ス</p> <p>第二條ヲ削除ス</p> <p>第三條中「又ハ前條規定ノ書面ヲ」トアルヲ削除ス</p> <p>第十九條中「議場ニ諸ツテ代理者ヲ定メ」トアルヲ「副議長ニ副議長故障アルトキハ假議長ニ」ト改ム</p> <p>附 則</p> <p>一、本條例中改正ニ係ル部分ハ發布ノ日ヨリ施行ス</p> <p>【三】居留民會々議規則中追加改正ノ件</p> <p>居留民會々議規則中左ノ通り改正ス</p> <p>第十條中「十名以上ノ贊成者」トアルヲ「五名以上ノ贊成者」ト改ム</p> <p>第十一條中「十名以上ノ贊成者」トアルヲ「五名以上ノ贊成者」ト改ム</p>		

(199)

【四】大正十二年度居留民團歲入出決算書		
一 銀 五 拾 壹 萬 參 千 百 九 拾 九 兩 六 錢 五 仙 也	入	經常部歲入高
一 銀 拾 六 萬 貳 千 參 百 七 拾 六 兩 九 錢 壹 仙 也		臨時部歲入高
計 銀 六 拾 七 萬 五 千 五 百 七 拾 六 兩 五 錢 六 仙 也		
一 銀 貳 拾 八 萬 七 千 五 百 六 拾 壹 兩 六 錢 參 仙 也	出	經常部歲出高
一 銀 參 拾 萬 八 千 貳 百 九 拾 六 兩 四 錢 參 仙 也		臨時部歲出高
計 銀 五 拾 九 萬 五 千 八 百 五 拾 八 兩 六 錢 參 仙 也		
差 引 銀 七 萬 九 千 七 百 拾 八 兩 五 錢 仙 也		大正十三年度(繰越金)
(歲入出決算表省略)		
【五】大正十二年度特別會計電氣歲入出決算書		
一 銀 參 拾 參 萬 五 千 五 百 六 拾 壹 兩 五 錢 仙 也	入	經常部歲入高
計 銀 參 拾 參 萬 五 千 五 百 六 拾 壹 兩 五 錢 仙 也	出	

(200)

一 銀 參 拾 萬 貳 百 五 拾 五 兩 拾 參 仙 也	入	經常部歲出高
計 銀 參 拾 萬 貳 百 五 拾 五 兩 拾 參 仙 也		
差 引 銀 參 萬 五 千 參 百 六 兩 參 拾 七 仙 也		大正十三年度(繰越金)
(歲入出決算表省略)		
【六】大正十二年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算書		
一 金 九 萬 六 千 九 百 貳 拾 圓	入	前年度繰越金
一 金 五 千 八 百 拾 五 圓 貳 拾 錢		利
合計 金 拾 萬 貳 千 七 百 參 拾 五 圓 貳 拾 錢	出	子
一 金 貳 萬 四 千 貳 百 參 拾 圓		官有地拂下代金年度割當額
一 金 五 千 八 百 拾 五 圓 貳 拾 錢		一般會計繰入金
一 金 七 萬 貳 千 六 百 九 拾 圓		大正十三年度(繰越金)
合計 金 拾 萬 貳 千 七 百 參 拾 五 圓 貳 拾 錢		(歲入出決算表省略)

(202)

(201)

<p>【七】特別會計電氣變壓所及地下高壓線并低壓架空配電線建設費決算書</p> <p>一、銀 貳拾貳萬 弗也</p> <p>計 銀 貳拾貳萬 弗也</p> <p>一、銀 貳拾壹萬九千四百參拾六拾仙也</p> <p>計 銀 貳拾壹萬九千四百參拾六拾仙也</p> <p>差 引 銀 九百五拾六拾四拾仙也</p> <p>十三年度特別會計電氣歲入へ繰越 (決算表省略)</p>	<p>【八】特別會計道路及下水暗渠築造工費歳入出決算書</p> <p>一、銀 七 萬 弗 也</p> <p>計 銀 七 萬 弗 也</p> <p>一、銀 六萬九千九百五拾貳仙也</p> <p>差 引 銀 九百九拾九拾八拾仙也</p> <p>大正十三年度一般會計へ繰入 (歳入出決算表省略)</p>	<p>【九】諸車鑑札料條例中改正案</p> <p>諸車鑑札料條例中左ノ通り改正ス</p> <p>第三條中六項大車一輛ニ付一ヶ月銀「貳萬五拾仙」トアルヲ「參萬」ト改ム</p> <p>附則ニ左ノ一項ヲ加フ</p> <p>一、本條例中改正ニ係ル部分ハ大正十四年四月一日ヨリ施行ス</p> <p>【一〇】花園街舊消防隊器具置場取費ノ件</p> <p>一、日本租界花園街所在舊消防隊器具置場(拾七坪七二五)取費ノ件</p> <p>【一一】公設市場家屋取費ノ件</p> <p>一、日本租界福島街所在公設市場家屋(平家百八拾六坪六參貳)取費ノ件</p> <p>【一二】日本租界公設市場規則廢止ノ件</p> <p>一、日本租界公設市場規則ハ大正十四年四月一日限リ廢止ス</p>
--	--	--

(204)

(203)

<p>【三】天津共立學校補助金ノ件</p> <p>一、銀 六千參百五拾弗也</p> <p>大正十四年度ヨリ前記ノ通り補助スルコト</p> <p>天津共立學校ニ對シ大正八、九年度毎年銀參千弗大正十年度ヨリ毎年銀五千五百弗大正十二年度ヨリ毎年銀六千弗ヲ補助シ來リシカ向校ハ生徒ノ増加ノ爲メ女教員並學生管理者ノ増聘且來職員ノ増聘等ノ爲メ銀七千貳百弗ノ補助申請アリタルモ女教員ノ増聘ニ要スル銀參百五拾弗ノ増額ヲ至當ト認メ本案ヲ提出ス</p>	<p>【四】天津日本少年義勇團補助金ノ件</p> <p>一、銀 五百 弗 也</p> <p>大正十四年度補助額</p> <p>大正十二年度銀五百弗大正十三年度銀參百五拾弗補助セシカ本年度ニ於テモ經費不足ノ爲メ補助申請アリタルニ依リ至當ト認メ本案ヲ提出ス</p> <p>【五】天津日本青年會補助金ノ件</p> <p>一、銀 五千五百 弗 也</p> <p>大正十四年度補助額</p> <p>天津日本青年會附屬事業タル青年補習夜學校ニ對シ大正十二年度銀五千弗大正十三年度銀四千弗補助セシカ本年度ニ於テモ經費不足ノ爲メ補助申請アリタルニ依リ至當ト認メ本案ヲ提出ス</p>	<p>【六】私立天津高等女學校補助金ノ件</p> <p>一、銀 七 千 弗 也</p> <p>大正十四年度補助額</p> <p>大正十二年度銀參千弗大正十三年度銀四千弗補助セシカ本年度ニ於テ更ニ教員ノ増聘並ニ修給増額其他ノ費用高ムヲ以テ經費補助ノ申請アリタルニ依リ前記ノ金額補助スルヲ至當ト認メ本案ヲ提出ス</p> <p>【七】天津在郷軍人分會非常用銃器手入費補助ノ件</p> <p>一、銀 貳百五拾弗也</p> <p>但天津在郷軍人分會ニ於テ非常準備ノ爲メ陸軍省ヨリ貸下銃器手入費大正十四年度ヨリ五ヶ年間銀貳百五拾弗補助方申請アリタルニ依リ至當ト認メ本案ヲ提出ス</p> <p>【八】大正十三年度居留民團歲入出追加豫算案</p> <p>一、銀 參 千 弗 也</p> <p>計 銀 參 千 弗 也</p> <p>經常部豫算高</p>
--	--	---

<p>【五】大正十四年度居留民團歲入出總豫算案</p> <p>歲入</p> <p>銀五拾參萬七千七百七拾貳元七角</p> <p>銀壹萬八千八百七拾五元六角九分</p> <p>合計銀五拾五萬五千九百八拾八元四角四分</p> <p>銀參拾參萬八千七百四拾五元八角二分</p> <p>銀貳拾壹萬七千七百四拾貳元五角九分</p> <p>合計銀五拾五萬五千九百八拾八元四角四分</p> <p>（歲入出總豫算表省略）</p> <p>【三】大正十四年度特別會計電氣歲入出豫算案</p> <p>歲入</p> <p>一、銀參拾五萬八千參百拾元</p> <p>計銀參拾五萬八千參百拾元</p> <p>歲出</p> <p>一、銀參拾五萬八千參百拾元</p> <p>計銀參拾五萬八千參百拾元</p> <p>（歲入出總豫算表省略）</p>	<p>【三】大正十四年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算案</p> <p>歲入</p> <p>一、金五萬壹千參百六拾七圓六角</p> <p>計金五萬壹千參百六拾七圓六角</p> <p>歲出</p> <p>一、金五萬壹千參百六拾七圓六角</p> <p>計金五萬壹千參百六拾七圓六角</p> <p>（歲入出總豫算表省略）</p> <p>【三】居留民團法施行規則第十八條ニ依ル行政委員會委任事項中改正ノ件</p> <p>居留民團法施行規則第十八條ニ依ル行政委員會委任事項中左ノ通り改正ス</p>
--	---

<p>一、居留民團法施行規則「第十八條」トアルヲ「第三十二條」ニ改ム</p> <p>一、居留民團法施行規則「第十七條」トアルヲ「第三十一條」ニ改ム</p> <p>【三】居留民團法施行規則第十八條ニ依リ行政委員會ニ委任ノ件廢止ノ件</p> <p>大正七年三月二十六日民會決議ノ本委任ノ件ハ之ヲ廢止ス</p> <p>【四】臨時財源調查會章程中改正ノ件</p> <p>臨時財源調查會章程中左ノ通り改正ス</p> <p>一、第三條中行政委員會ヨリ其半數ハノ下「居留民會議員中」トアルヲ「居留民會議員選舉權者中」ト改ム</p> <p>附則ニ左ノ一項ヲ加フ</p> <p>本章程中改正ニ係ル部分ハ大正十四年四月一日ヨリ施行ス</p> <p>【五】課金法調查會條例中改正ノ件</p> <p>一、課金法調查會條例中左ノ通り改正ス</p> <p>第三條本會ニ調査委員十名ヲ置キ其ノ半數ハノ下「居留民會議員中」トアルヲ「行政委員ヲ以テ之ニ充テ其他ハ居留民會議員選舉權者中ヨリ」ト改ム</p> <p>附則ニ左ノ一項ヲ加フ</p> <p>本條例中改正ニ係ル部分ハ大正十四年四月一日ヨリ施行ス</p>	<p>【三】課金調查委員會條例中改正ノ件</p> <p>第三條中「民會議員」トアルヲ「居留民會議員選舉權者」ト改ム</p> <p>附則ニ左ノ一項ヲ加フ</p> <p>一、本條例中改正ニ係ル部分ハ大正十四年四月一日ヨリ施行ス</p> <p>【七】事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件中改正ノ件</p> <p>一、事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件左ノ通り改正ス</p> <p>一、本條中但シ内十名ハ行政委員之ニ任シ他ノ五名ハノ下「民會議員」トアルヲ「居留民會議員選舉權者」ト改ム</p> <p>【六】事業調查委員會設置ノ件中改正ノ件</p> <p>事業調查委員會設置ノ件中左ノ通り改正ス</p> <p>一、本條中但シ内十名ハ行政委員之ニ任シ他ノ十名ハノ下「民會議員」トアルヲ「居留民會議員選舉權者」ト改ム</p>
---	--

<p>【二九】 壽街扶桑街開修工費徵收規則廢止ノ件 本條例ハ大正十四年四月一日限り之ヲ廢止ス</p> <p>【三〇】 壽街開修工費特別會計條例廢止ノ件 本條例ハ大正十四年四月一日限り之ヲ廢止ス</p> <p>【三一】 扶桑街開修工費特別會計條例廢止ノ件 本條例ハ大正十四年四月一日限り之ヲ廢止ス</p> <p>【三二】 民 團 理 事 規 程</p> <p>第一條 天津居留民團ニ理事一名ヲ置ク 第二條 理事ハ行政委員會ノ決議ニヨリ領事ノ認可ヲ得テ之ヲ任免ス 第三條 理事ノ任期ハ三ヶ年トス 第四條 職務上怠慢、過失、其他行政委員會ニ於テ不都合ト認ムル所爲アリタルトキハ行政委員會ハ之ヲ懲罰ニ處スヘシ 第五條 懲罰ノ種類ハ誹責罰停及免職ノ三種トス但減俸ハ月額ノ三分ノ一以上ヲ課セス且三ヶ月以上ニ涉ルコトナシ</p> <p>第六條 理事ノ給與ニ關スル件ハ行政委員會之ヲ定ム</p> <p>附 則 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス</p> <p>【三三】 天津居留民團會計検査委員人員ノ件 一、天津居留民團會計検査委員ハ三名トス 大正十四年度通常民會要録</p> <p>一、議 員 六十名 二、會 場 大正十四年三月二十四日より同三十日迄七日間 三、會 場 公會堂 四、成 績 (議事録にあるを以て略す) 五、議長及會議係</p> <p>議長 中島盛彦 副議長 黒澤兼次郎 書記 吉川慎一郎 書記 宮本政央 書記 平野喜久太郎 書記 鈴木美喜太郎 速記 北森信松</p> <p>(附 錄 終)</p>	
---	--

